

写

令和 2 年

大竹市議会臨時会 (第 2 回) 会議
録

大竹市議会定例会 (第 3 回) 会議
録

大 竹 市 議 会

令和2年5月大竹市議会定例会（第2回）会議録目次

5月27日開会

5月28日閉会

◎第1日（5月27日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	1
出席議員	-----	2
欠席議員	-----	2
説明のため出席した者	-----	2
出席した事務局職員	-----	2
会期決定について	-----	3
開会（開議）	-----	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	4
日程第 2 会期決定について	-----	4
日程第 3 報告第 2号		
） （一括）	-----	5
日程第10 議案第39号		
日程第11 報告第 4号	-----	10
日程第12 認 第 1号		
） （一括）	-----	10
日程第14 認 第 4号		
日程第15 認 第 2号		
） （一括）	-----	13
日程第16 認 第 5号		
散 会	-----	17

◎第2日（5月28日）

議事日程	-----	19
会議に付した事件	-----	19
出席議員	-----	19
欠席議員	-----	19
説明のため出席した者	-----	19
出席した事務局職員	-----	20
開 議	-----	21
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	21
日程第 2 議案第38号	-----	21
日程第 3 議案第39号	-----	24

日程第 4	議案第 40 号	-----	25
日程第 5	議案第 41 号	-----	26
閉 会		-----	28

令和2年6月大竹市議会定例会（第3回）会議録目次

6月 9日開会

6月23日閉会

◎第1日（6月9日）

議事日程	-----	31
会議に付した事件	-----	31
出席議員	-----	31
欠席議員	-----	32
説明のため出席した者	-----	32
出席した事務局職員	-----	32
会期決定について	-----	33
一般質問通告表	-----	34
開会（開議）	-----	37
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	37
日程第 2 会期決定について	-----	38
日程第 3 一般質問	-----	38
延会	-----	88

◎第2日（6月10日）

議事日程	-----	91
会議に付した事件	-----	91
出席議員	-----	92
欠席議員	-----	92
説明のため出席した者	-----	92
出席した事務局職員	-----	92
開議	-----	93
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	93
日程第 2 報告第 5号	-----	93
日程第 3 議案第42号		
(一括)	-----	93
日程第13 議案第52号		
日程第14 議案第53号	-----	97
日程第15 議案第54号	-----	98
日程第16 議案第55号		
(一括)	-----	99
日程第17 議案第56号		
日程第18 議案第57号	-----	100

日程第 19	議案第 58 号	-----	101
日程第 20	令和 2 年請願第 1 号	-----	102
散 会		-----	103

◎第 3 日（6 月 23 日）

議 事 日 程		-----	105
会議に付した事件		-----	105
出 席 議 員		-----	105
欠 席 議 員		-----	105
説明のため出席した者		-----	105
出席した事務局職員		-----	106
開 議		-----	107
日程第 1	会議録署名議員の指名	-----	107
日程第 2	議案第 53 号	-----	107
日程第 3	議案第 58 号	-----	108
日程第 4	議案第 54 号		
	\ (一括)	-----	110
日程第 7	議案第 57 号		
日程第 8	令和 2 年請願第 1 号	-----	113
閉 会		-----	118

○日程第11 報告第 4号 (報告)

○日程第12 認第 1号から日程第14 認第 4号 (説明・表決)

○日程第15 認第 2号から日程第16 認第 5号 (説明・表決)

○出席議員 (16人)

1番	細川雅子	2番	藤川和弘
3番	原田孝徳	4番	小中真樹雄
5番	中川智之	6番	小田上尚典
7番	賀屋幸治	8番	北地範久
9番	西村一啓	10番	和田芳弘
11番	網谷芳孝	12番	児玉朋也
13番	山崎年一	14番	日域 究
15番	寺岡公章	16番	山本孝三

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎				
副市	長	太田勲男				
教	育	長	小西啓二			
総	務	部	長	中村一誠		
市	民	生	活	部	長	三原尚美
健康福祉部	長	兼福祉事務所	長	豊原 学		
建	設	部	長	山本茂広		
上	下	水	道	局	長	古賀正則
消	防	長	佐伯和規			
企	画	財	政	課	長	三上 健
市	民	税	務	課	長	岡崎研二

○出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田中宏幸
議	事	係	長	加藤 豪		

会期決定について

令和2年5月大竹市議会臨時会（第2回）の会期を、次のとおり定める。

令和2年5月27日提出

大竹市議会議長 細川 雅子

自 令和2年5月27日

2日間

至 令和2年5月28日

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
5. 27	水	本会議		・開会 ・会期決定 ・一般議案上程（即決・付託） ・散会
		休会	総務文教委員会	付託案件審査
			生活環境委員会	付託案件審査
28	木	本会議		・一般議案委員長報告（表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（細川雅子） おはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

臨時会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市議会臨時会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

このたびの臨時会で御提案をいたします議案でございますが、繰越明許費繰越しの報告についてを初め、継続費繰越しの報告について、予算繰越しの報告について、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度大竹市一般会計補正予算、令和2年度大竹市土地造成特別会計補正予算など、計14案件でございます。

御承知のとおり、先日緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルス感染症につきましては長い間皆様が我慢をし、自粛をまいりました。市民の皆様への御努力に対しまして、この場をお借りして心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。ありがとうございます。

大竹市では、特別定額給付金の支給に当たりまして、一日でも早く給付できるよう取り組んでまいりました。現在、多くの市民の方に給付金が届いておりますことに、少しほっとしております。

一方で、地域の経済は今、極めて困難な状況に置かれており、新型コロナウイルス感染症につきましても、まだまだ予断を許さない状況でございます。気を引き締めて、引き続き感染防止対策や各種支援対策に、しっかりと取り組んでまいり所存でございます。

このたび御提案をいたします各案件につきましても、後ほど詳しく説明をさせていただきますが、議員の皆様方におかれましては何とぞ慎重に御審議をいただき、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（細川雅子） これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、11番、網谷芳孝議員、12番、児玉朋也議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（細川雅子） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日から5月28日までの2日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第10〔一括上程〕

報告第 2号 繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 3号 継続費繰越しの報告について（一般会計）

認 第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

認 第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第1号））

認 第 8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第2号））

認 第 9号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第3号））

議案第38号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

議案第39号 令和2年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）

○議長（細川雅子） 日程第3、報告第2号繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）から、日程第10、議案第39号令和2年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）に至る8件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 報告第2号、報告第3号、認第6号から認第9号まで、議案第38号及び議案第39号につきまして、一括して御説明申し上げます。

それではまず、報告第2号繰越明許費繰越しの報告について説明を申し上げます。

第2款総務費の庁舎等管理事業は、庁舎前広場整備工事に係る設計業務について、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。本庁舎耐震改修事業は、庁舎耐震改修工事に係る予算について未執行となったものを、次年度に繰り越したものでございます。

旧穂仁原小学校プール撤去等事業は、解体工事の契約が令和2年4月以降となるため、年度内での完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

第3款民生費のプレミアム付商品券事業は、プレミアム付商品券の利用が令和2年3月31日までとなり、商品券の換金が令和2年4月以降となるため、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

市立保育所等整備事業は、公立保育所等設計業務委託料に係る前払金を、令和2年度の設計業務完了後に一括で支払うこととなったため、繰り越したものでございます。

第4款衛生費の健康管理システム改修事業は、改修に必要な情報が国から示される時期が遅れたことに伴い、年度内の事業完了が困難となったため繰り越したものでございます。

第6款農林水産業費の小栗林線1号橋架替事業は、電気・通信の支障物件の移設協議に時間を要したことにより、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

林地崩壊対策事業は、関係者との調整等に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第7款商工費の県営事業負担金（三倉岳県立自然公園）は、広島県が施工する三倉岳県立自然公園の整備について、県の事業執行に応じて繰り越したものでございます。

第8款土木費の大竹地区移動等円滑化基本構想策定事業は、関係機関との協議に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

次に、橋りょう補修調査設計事業は、入札不調により契約時期が遅れ、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

道路・砂防・港湾の県営事業負担金は、県の事業執行に応じて繰り越したものでございます。大竹駅周辺整備事業は、鉄道事業者等との協議・調整に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第10款教育費の小中学校の情報通信ネットワーク環境整備事業は、文部科学省のG I G Aスクールネットワーク構想により1人1台の端末を整備するものですが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

小中学校の天井改修事業は、落下防止対策が求められている吊天井の改修を実施するものでございますが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

次に報告第3号継続費繰越しの報告について御説明申し上げます。

第2款総務費の本庁舎耐震改修事業、第4款衛生費の白石墓地移転事業、第8款土木費の青木踏切改良事業、大竹駅周辺整備事業、第10款教育費の大竹会館改築等事業は、継続費を設定しておりますが、令和元年度の予算残額をそれぞれ令和2年度に逡次繰越ししたものでございます。

続きまして、認第6号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））の説明を申し上げます。

国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村に対し、国が特例的な財政支援を行うこととなりました。これに伴い、本市においても傷病手当金を支給するため、予算措置が緊急に必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月13日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。専決いたしました補正予算は、歳入歳出予算の総額に80万円を追加し、予算総額を32億3,945万4,000円とするものでございます。

続きまして、認第7号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第1号））の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施される、1人につき10万円を給付する特別定額給付金を、国の補正予算成立後、速やかに支給に関する事務を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年4月24日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。

専決しました補正予算は、歳入歳出予算の総額に3,337万6,000円を追加し、予算総額を178億2,702万8,000円としたものでございます。補正予算の内容につきましては、歳出において主に会計年度任用職員報酬552万円、職員手当等675万円、消耗品費417万6,000円等の事務費を計上し、歳入として特別定額給付金給付事務費国庫補助金3,337万6,000円を追加したものでございます。

続きまして、認第8号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第2号））の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施される、1人につき10万円を給付する特別定額給付金を、国の補正予算成立後、速やかに給付するため及び広島県における緊急事態措置等による休業等の要請に協力し、休業期間中に雇用を維持等した事業者への感染拡大防止協力支援金を支給するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月1日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。専決しました補正予算は、歳入歳出予算の総額に27億1,503万円を追加し、予算総額を205億4,205万8,000円としたものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出において、第2款総務費に特別定額給付金26億9,000万円、第7款商工費に感染症拡大防止協力支援負担金2,503万円を計上し、歳入として特別定額給付金給付事業費国庫補助金26億9,000万円、財政調整基金繰入金2,503万円を計上するものでございます。

続きまして、認第9号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市一般会計補正予算（第3号））の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策の、子育て世帯の生活を支援する取組として、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人につき1万円の臨時特別給付金を速やかに支給すること、及び小学校、中学校の臨時休業期間中の給食に係る食材のキャンセル等により、給食食材関係事業者への補償を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年5月13日付で専決処分しましたので、御承認をお願い申し上げます。専決しました補正予算は、歳入歳出予算の総額に3,333万1,000円を追加し、予算総額を205億7,538万9,000円としたものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出において第3款民生費に子育て世帯臨時特別給付金と、給付に伴う事務費を合わせて3,202万円、第10款教育費に学校給食関係補償金131万1,000円を計上し、歳入として子育て世帯への臨時特別給付に係る国庫補助金3,202万円、学校臨時休業対策費国庫補助金98万2,000円、財政調整基金繰入金32万9,000円を計上するものでございます。

続きまして、議案第38号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第4号）につきまして説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、新型コロナウイルス感染症に対応するための事業について計上するものでございます。歳入歳出にそれぞれ9,822万6,000円を追加し、予算総額を206億7,361万5,000円にするものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により72ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は136万円を増額するものでございます。内容といたしましては、公共交通機関等での感染拡大防止のための経費を支援するため、バス事業者等に対する補助金を計上するものでございます。

第3款民生費は2,118万3,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、離職や休職等により住居を喪失する者または喪失するおそれのある者に対し、住居を確保するための家賃の一部を給付する費用を701万1,000円、介護サービス事業所及び介護予防活動グループが行う感染拡大防止のための経費を320万円、ひとり親家庭を支援するため児童扶養手当を受給する世帯に対し、1世帯当たり5万円を支給する費用を975万円、障害児給付費122万2,000円を計上するものでございます。

第4款衛生費は78万2,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、集団による乳児健診を避けるため、医療機関での個別健診を実施するための費用を計上するものでございます。

第7款商工費は7,299万6,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症による影響で事業の状況が悪化した市内中小企業者に対する支援を行うための費用を計上するものでございます。

第9款消費費は190万5,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、災害時、避難場所での感染拡大防止のために必要な費用を計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、71ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第15款国庫支出金は、歳出に計上しております生活困窮者自立支援事業に対する国庫負担金525万8,000円を計上するものでございます。

第16款県支出金は、歳出に計上しております障害児通所給付事業に対する県補助金91万6,000円を計上するものでございます。

第19款繰入金は、このたびの補正予算について、財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

続きまして、議案第39号令和2年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの予算の補正は、令和元年度の土地造成特別会計において、歳入が歳出に対して不足する見込となったため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、令和2年度の歳入を繰り上げてこれに充てるため、歳入歳出予算の総額に5億2,431万7,000円を追加し、予算総額を8億1,670万1,000円とするとともに、一時借入金の借入れ最高額に5億2,400万円を追加し、一時借入金の借入れ最高額を8億1,400万円とするものでございます。

次に、今年度の歳入を繰り上げて充てるに至った、令和元年度の決算状況を御説明申し

上げます。

歳入の総額は2億8,066万9,685円となる見込でございます。内訳としましては、晴海一般分譲用地の売払収入が約4,690万円、晴海商業用地等の土地貸付収入が約1,760万円、一般会計繰入金が約2億1,620万円でございます。

歳出の総額は8億498万6,355円となる見込でございます。内訳としましては、各造成地の維持管理費が約41万円、公債費が約2億7,420万円、令和元年度決算における繰上充用金約5億3,040万円でございます。

歳入から歳出を差し引きいたしますと、5億2,431万6,670円が不足となる見込であり、この金額を令和元年度の不足額として、令和2年度の歳入を繰り上げて充用するものでございます。

以上で、報告第2号、報告第3号、認第6号から認第9号まで、議案第38号及び議案第39号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件のうち、報告第2号及び報告第3号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

お諮りいたします。

認第6号から認第9号に至る4件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって、本4件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより本4件の一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第6号から認第9号に至る4件を一括採決いたします。

本件4件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本4件を承認することに決しました。

議案第38号は総務文教委員会に、議案第39号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 1

報告第 4 号 予算繰越しの報告について（水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計）

○議長（細川雅子） 日程第11、報告第4号予算繰越しの報告について（水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） 報告第4号予算繰越しの報告について（水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計）の説明を申し上げます。

本件は令和元年度大竹市水道事業会計、令和元年度大竹市工業用水道事業会計及び令和元年度大竹市公共下水道事業会計における建設改良費の繰越しを、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告するものでございます。

初めに、水道事業会計及び工業用水道事業会計の岩国大竹道路事業に伴う送配水管移設事業でございます。本事業は国土交通省所管の岩国大竹道路事業に伴う上水道送水管、配水管及び工業用水道管の移設工事でございますが、国の事業の進捗の遅れに加え、移設に係る国との補償協議に時間を要した結果、工事の発注が遅れたため年度内の完了が困難になり、事業の繰越しを行ったものでございます。

続きまして、公共下水道事業会計の大竹下水処理場機械電気設備改築更新実施設計事業でございます。本事業は、老朽化した下水処理場機械電気設備の改築更新のための実施設計業務でございますが、業務発注後に、し尿処理場の下水処理場への統合が決定いたしました。このことに伴い、本年度別途実施を予定しております、し尿処理場の統合基本計画策定後に、再度本事業における基礎データを調整する必要があるため、年度内の完了が困難となり、事業の繰越しを行ったものでございます。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第4号は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 2～日程第 1 4〔一括上程〕

認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市介護保険条例の一部を改正する条例）

認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市国民健康保険条例の一部を



改正する条例)

認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（細川雅子） 日程第12、認第1号専決処分の承認を求めることについて（大竹市介護保険条例の一部を改正する条例）から日程第14、認第4号専決処分の承認を求めることについて（大竹市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）に至る、3件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 豊原 学 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 認第1号、認第3号及び認第4号につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、認第1号専決処分の承認を求めることについて（大竹市介護保険条例の一部を改正する条例）の説明を申し上げます。

本件は、令和2年3月30日に、介護保険法施行令などが改正され、令和元年10月からの消費税率引上げに伴い、低所得者対策として介護保険料の軽減強化が行われることになったため、直ちに大竹市介護保険条例の一部を改正する必要が生じましたが、市長において特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で大竹市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に御報告し、御承認をお願い申し上げます。

それでは、改正条例の主な内容について御説明いたします。

本市の介護保険料は、基準額である年額6万372円に、本人及び世帯の住民税課税状況並びに本人の所得等に応じた保険料率を乗じて算定する仕組みとなっており、11段階に区分されております。このたび軽減強化が行われる段階は、最も低所得に当たる第1段階から第3段階までの保険料となります。この部分については、令和元年度から既に保険料の軽減強化が行われておりますが、このたびの改正でさらなる軽減が行われることになり、第1段階の保険料年額が2万2,639円であったものが1万8,111円に、第2段階の保険料年額が3万7,732円であったものが3万186円に、第3段階の保険料年額が4万3,769円であったものが4万2,260円に引き下げられることとなります。

最後に附則でございますが、第1項は本条例の施行期日を令和2年4月1日としております。また、第2項は令和元年度以前の介護保険料に係る経過措置を規定しております。

続きまして、認第3号専決処分の承認を求めることについて（大竹市国民健康保険条例の一部を改正する条例）の説明を申し上げます。

本件は国の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定されました緊急対応策の中で、国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に、傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うとされたことに伴い、本市においても傷病手当金を支給するため、大竹市国民健康保険条

例の一部を、令和2年4月13日に専決処分により改正したものでございます。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者が療養のため労務に服することができないとき、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日について、傷病手当金を支給するものでございます。

傷病手当金の支給額は、支給を始める日以前の直近の3ヶ月間の給与等の合計額から1日当たりの金額を算出し、その3分の2に相当する金額としております。支給期間は支給を始めた日から起算して1年6ヶ月を超えないものとしております。なお、労務に服することを予定していた日について、給与等を受けることができる場合は、傷病手当金の額と調整することとしております。

最後に附則でございますが、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用としております。

続きまして、認第4号専決処分の承認を求めることについて（大竹市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の説明を申し上げます。

本件は、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が、令和2年4月24日に公布され、新型コロナウイルスに感染するなどした被用者で、後期高齢者医療の被保険者に傷病手当金を支給するとされたことに伴い、大竹市後期高齢者医療に関する条例の一部を、令和2年4月30日に専決処分により改正したものでございます。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

第2条に規定される、市において行う事務の中に、傷病手当金の支給に係る申請書の受付を追加するものでございます。

最後に附則でございますが、広域連合条例の一部を改正する条例の施行日と合わせ、令和2年5月1日から施行としております。

以上で認第1号、認第3号及び認第4号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認第1号から認第4号に至る3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本3件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第1号から認第4号に至る3件を一括採決いたします。

本3件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本3件を承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第15～日程第16〔一括上程〕

認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）

認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）

○議長（細川雅子） 日程第15、認第2号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）及び日程第16、認第5号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）の2件を議題いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 三原尚美 登壇〕

○市民生活部長（三原尚美） 認第2号及び認第5号につきまして、一括して提案理由を説明いたします。

初めに、認第2号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に交付され、一部が令和2年4月1日から施行されることになりました。直ちに大竹市税条例等の一部を改正する条例を制定する必要が生じましたが、市長において特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分をいたしました。同条第3項の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正条例ですが、市民税関係が4点、固定資産税関係が4点、たばこ税関係が1点ございます。

まず、市民税に関する改正点です。

1点目として、個人の市民税に係る扶養親族等申告書について、単身児童扶養者に該当する場合はその旨の記載を不要とするため、規定を削除するものです。

2点目として、個人市民税の非課税措置の対象の見直しに伴い、単身児童扶養者に係る規定を削除するものです。

3点目として、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税所得割額の免除規定の適用期間を、3年間延長するものです。

4点目として、優良住宅地のため土地譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税特例規定の適用期間を3年間延長するものです。

次に、固定資産税に関する改正点です。

1点目として、固定資産税の納税義務者について、調査を尽くしても所有者が明らかにならない場合に、使用者を所有者をみなすことができる規定を新設するものです。

2点目として、登記簿上の所有者が死亡した場合、現に所有している相続人等に対し、相続登記が完了するまでの間、賦課徴収に必要な氏名、住所などを申告させるための規定を新設するものです。

3点目として、5,000キロワットを超える水力発電設備に係る課税標準の特例措置において、参酌する特例率が3分の2から4分の3に改定されたことに伴い、特例率を参酌標準どおりに改正するものでございます。

4点目として、大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設に係る特例措置の廃止に伴い、特例率の規定を削除するものです。

次に、たばこ税につきましては、卸売販売業者等が申告する輸出等に係る課税免除適用の手續に関し、免除事由該当の証明書類の保存を前提に、申告書への書類の添付を不要にできる規定を新設するものです。

その他、改元に伴う字句の修正並びに法律が改正されたことによる条例の引用条項にずれが生じたものについて、所要の整理を行っています。

また、都市計画税条例についても、地方税法の改正による課税標準の特例に係る引用条項の整備及び字句の修正を行っています。

附則につきましては、施行期日を令和2年4月1日とし、市民税、固定資産税、都市計画税に関する経過措置を規定しています。

続きまして、認第5号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）の説明を申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染症及びその蔓延防止のための措置により、厳しい状況に置かれている納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、一部が公布の日から施行されることになりました。直ちに大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例を制定する必要が生じたので、同日令和2年4月30日付で専決処分をいたしております。議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正条例ですが、市税条例におきましては固定資産税関係が2点、軽自動車税関係が1点、市税の徴収関係が1点、また、都市計画税条例が1点ございます。

まず、固定資産税等に関する改正点です。

1点目として、感染拡大防止措置の影響により、令和2年2月から10月までの任意の3

ヶ月間の収入額が前年に比べ3割以上減少した中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋の課税標準について、減少割合に応じた軽減措置が新設されたことに伴う規定を追加するものです。なお、都市計画税条例においても同様の改正をしています。

2点目として、中小事業者等が新規に投資した一定の先端設備に対して適用される課税標準の軽減措置の対象資産として、事業用家屋と構築物が追加されたことに伴う規定を追加するものです。軽減割合はゼロ以上2分の1以下で、市の条例で定めることになっており、本市ではゼロとしております。

軽自動車税につきましては、乗用の自家用軽自動車の環境性能割の軽減措置に係り、取得対象期間を6月延長するものです。

市税の徴収につきましては、感染拡大防止措置の影響により、令和2年2月以降で任意の1ヶ月以上の収入額が前年に比べ2割以上減少した事業者等に対して、一どきに税の納付が困難と認められる場合に、徴収を1年間猶予できる特例措置が新設されたことに伴う規定を追加するものです。

最後に附則で、施行期日を令和2年4月30日としています。

以上で、認第2号及び認第5号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） 認第2号専決処分承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）について伺います。

議案の概要の中には、固定資産税関係の改正ということで、アの所有者不明土地等の固定資産に関して、調査を尽くしても所有者が明らかにならない場合に、当該固定資産の使用人を所有者とみなすことができることを規定する。ということの御説明がございました。それで条文を見てみますと、市町村は相当な努力が払われたと認められる者として、政令で定める方法によって探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、その使用人を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課すことができることと規定され、この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならないとあります。

これは、できる規定と言われるものだと思うんですが、こういった判断を誰がされるのかということについて伺いをいたします。固定資産評価委員会が行われるのか、あるいは審査会などを設けて決定がなされるのか、そのことについて伺いますので、よろしく申し上げます。

○議長（細川雅子） 市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 山崎議員から今御紹介のありましたとおり、条文の主語は市になります。なので、これは市が決定するということになりますので、市の事務ということでありまして、市の事務は誰が決定するのかといいますと、これは市長の権限に該当するところになりますので、市長が決定をするということになります。

ただ、今言われましたとおり、これはできる規定でございます。慎重な調査と丁寧な説明をしてやっていきたいと考えております。

事務的に申しますと、全てのことを市長が決裁をするということではございませんので、市長に代わり職務権限規程に従い、その決定に至るまでの状況、その状態によって課長であったり部長であったり、そういったところで決裁をして決定をするということもあろうかと思えます。なかなか難しい問題が出てまいりましたら、やはり市長にということになるかと思えますが、誰が決定するのかということであれば、事務的なことは別として、市長ということです。

以上です。

○議長（細川雅子） 山崎議員、よろしいですか。

他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

認第2号及び認第5号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、認第2号及び認第5号の2件を一括採決いたします。

本2件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本2件を承認することに決しました。

お諮りいたします。

議事の都合により、5月28日まで休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって5月28日まで休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要

するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。

本日、11時から総務文教委員会、その終了後、生活環境委員会を、それぞれ第1委員会室で開会する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

5月28日は、午前10時に開会いたします。

ただいま、御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

10時50分 散会

(2. 5. 27)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年5月27日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 網谷 芳孝

大竹市議会議員 児玉 朋也

令和2年5月
大竹市議会臨時会（第2回）議事日程

令和2年5月28日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-----|--------|--------------------------------------|----------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 議案第38号 | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第4号） | 総務文教
（原案可決） |
| 第 3 | 議案第39号 | 令和2年度大竹市土地造成特別会計補正予算
（第1号） | 生活環境
（原案可決） |
| 第 4 | 議案第40号 | 議会の議員の期末手当の特例に関する条例の
制定について | 即 決 |
| 第 5 | 議案第41号 | 市長、副市長及び教育長の期末手当の特例に
関する条例の制定について | 即 決 |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第38号（報告・討論・表決）
- 日程第 3 議案第39号（報告・表決）
- 日程第 4 議案第40号（説明・表決）
- 日程第 5 議案第41号（説明・表決）

○出席議員（16人）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 細 川 雅 子 | 2 番 | 藤 川 和 弘 |
| 3 番 | 原 田 孝 徳 | 4 番 | 小 中 真樹雄 |
| 5 番 | 中 川 智 之 | 6 番 | 小田上 尚 典 |
| 7 番 | 賀 屋 幸 治 | 8 番 | 北 地 範 久 |
| 9 番 | 西 村 一 啓 | 10番 | 和 田 芳 弘 |
| 11番 | 網 谷 芳 孝 | 12番 | 児 玉 朋 也 |
| 13番 | 山 崎 年 一 | 14番 | 日 域 究 |
| 15番 | 寺 岡 公 章 | 16番 | 山 本 孝 三 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

| | |
|---------------|---------|
| 市 長 | 入 山 欣 郎 |
| 副 市 長 | 太 田 勲 男 |
| 教 育 長 | 小 西 啓 二 |
| 総 務 部 長 | 中 村 一 誠 |
| 市 民 生 活 部 長 | 三 原 尚 美 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 | 豊 原 学 |
| 建 設 部 長 | 山 本 茂 広 |
| 上 下 水 道 局 長 | 古 賀 正 則 |

消 防 長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長

佐 伯 和 規
柿 本 剛

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

田 中 宏 幸
加 藤 豪

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、13番、山崎年一議員、14番、日域究議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第38号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

○議長（細川雅子） 日程第2、議案第38号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和2年5月27日、第2回臨時会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第38号 | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第4号） | 原案可決 |

令和2年5月27日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは昨日5月27日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、同日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査の概要並びに結果について御報告申し上げます。

議案第38号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第4号）でございますが、本件では、まず、「今後、第2次、第3次の新型コロナウイルス感染症対策について考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「新型コロナウイルス感染症については第2次、第3次と対策が必要になると考えている。国・県でも多くの支援策が出てきているため、その支援策をよく精査して、どこに力を入れていくべきかを考え、大竹市として対策を講じていきたい」との答弁がございました。

次に、「新型コロナウイルス感染症による影響を受け、苦しい状況にある中小事業者が、国の雇用調整助成金等を申請しようとした場合に、申請手続が複雑で困ることがあると聞

いている。申請手続を専門家に依頼すれば、金銭的な負担が生じることになる。大竹市として、こうしたことに対する配慮、支援をどのように考えているか伺う。また、中小事業者に関する各種支援策の申請状況について伺う」との質疑に対しまして、「今回の補正予算において、中小事業者が雇用調整助成金の申請手続を社会保険労務士に依頼した場合の費用の助成を行うため、雇用調整助成金受給サポート補助金を計上している。また、同様に相談派遣事業も計上しており、これらを利用していただき、各種申請等の支援ができればと考えている。さらに事業継続支援金では、申請された方にアンケートを実施し、どのような支援が必要であるかということを見極め、今後の展開につなげていきたいと考えている。

中小事業者に関する支援策については、国において持続化給付金や雇用調整助成金、県において感染拡大防止協力支援金などのほか、各種融資制度などが設けられている。それらの申請窓口は市ではなく、それぞれの実施者が窓口となるため、市で全ての申請状況を把握することは難しい。ただし、融資を受ける場合において、市がセーフティーネット保証の認定を行っており、令和2年5月26日までに54件の認定申請があった」との答弁がございました。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策拡大の影響で、奨学金の返還が困難な方に対し配慮はされているのか、また、追加の貸付けなどの支援策は検討されているのか伺う」との質疑に対しまして、「現時点で奨学金返還についての相談は受けていないが、期限までの支払いが困難な場合、猶予できる旨の通知はしている。支払いが困難な場合の猶予等について、今後、丁寧なアナウンスを行っていききたい。また、追加の貸付けについても相談は受けていないが、現在の奨学金貸付制度には貸付け額の上限があるため、追加の支援策ということになると、新たな制度を設けることになる。これまでは検討していないが、重要度を吟味していききたい」との答弁がございました。

次に、「国の新型コロナウイルス感染症に対する交付金をどの程度見込んでいるのか伺う」との質疑に対しまして、「5月1日付で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、国から約8,500万円との通知を受けている。報道等で第2次補正予算の話があるが、詳細な情報はまだ得ていない」との答弁がございました。

次に、「新型コロナウイルス感染症の拡大により納税者の収入が減少していることが考えられるが、どの程度市税に影響する見込みか伺う」との質疑に対しまして、「新型コロナウイルス感染症及び感染拡大防止の措置のために、収入が大幅に減少し、納付が困難と認められる場合について、市税全般に対して1年を限度とした徴収猶予の特例措置が設けられ、市民に周知を行っている。現段階では、相談や申請件数は数件に留まっており、課税に対して納付をしていただければ影響は少ないと考えている。ただし、法人市民税に関しては、6月以降に確定申告を迎える企業は新型コロナウイルス感染症の影響期間が長くなるため、税収に影響する可能性がある。今後、特例措置の申請件数や滞納者の増加で収納率が下がることになれば、市税全般に影響が出ると考えられるが、現段階では市税への影響を見込むことは難しい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） ただいま委員長報告にありましたように、議案第38号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

補正予算の内容は、新型コロナウイルス感染症対応に必要とされる当面の行政分野に対する財政措置であります。個々の措置について、市長を初め職員皆さんの市民・業者への配慮、気配りを理解するものでございます。

同時に新型コロナウイルス感染の心配は、依然として深刻です。収束の見通しも予測できないのが現状であります。2次感染の心配が、専門家の間でも多数意見として指摘をされているのは、御承知のとおりでございます。

こうした現状を踏まえ、昨日、国の第2次補正予算措置がとられるということが報道されておりますが、大竹市としてもさらなる施策の強化・充実を願っております。そのために私なりに、要望なり気づいたところを述べさせていただきたいと思っております。一つは検査体制の強化。これは医療機関が現在、休業している開業医もでございます。こうした医療機関への支援策、また保育児や児童への配慮、大学生など、奨学金がございますけれども、こうした方への支援策、また自営業者、中小企業などへの家賃、固定資産税など、固定費に関わっての配慮。こうした事柄につきましては、これからも市長を初め、職員の皆さんの一層の目配り、気遣いをさせていただいて、市民の営業なり暮らしが幾らかでも上向きになり、経済の活性化、再生につながるよう努めていただきたいということを申し上げまして、賛成討論に代えさせていただきます。

○議長（細川雅子） 発言される方をお願いいたします。今回の議会では、発言される場合にもマスクを着用してから発言するようお願いしております。マスクを着用しての発言、息苦しいとは思いますが、感染予防のために皆様には御協力をよろしくをお願いいたします。

他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決す

ることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第39号 令和2年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）

○議長（細川雅子） 日程第3、議案第39号令和2年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、北地範久議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和2年5月27日、第2回臨時会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                        | 審査の結果 |
|--------|---------------------------|-------|
| 議案第39号 | 令和2年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号） | 原案可決  |

令和2年5月27日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

生活環境委員長 北地 範久

[生活環境委員長 北地範久議員 登壇]

○生活環境委員長（北地範久） それでは昨日5月27日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、同日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要並びに結果を御報告申し上げます。

議案第39号令和2年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、まず、「今回の補正による繰上充用額は約5億2,000万円であるが、上限額として実際には幾らまでなら対応が可能だったのか伺う」との質疑に対しまして、「繰上充用額の補正予算を計上するにはそれと同額の歳入を計上する必要がある。考え方の一つとして土地造成特別会計の中で繰上充用額を解消しようとする場合、同会計の保有する土地の売却収入見込額を約27億円としており、これが上限額の目安になると考えている」との答弁がありました。

次に、「土地造成特別会計での繰上充用処理ではなく、一般会計からの繰出しにより赤字部分を解消する対応は可能なのか伺う」との質疑に対しまして、「可能だが、一般会計へ影響を与えないようにするため、土地造成特別会計において繰上充用の処理を行っている。仮に、この繰上充用額を補填できる現金が幾らあるかという考え方をした場合、現在、財政調整基金と、減災基金の残高が約14億円あるので、それが一つの限度であると考えて

いる」との答弁がございました。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第39号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第40号 議会の議員の期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（細川雅子） 日程第4、議案第40号議会の議員の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、児玉朋也議員。

〔12番 児玉朋也議員 登壇〕

○議会運営委員長（児玉朋也） それでは、議案第40号議会の議員の期末手当の特例に関する条例の制定についての提案理由の説明をいたします。

今回の条例は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民生活や地域経済への影響等を踏まえ、議員の期末手当を減額しようとするものでございます。

条例の内容でございますが、議員の令和2年6月の期末手当を、その100分の10に相当する額を減じた額とするものでございます。

なお、施行期日でございますが、公布の日からでございます。

以上で、議案第40号議会の議員の期末手当の特例に関する条例の制定についての提案理由の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いません。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 議案第41号 市長、副市長及び教育長の期末手当の特例に関する条例の制定 について

○議長（細川雅子） 日程第5、議案第41号市長、副市長及び教育長の期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第41号市長、副市長及び教育長の期末手当の特例に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活や地域経済への影響等を踏まえ、令和2年6月の期末手当を市長は20%、副市長及び教育長は10%の減額措置を行うものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第41号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。



これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いません。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

臨時会閉会に当たり、市長から挨拶がございます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会臨時会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの臨時会では、御提案申しあげました各案件につきまして、熱心な御審議の上原案のとおり議決あるいは御承認賜りまして、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

今世の中は、新型コロナウイルス感染症による、過去に例のない大変厳しい局面を迎えております。行政として何ができるのか、状況を見極め迅速に判断をしながら、効果的な取り組みを覚悟を持って全職員、そして議員の皆様方と力を合わせまして進めてまいりたい、そのように考えております。引き続きましての御指導とお力添えをよろしくお願い申し上げます。

(2. 5. 28)

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） これにて本日の会議を閉じ、第2回大竹市議会臨時会を閉会いたします。

10時24分 閉会

(2. 5. 28)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年5月28日

大竹市議会議長 細 川 雅 子

大竹市議会議員 山 崎 年 一

大竹市議会議員 日 城 究

令和2年6月  
大竹市議会定例会（第3回）議事日程

令和2年6月9日10時開会

| 日 程 | 議案番号      | 件 名                                                                             | 付 記                                                                  |
|-----|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 第 1 |           | 会議録署名議員の指名                                                                      |                                                                      |
| 第 2 |           | 会期決定について                                                                        |                                                                      |
| 第 3 |           | 一般質問                                                                            |                                                                      |
| 第 4 | 報告第 5号    | 大竹市土地開発公社の経営状況について                                                              | 報 告                                                                  |
| 第 5 | 議案第 42号   | 教育委員会委員の任命の同意について                                                               | 即 決<br>即 決<br>即 決<br>即 決<br>即 決<br>即 決<br>即 決<br>即 決<br>即 決<br>（一 括） |
| 第 6 | 議案第 43号   | 農業委員会委員の任命の同意について                                                               |                                                                      |
| 第 7 | 議案第 44号   | 農業委員会委員の任命の同意について                                                               |                                                                      |
| 第 8 | 議案第 45号   | 農業委員会委員の任命の同意について                                                               |                                                                      |
| 第 9 | 議案第 46号   | 農業委員会委員の任命の同意について                                                               |                                                                      |
| 第10 | 議案第 47号   | 農業委員会委員の任命の同意について                                                               |                                                                      |
| 第11 | 議案第 48号   | 農業委員会委員の任命の同意について                                                               |                                                                      |
| 第12 | 議案第 49号   | 農業委員会委員の任命の同意について                                                               |                                                                      |
| 第13 | 議案第 50号   | 農業委員会委員の任命の同意について                                                               |                                                                      |
| 第14 | 議案第 51号   | 農業委員会委員の任命の同意について                                                               | 即 決                                                                  |
| 第15 | 議案第 52号   | 固定資産評価員の選任の同意について                                                               | 即 決                                                                  |
| 第16 | 議案第 53号   | 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について                                                  | 総務文教付託                                                               |
| 第17 | 議案第 54号   | 大竹市手数料条例の一部改正について                                                               | 生活環境付託                                                               |
| 第18 | 議案第 55号   | 大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について                                                      | 生活環境付託<br>（一 括）                                                      |
| 第19 | 議案第 56号   | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |                                                                      |
| 第20 | 議案第 57号   | 市道路線の認定について                                                                     | 生活環境付託                                                               |
| 第21 | 議案第 58号   | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第5号）                                                           | 総務文教付託                                                               |
| 第22 | 令和2年請願第1号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願                                                      | 総務文教付託                                                               |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問

○出席議員（16人）

1 番 細 川 雅 子  
3 番 原 田 孝 徳  
5 番 中 川 智 之  
7 番 賀 屋 幸 治  
9 番 西 村 一 啓  
1 1 番 網 谷 芳 孝  
1 3 番 山 崎 年 一  
1 5 番 寺 岡 公 章

2 番 藤 川 和 弘  
4 番 小 中 真樹雄  
6 番 小田上 尚 典  
8 番 北 地 範 久  
1 0 番 和 田 芳 弘  
1 2 番 児 玉 朋 也  
1 4 番 日 域 究  
1 6 番 山 本 孝 三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長  
副 市 長  
教 育 長  
総 務 部 長  
市 民 生 活 部 長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建 設 部 長  
上 下 水 道 局 長  
消 防 長  
企 画 財 政 課 長  
保 健 医 療 課 長  
土 木 課 長  
都 市 計 画 課 長  
総 務 学 事 課 長  
生 涯 学 習 課 長

入 山 欣 郎  
太 田 勲 男  
小 西 啓 二  
中 村 一 誠  
三 原 尚 美  
豊 原 学  
山 本 茂 広  
古 賀 正 則  
佐 伯 和 規  
三 上 健  
松 重 幸 恵  
廻 本 実  
山 田 浩 史  
真 鍋 和 聰  
三 井 佳 和

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

田 中 宏 幸  
加 藤 豪

## 会期決定について

令和2年6月大竹市議会定例会（第3回）の会期を、次のとおり定める。

令和2年6月9日提出

大竹市議会議長 細川 雅子

自 令和2年6月9日

15日間

至 令和2年6月23日

## 会期日程表

| 期 日  |   | 会 議 |                          | 付 記                                                                                                                                |                                                                                                     |
|------|---|-----|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 月 日  | 曜 | 本会議 | 委 員 会                    |                                                                                                                                    |                                                                                                     |
| 6. 9 | 火 | 本会議 |                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 ・会期決定</li> <li>・一般質問</li> <li>・一般議案上程（即決・付託）</li> <li>・請願上程（付託）</li> <li>・散会</li> </ul> |                                                                                                     |
| 10   | 水 | 予備日 |                          |                                                                                                                                    |                                                                                                     |
| 11   | 木 | 休 会 | 総務文教委員会                  | 付託案件審査 10時～                                                                                                                        |                                                                                                     |
| 12   | 金 |     | 生活環境委員会                  | 付託案件審査 10時～                                                                                                                        |                                                                                                     |
| 13   | 土 |     |                          |                                                                                                                                    |                                                                                                     |
| 14   | 日 |     |                          |                                                                                                                                    |                                                                                                     |
| 15   | 月 |     | 基地周辺対策特別委員会<br>議会改革特別委員会 | 10時～                                                                                                                               |                                                                                                     |
| 16   | 火 |     |                          |                                                                                                                                    |                                                                                                     |
| 17   | 水 |     |                          |                                                                                                                                    |                                                                                                     |
| 18   | 木 |     |                          |                                                                                                                                    |                                                                                                     |
| 19   | 金 |     |                          |                                                                                                                                    |                                                                                                     |
| 20   | 土 |     |                          |                                                                                                                                    |                                                                                                     |
| 21   | 日 |     |                          |                                                                                                                                    |                                                                                                     |
| 22   | 月 |     |                          |                                                                                                                                    |                                                                                                     |
| 23   | 火 |     | 本会議                      |                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般議案委員長報告（表決）</li> <li>・請願委員長報告（表決）</li> <li>・閉会</li> </ul> |

令和2年6月大竹市議会定例会(第3回)

一般質問通告表

1

15番 寺岡 公 章 議員

質問方式：一問一答

**コロナ禍における児童生徒の様子について**

- ①休校明け、この約1週間の児童生徒の様子はいかがですか。  
特に小学校・中学校の新1年生についてはいかがでしょうか。
- ②休校前と休校明けで、登校できない児童生徒に変化はありますか。
- ③休校中のネグレクトやDVなど、児童虐待の相談や情報はありましたか。
- ④学力定着について、今後の学校での取り組みをどう工夫しますか。
- ⑤御家庭に御協力いただく点などを交え、アフターコロナを意識した学校生活を御紹介ください。

2

16番 山本 孝三 議員

質問方式：一括

**コロナウイルス感染防止・支援対策について**

- ①検査体制の充実
  - ②医療・介護への支援
  - ③大学生などへの支援
  - ④公共料金減額
- 以上についての検討・実施を。

**谷和地区のオオサンショウウオの保護について**

令和2年5月13日付で議員に情報提供があった、文化財保護法に基づくメガソーラー開発業者からの申請に対する文化庁・広島県教育委員会・大竹市教育委員会の対応について問います。

3

10番 和田 芳弘 議員

質問方式：一問一答

**空家等対策について**

- ①特定空家等への対応について
- ②空家等の利活用について

4

4番 小中 真樹雄 議員

質問方式：一問一答

**小学校・中学校の授業消化について問う**

長期の休校に伴い、小学校・中学校の授業消化が大幅に遅れています。そのうえ、新学習指導要領により外国語教科化など盛りだくさんな内容の履修が要求されています。まず、夏休みの短縮規模、また、冬休みはどれくらいになるのですか。土曜日の授業など考えられていますか。夏休みに授業を行うとして、時々換気も必要ですが、熱中症防止に欠かせないエアコンの設置率はどうなっていますか。また3密の防止策は。児

童・生徒だけでなく、指導に当たる教員の方の疲労度も相当だと思いますが、サポート体制はどのように準備されていますか。最終学年以外は授業内容を次年度に繰り越すことも許容されていますが、授業の遅れによる受験生の不安にどう応えていきますか。児童・生徒の負担をできるだけ軽減しつつ授業を消化できるよう工夫をお願いします。

#### **オンライン授業の準備状況について問う**

新型コロナウイルスの感染第2波が到来した場合、リスクマネジメントとしてのオンライン授業実施への備えは十分でしょうか。タブレットなどの配備状況は。また、教員の方の指導への習熟度は。さらにWi-Fi環境のない家庭へのサポート体制は。オンライン授業は公立・私立での教育格差を生むおそれが指摘されています。できるだけ早急な体制構築が不可欠ではないでしょうか。

5

3番 原 田 孝 徳 議員

質問方式：一問一答

#### **福祉施設や事業所における介護職員の一つの基準を示すための表彰制度について**

病院などの医療と違い、福祉施設や事業所の場合、特に職員の経験年数等を知ることが困難です。そこで、市独自の表彰制度（経験年数に応じた）を設けることで、選ぶ側（利用する家族など）に一つの基準を示すことができるし、地域の介護職員に長く現場で働いてもらうことが可能になると考えます。

6

14番 日 域 究 議員

質問方式：一問一答

#### **コロナのせいで見えた麴町中学校。GIGAスクール構想って何ですか。**

教育委員会が受け身だったら何も始まらない。だめ元の考えも時には必要。どの子ども9年で終える義務教育で学力保証という矛盾。これを超えなければ明日の日本は描けない。昔だったら複雑怪奇な能力別クラス編成が必要。しかし、今ならタブレットで自由自在かも。算数の成績は違っても、サッカーでは大切な仲間という素晴らしさ。無駄な時間を排し、全ての子が有意義な学校生活を送ることがGIGAスクールなら可能なのか。大きな壁は行政、そのトップ次第。さあ、大竹市はどうですか。

7

11番 網 谷 芳 孝 議員

質問方式：一問一答

#### **玖波地域の活性化のための玖波駅のエレベーター設置について**

近年の玖波地域のまちの様子を見ますと、沿岸地域であると同時に大竹市の東の玄関口でありながら、大変厳しい環境が年々増していくような気がしてなりません。

そうした中、大竹市の人口集計表を調べてみますと大竹市全体の人口減少の中で、玖波地域の減少率は大変大きな数字を表しております。

そのような状況の中では、玖波地域だけの問題ではなく大竹市全体の衰退につながるのではと、大変危惧しています。

そうした負の連鎖に入りかけている玖波地域の活性化、または、高齢化社会に大きな役割を果たす玖波駅のエレベーター設置に向けての御意見を伺います。

#### **大竹市立の小学校・中学校の学校選択制について**



大竹市立の小学校・中学校の学校選択制は平成18年4月から導入されておりますが、児童・生徒にとってのメリット・デメリットは様々な要因が関係するため、正否についてはなかなか難しいようです。

そうした中、ここ数年来、玖波学区から他学区への学校選択をする児童・生徒・保護者の方が多くみられ、率からみますと大変大きな数字になっていることが、気になるようです。

人間形成にとって、小学生・中学生の年代は、学業はもとより地域との関わり方も、これから大人に成長していく過程で、全体教育の一環としては大変重要な役割を果たすものと思いますが、教育委員会としての考えを伺います。

8

9 番 西 村 一 啓 議員

質問方式：一問一答

#### **第五次総合計画の今後の取り組みや予定及び計画について**

安全で安心して暮らせるまちづくりと住んでよかったまちづくりは、誰もが望むところです。自然に人口減少する中、本市の財政面への影響や、市内の旧小方小学校・小方中学校跡地周辺地域の計画や、晴海臨海公園施設の整備計画等、あわせて本市の今後の街路計画についても伺う。

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。  
市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、公私共に御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案いたします議案について申し上げます。大竹市土地開発公社の経営状況についてを初め、教育委員会委員の任命の同意について、農業委員会委員の任命の同意について、固定資産評価員の選任の同意について、条例の一部改正について、市道路線の認定について、一般会計の補正予算についてなど、合わせて18案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をいたします。

議員の皆様方におかれましては、どうか十二分に御審議をいただきまして、ぜひとも議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） 日程に入ります前に、去る4月23日に書面表決が行われた第146回中国市議会議長会定期総会並びに5月27日に書面表決が行われた第97回全国市議会議長会定期総会におきまして、永年勤続等の表彰がありましたので、事務局より報告させます。

○議会事務局長（田中宏幸） それでは受賞されました方のお名前を申し上げます。

初めに、中国市議会議長会表彰について御報告いたします。

議員52年以上特別表彰、山本孝三殿。議員16年以上特別表彰、細川雅子殿。議員12年以上特別表彰、山崎年一殿。議員12年以上特別表彰、児玉朋也殿。正副議長3年以上表彰、児玉朋也殿。議員8年以上表彰、網谷芳孝殿。

続きまして、全国市議会議長会表彰について御報告いたします。

正副議長4年以上表彰、児玉朋也殿。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 受賞された皆様、おめでとうございます。

なお、表彰状及び記念品の伝達は後日、議長室にて行いますので、改めてお知らせいたします。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、16番、山本孝三議員、2番、藤川和弘議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第2 会期決定について

○議長（細川雅子） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月23日までの15日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 一般質問

○議長（細川雅子） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。議会運営委員会の申合せにより、今回は代表制を取り、質問時間は答弁を除いて、会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で、登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。なお、時間の予告は従来どおり5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打いたしますので申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

15番、寺岡公章議員。

〔15番 寺岡公章員 登壇〕

○15番（寺岡公章） 皆さん、おはようございます。15番、チーム創安の寺岡でございます。

このたびはコロナ禍における児童生徒の様子について、会派を代表して質問をさせていただきます。

最初に、市内の小学校・中学校の休校明けですが、5月途中から分散登校などをされておりましたが、本格的に全児童生徒の登校ができたのが6月1日からということでございます。この約1週間の児童生徒について、学校での様子を伺います。特に小学校、中学校の新1年生についてどのような様子か、詳しくお話しいただければと思います。

続いて3月までの休校前、それからこの5月中旬、また6月1日からの休校明け、登校できてなかった児童生徒、これらにこの長い間の学校に行かないという期間を経て、どのような変化があったか伺います。

続いて、休校中のネグレクトやDV、主に家庭の中でのことですが、そういったところで児童虐待の相談や情報が市のほうに届いているか、その辺りをお話してください。

また、学力の定着について、この学校に行っていない期間も随分長いものでございました。そういったことも踏まえながら、今後の学校での取り組みをどのように工夫されるのかお話しください。

最後に、御家庭に御協力いただく点などを交え、アフターコロナを意識した学校生活、

こちらを御紹介ください。これまでとは変わったものになるのではないかと思います。

以上5点、コロナ禍における児童生徒の様子についてよろしくお願ひいたします。

○議長（細川雅子） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） おはようございます。それでは寺岡議員の御質問にお答えをいたします。

本市においては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小学校・中学校は4月17日から臨時休業といたしました。そして、5月18日から分散登校を開始し、児童生徒の様子をきめ細かく観察するとともに、学校の滞在時間を段階的に延ばしながら、感染症予防のための行動を指導した上で、6月1日から通常登校として学校の教育活動を再開したところです。

5月の段階的な分散登校期間中と、6月の通常登校再開後に小学校・中学校を訪問し、各学校における密閉、密集、密接の3密を防ぐ学習環境づくりを確認及び指導するとともに、児童生徒の様子を観察してまいりました。

まず、臨時休業明けの児童生徒の様子についてです。児童生徒は久しぶりの学校生活や友達との再会を喜び、楽しんでいるようでした。内心不安を抱えている児童生徒もいると思われませんが、授業中や休憩時間の様子を見た限りでは、特に違和感はなく、落ち着いた雰囲気の中授業を受けておりました。議員も心配されている小学校・中学校の1年生も、担任教諭の丁寧な指導により、新しい環境での学校生活に少しずつ慣れてきているようです。マスクをつけて生活し、休憩時には友達と距離を取って、並んでしっかり手洗いをする小学1年生の姿も見られました。

次に、臨時休業前後の登校できない児童生徒の変化についてです。現在もなお、登校できていない児童生徒もいますが、中には、これまで登校しづらかったけれども、5月の段階的な分散登校の期間に、少人数での授業を受けたり、担任教員に丁寧に指導してもらったりしたことで、気持ちが安定して、6月1日からも登校できている児童生徒もいます。教育委員会では学校が再開し、新しい学年や学級での生活が本格的に始まることにより、新たに不安を訴える児童生徒が出てくることを想定し、不登校の未然防止のための取り組みや学校における教育相談体制を整えておくよう、学校に指導をしております。

続いて、臨時休業中のネグレクトやDVなどの児童虐待の相談や情報についてでございます。臨時休業や外出自粛などの影響による児童虐待の相談や情報は、現段階では寄せられておりません。臨時休業中にも特に配慮を要する児童生徒や要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒については、電話や家庭訪問で定期的に状況を把握するよう学校に伝えておりましたけれども、特に緊急を要する事案の報告は受けておりません。

次に、学力定着に向けた今後の学校の取組についてです。臨時休業に伴い、授業に遅れが生じていることから、学校では夏季休業日を短縮したり、学校行事などを中止・変更したりしながら、可能な限り授業時数を確保できるように、年間指導計画を練り直しているところです。また、感染拡大による再度の臨時休業の可能性も考慮し、授業ができるとき

は各教科等の学習を早め、早めに進めていくようにしております。そして、児童生徒の学習内容の定着状況を把握し、補充のための授業を実施したり、家庭学習を適切に課したりしながら、学習の遅れを補うよう努めております。また、学習内容の定着が不十分な児童生徒に対しては、個別に学習指導を行ったり追加の家庭学習を適切に課したりするなどの、必要な対応をしております。今回の臨時休業による児童生徒や保護者の不安を解消できるように、学力定着に向けて取り組んでまいります。

最後に、アフターコロナを意識した学校生活についてです。厚生労働省が示している新しい生活様式の実践例に照らし合わせ、各学校において新型コロナウイルスの感染防止策として、新しい生活様式を踏まえた取り組みを行い、児童生徒の行動を基に改善をしております。学校における新しい生活様式の実践のためには、家庭や地域の理解と協力も必要となります。

既に家庭では、毎朝の検温と健康観察、発熱などの症状がある場合には登校しないこと、症状がなくてもマスクを着用させることなどについて、協力をしていただいております。

学校では児童生徒に丁寧な手洗いや、せきエチケットを徹底し、ソーシャルディスタンスを意識させるとともに、手すりやスイッチ、ドアノブなど、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所を1日1回以上消毒するなど、様々な感染防止策を講じております。また、常時教室の入り口や窓を開けて換気をする、可能な限り児童生徒の座席の間隔を広げる、児童生徒が密集して長時間、近距離で活動するような感染リスクの高い学習活動は行わないなど、3密を防ぐ学習環境づくりをしております。給食の時間には、初めに配膳台や机を消毒し、給食を配膳する児童生徒や教職員の体調確認、衛生的な服装やマスクの着用、手洗いの徹底をし、児童生徒が向かい合わずに会話を控えて食事をするなど、特に衛生面に配慮をしております。そのほか廊下を歩くときには対面にならないように右側歩行を心がける、図書室では児童生徒が使う時間を分散させ、密集した状態を生じさせないように椅子と椅子の間隔を広げるなど、学校の様々な場面で新しい生活様式を取り入れた対応をしているところです。

緊急事態宣言や外出自粛は解除されましたが、家庭においても感染が流行している地域への移動や旅行は控える、人が多く集まる場所に出かけるときにはマスクを着用し、手洗いをし、他人との身体的距離を確保するなど、基本的な感染対策を継続していただくようお願いをしたいと思います。

今後も新型コロナウイルス感染症により様々な問題が生じることが予測されますが、感染リスクを可能な限り低減させながら、学校の教育活動を継続することが重要だと考えます。児童生徒の健やかな学びを保障していくためにも、学校、家庭、地域、そして行政が一体となって、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上で、寺岡議員への答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） 御説明ありがとうございました。大体今のところの様子は分かりました。細かなところはいろいろ伺っていききたいところなんです、世の中は今こういう状況

ですので、質問は以上にしたいと思います。このタイミングでどうしても伺っておかなくてはならないことを先ほど聞かせていただきましたので、今後いろいろ努力いただきたいと思えます。

説明があったように、教育活動が随分制限されているかなと思えます。そういうことで、制限された中でどのように最大の効果を得ていくか、いろいろ教育現場としても学校現場としてもいろいろ御苦労すると思えますが、コロナそのものは天災とはいっても、これ以降のことは人災と言われかねませんので、バランスよく、よろしく願いいたします。

この臨時休校中、先生方も随分と授業の組み立て、授業の準備がはかどったのではないかと思います。今後の教育活動に期待をしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて16番、山本孝三議員。

〔16番 山本孝三議員 登壇〕

○16番（山本孝三） くろがねを代表いたしまして、私、山本が質問させていただきます。

市長の手元に通告をいたしております順序に従いまして、できるだけ完結にお伺いをしたいと思っておりますので、御答弁のほうもよろしく願いをいたします。

今、新型コロナウイルスの感染がやや下火になったということで、これまでの規制措置が若干緩和されるという措置が取られておりますけれども、専門家の間ではむしろ第2次感染が危惧をされると。それで多くの専門家の意見も、第2次感染が起きると爆発的な感染が起きるだろうという警告をしております。そうしたことを受けて、国のほうも第2次補正予算をかつてない規模の措置で、これから国会での審議の経過を経て、実施に移そうとしております。

私はこの席でお伺いしたい一つの問題として、これまでコロナウイルスによる国のほうの会社や自営業等に関する被害、こうしたことへの様々な手当てが出されると同時に、国民1人当たり10万円の特別定額給付金の交付という措置も取られました。大竹市はいち早くこうした措置に対応して、既に1人10万円の交付については市民の皆さん方に行き渡ったという状態で喜ばれておりますが、全国的に見れば、まだ1人10万円の特別定額給付金すら3割程度しか渡っていないということで、行政側の対応が厳しく指摘をされている状況であります。

入山市長の下で自営業者を初めとする勤労者への温かい配慮なり、各行政分野を見渡した、気配りを含めた市独自の支援対策が取られております。一連のこうした措置については、多くの市民からも歓迎の声が聴かれております。

そうしたことを踏まえて、私は先ほど申し上げましたように、第2次感染が危惧されるという状況を踏まえて、検査体制をどう強化・充実させるかということについての質問をさせていただきます。

既に広島県・岩手県・愛知県など18道県知事による、感染拡大を防止しながら一日も早く経済・社会活動を正常化し、日常を取り戻すための緊急提言を発表されております。これまでの受動的な検査から、新型コロナウイルス感染者の早期発見・調査・入院等による

積極的感染拡大防止戦略への転換を提言しております。全国市議会議長会が発行しております旬報でも、感染防止に関わっての積極的な医療体制、早期発見のための検査機能を各地方においても強化すべきだということを含めた125件の意見書を上げておるということも報道されております。このような、自覚症状が単純に高熱が続くとか長期にわたる倦怠感が続くとかという症状に基づいて、現在の検査体制はどうなっとんのか。私自身も、5月に2回血液検査をしてもらいました。しかし今の医療機関の下では、開業医を含めて、血液検査をしても新型コロナウイルスの病原菌を発見する薬品もなければ、そういう検知をすることは認められておらない、こうおっしゃいます。ですから血液検査の項目の中にも、新型コロナウイルスの病原菌をどういう薬品でどういう機器を使って検出するのか、そのことには一切手を触れることができない状況にあるということです。私も血液検査を受ける際にも、新型コロナウイルスの感染防止のためにそれぞれがそれなりの予防をするべきだという思いでおるんですが、検査をしてもらうことに期待を持つ市民一般の方々が医療機関に足を運んでも、これまでのかかりつけの開業医に相談をしても、そこでは、予防措置ももちろんですが、検査そのものができないというこの実態を何とか改善をして、自覚症状があつたり予防措置を自発的に取ろうとする市民の皆さんへの対応をやるべきではないかということ、私は思うんです。

それでせめて大竹市には、広島西医療センターという総合的な診療科目を持つ医療機関がございまして、こうした総合的な診療ができる、総合的な病院のところで、検査ができるような医師なり必要な病原菌検出の薬品なり、そうしたものを国の責任で確保できるようにすべきではないかと思うんですが、市長のお気持ちなりお考えを聞かせていただいて、現在の国の取っている新型コロナウイルス感染防止策の中では、そうした検査体制について、なかなか自治体としての声を国に反映することは困難だと感じておられるのか、むしろ私が触れましたような視点で、検査体制の強化充実のために必要と思われることについては、積極的に国に意見を上げるという思いでおられるのか、そこをまず聞かせていただきたいと思います。

それから具体的に、先に述べましたように大竹市独自のコロナウイルスに影響を受けた中小企業の皆さん、自営業者の皆さん、勤労者の皆さん、高齢者、要介護認定者等への配慮に基づいた市独自の政策を実施をされておりますが、そのことをさらなる充実に向けた取り組みの幾つかを検討していただいて、可能な範囲、実施に移していただけるということをこれから申し上げますので、よろしく願いをいたします。

先般も、5月27日の総務文教委員会の席で触れた問題でもありますが、一つは大学生や専門学校等に在籍する大竹市民の方もたくさんおられると思うんですね。ところが大阪府とか岡山県、東京都、愛知県、こういった学校にも籍を置いて学んでおられる方もあろうかと思うんです。多くの場合、生活費あるいは学費を稼ぐためにアルバイトをしなければ、学校に籍を置いてこれまでどおり勉強することができかねると、こういう学生が多数おられて、その支援のためにボランティアが、朝ご飯を用意したり夜ご飯を用意してあげるといふことまで、東京、名古屋などでは起きておるといふぐらい、親の仕送りを当てにしたり、ささやかなアルバイト先での収入を得た上での学生生活を送っている方もたくさんお

られるわけですね。そうしたことへの援助をぜひ検討していただいて、将来を担う学生への支援を、ひとつ実施をしてほしいということが一つ。

それから介護保険や国民健康保険等に加入されている方も、市内には人数にして1万人近い状況にあると思うんですが、ここで厚生労働省は、今までのデイサービスとかショートステイとか、こういったことを事業所に支援がなして、できれば訪問介護によって処理をするようにというのが、今の方針なんです。ところが事業所にすれば、個々の家庭に訪問をしてショートステイやデイサービスに代わる介護をするということは、非常に困難だと。それなりの事業所としての負担をしなければ、実行が難しいと言われます。

そこでその問題をどう解決するかといえば、求められるのは事業所への具体的な支援策、また自宅で介護施設を利用できない方への介護の具体的な支援、ここをどうするかという問題になろうかと思うんですが、このことに触れて5月27日の臨時会の一般会計補正予算の審議の中で私も触れましたが、どうも今のところすっきりしません。そのところをひとつ期待ができるような施策を検討してもらって、実施に移してほしいと思うんですが、御答弁をお願いしたいと思います。

これに関連をして、国民健康保険料についてはこの6月時期に、これだけの国民健康保険料が決まりましたという納付通知書が来ますよね。これは3月の予算特別委員会のときの試算よりも異なる数字が出されるわけですが、どれだけ今年度国民健康保険料の負担が増えるんですか、あるいは減るんですか。そこのところを聞かせてもらいたいと思います。

それから後期高齢者医療保険につきましても同じように、新型コロナウイルスがあろうがなかろうが、予定どおり被保険者への負担を求めるということになっておるんですが、ここについてもできれば軽減措置なり納付期間の猶予なり、市としての関係機関への要望を上げていただくこともやってもいいんじゃないかと思うんですが、そうしたことに触れた、御答弁をお願いしたいと思います。

それから公共料金の問題の中で、自営業者等については今の竹市の水道料金体系では、営業用の水道料金は一般の市民の生活水より高い設定がされております。それで新型コロナウイルスの感染拡大の下での営業の自粛を求められたり、あるいは営業不振に陥っているという状況を持った業者もおられると私は思うんですが、そうした場合に水道料金とか公共下水道の使用料とか、そうしたことへの軽減措置ということを検討してもらえないかと、このことについても御答弁をお願いしたいと思います。

それで新型コロナウイルスに関する質問は以上にとどめて、次のオオサンショウウオのことについて質問をさせていただきます。

去る5月13日に大竹市の教育委員会から、文化財保護法第125条現状変更許可申請（オオサンショウウオ）に関する情報提供についてという見出しで、令和元年9月13日付で日本美しい国環境発電合同会社から提出のあった文化財保護法第125条第1項の現状変更許可申請については、令和2年3月19日付で文化庁長官の許可が交付されました。広島県知事から令和2年5月1日付（5月8日受付）で、市に申請者に許可書を送付するよう依頼がありましたので、情報提供をさせていただきます。という文書を私も頂いております。

そこで、そこに記されておる事項について質問させていただきます。最初に令和元年9

月13日、日本美しい国環境発電合同会社から大竹市教育委員会に申請書が提出されたと。この申請書は教育委員会にあるんですか。

あと幾つかあるんで、一括してある、ない、ある、ないというふうに答弁ください。

令和元年9月19日、大竹市教育委員会教育長から広島県教育委員会教育長に対して申請書を進達（送付）した。これは9月13日に出された申請書と同じものを、そのまま送付したということなんですか。

それから、令和2年3月4日、広島県教育委員会教育長が意見を付して文化庁長官に申請書を進達（送付）した。この3月4日の文書は、大竹市の教育委員会にあるんですか、ないんですか。

それから、令和2年3月19日、現状変更許可申請について、文化庁長官の許可が交付された。続いて、令和2年4月21日、文化庁長官から広島県教育委員会教育長へ申請者宛て許可通知書が届いた。平成2年5月8日、広島県教育委員会教育長から大竹市教育委員会教育長に文化庁長官の許可通知書を申請者に交付するよう依頼があった。この文書も教育委員会にあるんですか、ないんですか。

令和2年5月12日、申請者へ許可通知書を交付した。

令和2年5月13日、谷和自治会へ情報を提供された、その文書なるものも教育委員会がお持ちなのかどうかをまず聞かせていただきたいと思います。

それで私が担当の職員の皆さんの援助をいただきながら、ただいま申しあげました一連の文書について、開示請求をさせていただきました。その開示請求が交付されて、私の手元にあります。一つは日本美しい国環境発電合同会社代表社員、これは職務執行者宛てに、令和元年9月13日付で申請のあった特別天然記念物オオサンショウウオの現状変更（一時捕獲及び移動）を文化財保護法、昭和25年法律第214号第125条第1項の規定によって許可します。ただし実施に当たっては、広島県文化財担当部局の指導を受けてください。なお、許可された期間の延長が必要な場合には事前に期間変更届を提出して、承認を受けてください。また軽微な仕様、材質、色、形状の変更で文化財に配慮したものを行う場合には、事前に計画変更書を提出して承認を受けてください。こういう通知が開発業者のほうに出されております。

そこでお尋ねするんですが、この文化財保護法第128条には、天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為をしないように、必要な措置をすることを命ずることができる。となっておるんですが、これは谷和地区におけるオオサンショウウオの生息を踏まえた措置として、教育委員会としての管理責任の上でやるんですか、やらないんですか。

それから文化財保護法第129条の2、天然記念物の保存及び活用に関する計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。となっている。市の教育委員会としては、この書かれておる文化財保護法第129条の2に基づく対応をされておるのか、されておらないのか。

それから、これは令和2年5月1日付の広島県教育委員会教育長からの大竹市教育委員会宛ての通知ですね。そこには、9月10日付で大竹市教育委員会第81号で進達のことにつ

いては別紙のとおり文化庁長官から許可されましたので、申請者に伝達してください。なお、現状変更を終了したときは、その結果を示す写真または見取図を添えて、終了報告書を提出するよう指導してください。という内容のものです。

それでお聞きするんですが、文化財保護法第113条第1項の規定によることですね。指定を受けている谷和地区の水路に生息するオオサンショウウオの管理また所有者といいますか、特定するとすれば、どの機関、組織、団体になるんでしょうか。

それから文化財保護法第115条では、管理について必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。こうなっているんですが、教育委員会としては今日までどういう対応をされたのかお聞かせを願いたいと思います。

それから、これは特別天然記念物オオサンショウウオの現状変更の許可が出たわけですが、これは括弧つきで（一時捕獲及び移動）と、こうなっているんですね。そこでお聞きするんですが、現在、メガソーラーの事業をやろうとしている業者の予定する施行区域内、ここにオオサンショウウオが生息していると認知されているんですか。谷和地区の水路におるということは私どもも谷和地区の皆さんから聞いておるんですが、谷和地区の水路の地域は、メガソーラーの開発区域でもなければ事業区域でもありませんよね。それで大竹市教育委員会としては、オオサンショウウオの生息の場所、位置、区域の水質の調査、こういうことをおやりになったんですか。谷和地区の皆さんも市民の多くの方が心配されているのは、今生息している水路、その水質悪化によるオオサンショウウオの生存、保護について非常に心配をしておるわけです。

そうしたことを踏まえて、市としての対応をお願いしたいと思うんですね。登壇しての質問は以上で終わりますが、御答弁のほうよろしくお願いをいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 初めに、担当者より事前に聞かせていただきまして、用意したものに付きまして答弁をさせていただきます。御了解をいただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、市民の皆様方の変な高い意識によりまして、おかげさまで今日まで、我がまちで感染者がございませんでした。しかし、新型コロナウイルスとの戦いは、まだまだ長期に続くものと認識しております。山本議員からも、長い戦いを見据えての御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは山本議員の御質問にお答えいたします。

2点目の、谷和地区のオオサンショウウオの保護につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

1点目の新型コロナウイルス感染防止・支援対策についてでございます。本年6月1日時点における日本での新型コロナウイルス感染症の感染者は1万6,884例、うち死亡者は892名となっております。ワクチンも治療薬も開発されていない中で、全国の感染状況はピーク時に比べ大幅に改善されているものの、感染例は引き続き報告されております。新型コロナウイルス感染症の早期発見・早期治療対策は、国及び都道府県が中心的、主導的な役割を担っており、市は広島県の方針に沿って、感染拡大防止等に取り組んでいるところでござ

ざいます。

御質問の検査体制の充実についてですが、現在、かかりつけ医など近くの医療機関で、新型コロナウイルスの検査及び診断ができる体制はなく、医師が必要と判断した場合には、医療機関から保健所を経由し、帰国者・接触者外来においてPCR検査を実施するという体制が取られております。これまでの国の方針は、感染拡大の防止及び重症者、死亡者を最小限にすることを目的として、医師が必要と判断した者に検査を実施するというものでしたが、今後の感染拡大局面も見据え、本年6月2日付で厚生労働省から各都道府県等に対し、検査体制の強化に関する指針が示されました。具体的には、検査が必要な者に、より迅速・スムーズに検査を行う、濃厚接触者の検査など感染拡大防止対策を強化する、などの基本的な考え方のもと、各地域の必要な検査需要に的確に対応できる検査体制の強化に向け、各都道府県等において相談から受診、検体採取、検査までの一連のプロセスを通じた対応について重点的に点検を行い、必要な対策を策定・実施するものというものです。

また、広島県では現在、1日当たり最大270件のPCR検査が行える体制が取られておりますが、今後の第2波に備え、民間の検査機関等の協力を得ながら、7月中には350件の検査が行える体制の確保を目指しております。

市といたしましては、こうした国・県の取り組みを初め、市民の皆様の安心につながるような情報を逐次お知らせするとともに、引き続き感染拡大防止のための周知・啓発等をしっかりと行ってまいります。

次に、家庭や事業者等に対する支援についてでございます。本年5月の臨時会におきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止等に係る各種支援に関する補正予算を御審議いただき、議決をいただきました。改めて御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、市民の皆様、事業者の皆様、多くの方が苦しい生活、大きな負担を強いられることとなりました。感染拡大防止のため自粛、施設の閉鎖などが叫ばれる中で、市内の介護サービス事業所におかれましては、高齢者の命を支え、生活を支援し続けていくことを念頭に置き、感染予防に最大限の配慮をしながら、サービスの提供を継続していただきました。ケアマネジャーの方には、利用者本人の状態や家庭など、周囲からのサポート状況など様々な状況を考慮しながら、個々の高齢者の生活を支える体制について再構築していただきました。

先の臨時会にて御承認いただきました、介護サービス事業所の感染予防対策費用を支援する制度は、高齢者の方の命と生活を守るためのサービス継続に当たり、事業所において万全の感染予防対策を取るために必要な費用負担に対応するためのものでございます。

このほか、御質問のありました大学生への支援でございますが、国や日本学生支援機構による給付、貸付の両面からの様々な支援が行われております。また、国から大学などに対し、学納金の納付猶予や分割納付、免除、減額などの配慮や修学継続に向けた相談、支援制度の適切な周知などが要請されていると聞いております。

公共料金の軽減ですが、水道料金につきましては県内の多くの市町と同様に、減免などは行っておりませんが、新型コロナウイルスの影響で生活や経営に困っている個人または事業者からの相談に応じて、納付猶予や分割納付などを行う形で支援しております。

現在、国におきまして国民の命、雇用、生活を守るための第2次補正予算の成立に向けて審議が行われております。その中には、地方公共団体に対する地方創生臨時交付金の増額も含まれております。山本議員から御提案いただきました、市民の皆様への命、雇用、生活を守るための様々な支援につきましては、国の補正予算成立を見据えて、また、今後の感染拡大状況を踏まえながら、優先度の高い支援を着実に実施できるよう検討してまいります。

ぜひ、山本議員を初め議員の皆様方におかれましては、必要な方に必要な支援が行き届くよう、市民の皆様や事業者の皆様からのお声を市役所へ届けてくださいますよう、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは2点目の、谷和地区のオオサンショウウオの保護についての御質問にお答えをいたします。

先ほど市長同様、私どものほうも担当者のほうで作成した答弁書につきまして答弁をしたいと思っております。どうか御理解のほどよろしくお願いをいたします。

初めに、本年5月13日付で議員の皆様へ情報提供をさせていただきました谷和地区における太陽光発電事業に伴う文化財保護法第125条第1項に基づく現状変更許可申請の経緯につきまして、一部補足も含め、改めて御説明をいたします。

昨年9月13日付で、日本美しい国環境発電合同会社から市教育委員会宛てに、現状変更許可申請書が提出をされております。この書類については、本教育委員会のほうにございます。

現状変更の理由ですが、太陽光発電事業の実施に伴い工事区域において特別天然記念物オオサンショウウオが発見されたときは、その個体の保護のため一時的に捕獲し、下流の生息適地に移動される必要があるため。というものでした。この申請書ですが、9月19日付で大竹市教育長から広島県教育長に対し、オオサンショウウオの生息環境に影響を与えるおそれがある。という副申を添えて進達をいたしました。この文書についても、ございます。これを受けて広島県教育委員会では、文化庁の指示のもと、県文化財審議会委員や専門家の意見などを踏まえ、県としての意見を取りまとめ、本年3月4日付で広島県教育長から文化庁長官宛てに、県の意見を添えた申請書が進達をされました。この文書については、ございません。

その後、文化庁での審査を経て、3月19日付で文化庁長官による現状変更の許可決定が行われ、4月21日付で文化庁長官から広島県教育長宛てに、事業所宛ての許可通知書が届きました。これについてはございません。しかし、3月19日付の許可決定についての文書はございます。

5月8日付で広島県教育長から大竹市教育長宛てに事業者へ許可通知書を交付するよう依頼文書が届きました。この許可通知書には、実施に当たって、広島県文化財担当部局の指導を受けること、許可された期間の延長が必要な場合には、事前に期間変更届を提出し

て、承認を受けること、材質や色、形状などの軽微な変更で文化財に配慮したものをを行う場合には、事前に計画変更書を提出して承認を受けること、という一般的な注意事項が記載されており、太陽光発電事業についてオオサンショウウオの保護に関する特段の条件は明記されておりませんでした。これを受けて、大竹市教育委員会は5月12日付で事業者に対し許可通知書を交付したというのが、一連の経緯でございます。この通知書についてはございます。

次に、オオサンショウウオ保護に関する市の取り組みにつきまして、他の事例を交えながらお答えをいたします。オオサンショウウオは中国山地に多く生息しており、特に県北では保護活動が積極的に行われています。北広島町では、広島市安佐動物公園と地域住民とで構成された、「三ちゃんS村」と呼ばれるコミュニティにより、人工巣穴の管理を共同で実施しているほか、勉強会や観察会を定期的で開催するなど、地域ぐるみの保護活動が注目を集めています。また、東広島市豊栄町では、複数の住民団体が共同で「東広島オオサンショウウオの会」を設立し、広島大学、広島市安佐動物公園、東広島市教育委員会と連携して、生息調査、野外観察会、公開講演会などの保護活動を行っております。

このように、オオサンショウウオの保護活動は様々な地域で行われていますが、その活動主体の多くは地域住民組織であり、教育委員会や行政は住民主体の活動を側面的に支援する形で関わっております。したがって、文化財保護法の趣旨にのっとり、オオサンショウウオの保護が適切に行われるよう対応していく中で、地域住民主体の保護活動の機運が高まり、具体的に何らかの形で保護活動がスタートするようなことがあれば、その活動をしっかりと支援させていただきたいと考えております。

また、今後太陽光発電事業の工事が始まり、万が一オオサンショウウオが生息している河川の水質状態が悪化するようなことがあれば、速やかに地域住民のほうから大竹市教育委員会へ連絡していただく体制を構築することも重要であると考えております。

以上で山本議員への答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） 最初の検査体制の強化の問題についてですが、市長の答弁を聞きもらったんで、もう一度検査体制についてあるべきこれからの医療機関等の在り方、検査の強化充実、こういったことについてこれからの市の関係機関へ要望をすべきことは要望するなり、もう一度そこのところをお聞かせいただきたいんですが。

それからオオサンショウウオのことについてですが、このオオサンショウウオの生息を保護し、これからも天然記念物として大事にするという管理の責任というのはどこにあるんですか。文化庁ですか、それとも広島県教育委員会ですか。あるいは大竹市教育委員会ですか、どこですか。もしくは谷和地区の自治会の責任ですか。どうなります。

○議長（細川雅子） 市長。

○市長（入山欣郎） 6月2日付で厚生労働省から各都道府県、広島県に対して、検査体制の強化に関する指針というものが示されました。具体的に申し上げますと、検査が必要な者により迅速、スムーズに検査を行うこと。濃厚接触者の検査など、感染拡大防止対策を強化するというようなことが広島県に示されました。そして、広島県では、現在、1日当

たり最大270件のPCR検査が行われる体制で、間に合っております。今後、第2波になったときのことを考えて、7月中には350件の検査が行われる体制を広島県では取るということで、今の需要に対しては確実に検査が行われるような体制を取るということ、このことの方針が出されております。

以上です。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） それではオオサンショウウオの管理ということでの御質問にお答えをいたします。

オオサンショウウオは、国の特別天然記念物として国として保護をしていくべき貴重な財産であると考えております。しかし、大竹市教育委員会としましても、オオサンショウウオが谷和地区で将来にわたって生息し続けられるよう環境保全を願っておりますので、文化財の保護という観点から、適切に対応していきたいと考えております。

また、先ほども答弁しましたが、地域の方とここは連携をし、豊かな自然、その中での特別天然記念物オオサンショウウオについては、しっかりと教育委員会として保護してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） それでは私は先般の本会議で、メガソーラーに関わってオオサンショウウオの生息が心配されるということでの質問をさせていただいておりますね。教育長も記憶があるかと思うんですが、そのときの教育長の答弁は、オオサンショウウオは国の特別天然記念物であることから、文化財保護法の目的を踏まえ、大竹市民はもとより、国民全体で保護に協力していく必要があると考えております。教育委員会としても引き続き谷和地区でオオサンショウウオの生態系が維持されるよう、地元住民などから保護活動の相談などがあれば応じていきたいと考えております、こういう答弁。今おっしゃることと同じことをおっしゃる。

それでこの管理責任といえば、それは文化庁が規定する文化財保護法に基づいて、最終的には文化庁長官の権限で指導するなり保護対策について命じることもできることになるとるんだけど、日常的にはどこが管理するんですか、文化庁が現場へ来てやるんですか。教育委員会でしょう。だから教育委員会としてどう対応されるのかということ、地元の皆さんも含めて関心を寄せているんです。私はこれ質問したのは3月ですからね。それでもう3ヶ月経過しておる。その間、大竹市に谷和地区という地域があって、その水路にオオサンショウウオが生息しているということは、あなたも認めておられる。じゃあメガソーラーの開発事業が進むことによってどういう影響を受ける、どういう保護対策が必要なのかということをお考えにならん。

私がもらった文化庁長官の許可の中には、あの谷和地区の水系に流れとる水路のところは、メガソーラーの施工をやる工事区域に入とらんのですから。だから施工業者が捕獲して他に移すこともできるというのは、施工業者が予定している工事区域内のことでしょう。谷和地区を流れている水路は別でしょうがね。そこをどう認識されとるんですか。そ

これは私も谷和地区の皆さんから聞いたのは、谷和地区の中を流れている水路に生息しているという確認をされとるわけですね。大竹市もそうなんです。ところが許可しているそのものは、メガソーラーを山林を買収して、今から工事をやる区域内のことじゃないですか。そこにもオオサンショウウオが生息しておれば、どこかの川か水路か分かんが捕獲をして移動させると、そういう変更はよろしいですよというのが、文化庁の許可書ですよ。

そこをはっきりしないと、幾ら議論をしても話が全然違う場所のことを議論するようなことになって、現に生息しているオオサンショウウオをどう保護するか、生態系に影響があるような汚水があつた水路に流れては困ると。だから先ほど申し上げましたように、管理責任がある大竹市教育委員会が行政区域内の中での管理責任ですよ。水質の検査をやって、メガソーラーの事業が進む過程で生息している水路の水質が汚染されるんかどうかということ点を点検する責任があるんじゃないんですか。そういうことには一切、こうするんじゃない、ああするんじゃないと言わないで、文化庁の長官が許可書を出したんじゃないと。だから文化庁の指導のもとでやるんだと。

それで3月にも私は重ねて、さつき教育長がおっしゃったことを踏まえて、重ねて質問しているんです。そのときにどなたですかね、担当の職員がこういうふうにおっしゃった。この文化財保護法第125条の現状変更許可申請書については、県から国へ進達されております。今後、国、文化庁になりますけれども、そちらにおいて申請者が工事を行うに当たり実施するオオサンショウウオの保護対策、これが生息環境に影響があるのかどうか、河川の水質についても生息に適するものであるかどうか、こういった判断が文化財保護法上の判断になると思います。

この判断をする場所は、メガソーラーを設置する工事区域内のことなんです。谷和地区を流れているあの水路なんか、工事区域内に入っちゃおらんから。そうでしょ。私の理解と教育委員会の理解は違うんですか。違うことを何ぼ言うてもどうしようもないからね。その点ではどこにオオサンショウウオがおつて、その水質が汚染される心配があるということであれば、そこをどうするかということは今後の取り組みの課題として認識を共有することがなければ、議論何ぼやってもどうしようもないわいね。

だから、その申請者が言うとその工事区域内の水路にオオサンショウウオがいるんだというようなことは、私も初めて、文化庁長官の許可書を見て、おるんかと。それじゃあ全然谷和地区を流れとる水路のことは眼中にないんかと、こういう疑問を最初に持ったんです。

だから、この認識を、オオサンショウウオの生息環境が脅かされるということで、私も質問させてもらってるんですから、場所については認識を一致しなければどうにもならないでしょう。はっきりさせてください。

○議長（細川雅子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三井佳和） それでは山本議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目のオオサンショウウオは誰が保護していくのかという点でございます。オオサンショウウオにつきましては、地域を定めない国の天然記念物に指定されているもので

す。そして生き物でございます。動くんです。つまり、今はあそこの河川にいる場合もありますし、もしくは民間が管理している河川に移動する可能性もあるんです。しかしながら、民間の河川にいたとしても国の天然記念物ですから、誰もが全員、国民全員がそれを保護しないといけないという形になっているんです。それに協力しないといけないとなっている。ですから誰が保護管理者なのかというと、国民全体という形になるかと思います。

それと2点目の、谷和地区の集落内の八丁川という河川でございます。そこにオオサンショウウオが生息していることが確認されています。今回、谷和地区の太陽光発電事業の工事区域内に、この八丁川の上流部が一部かかっております。つまり今回の太陽光発電事業の工事、八丁川の上流部で河川工事をしますと、当然に下流部の集落内の八丁川のほうに影響があるのではないかとという趣旨も含めて、このたび文化財保護法第125条第1項の申請が出ております。

そして、今回の申請で市に提出がありましたので、それを県に送りまして、県の中で文化財審議会の委員、もしくは専門家の皆さんに意見を聴取した上で、専門的な知見で今回県がこの影響についても意見を取りまとめられて、文化庁のほうに進達をされておりました。そこでまた審査をされて、このたび許可が出たという形になりますので、当然谷和地区の集落内にいるオオサンショウウオの影響というものを含めて、今回審査されたということでございます。

以上です。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） 何か大竹市の教育委員会には、保護するための対応をどうする、こうするということまでの責任はないと聞こえるんじやが。それじやがあれでしょうがね、文化財保護法第128条には、天然記念物の生息がはっきりしている、これは認めておられるんですから、教育委員会。その保護のために必要と認めるときには、地域を定めて一定の行為を制限し、もしくは立入りを禁止するところまでの施策を取ることができると、こうなるとるじやないですか、文化財保護法第128条では。そのために文化財保護法第129条の2で、天然記念物保存活用計画を作成して文化庁に申請をなさいと。同じ文化財保護法の中でこういうふうな、逐条的に読めば、条項があるのに、大竹市の教育委員会は人ごとのようなことをおっしゃる。それじやあそのオオサンショウウオの保護じや、生息環境を維持するじやあ言うても、なかなか対応策が具体化するの難しいんじゃないですか。やっぱりその天然記念物として文化財保護法に規定するような、オオサンショウウオを将来にわたってどう保護し、生息環境が傷つかないような対応策を教育委員会としてどう具体化するかという、一歩足を踏み出して考えてもらいたいと思うんじやがね。同じような議論を繰り返しても、それは全然対応策が具体化されないことになるんで、そのところひとつ、もう一度お願いしたい。

それで大事なものは、メガソーラーを開発する事業者のほうの、この水質についての申請書に添付された、どういうところまでの水質の悪化なりというものを認めてほしいという申請をされとるということを読まれましたか。こういう水質基準でオオサンショウウオが今の生息環境、水質はメガソーラー建設によって悪化するだろうと、悪化しますよという

ことを書いとるじゃないですか。だから私は一回でも今の水質がどういう状況なのかを、文化庁も調査をしなければ県もしない、市もしない、それで開発業者の水質がこういうことになりますというこの一覧表を見れば、水質悪化が目に見えとる。それでも許可しとる。一回でも文化庁が現地へ来て調査したのか、県が担当の職員を入れて調査をして、文化庁にそれなりの意見を上げたのか、大いに疑問なんですよね。しかも最も行政区域内の担当責任がある教育委員会が、これまで水質の検査もしなければ、どういふオオサンショウウオの生息環境が維持されるのにふさわしい状況であるべきかというようなことも考えない。これじゃあオオサンショウウオがかわいそうじゃないですか。

もう一回、皆さんもお疲れでしょうが、答弁お願いします。

○議長（細川雅子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三井佳和） 先ほどの質問に出ました文化財保護法第128条でございますが、読み上げますと、文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。とされています。つまり文化庁長官は命じることができるという形になっておりますので、市の教育委員会がその行為を命じるという条項ではないというところでございます。

それと教育委員会の活動でございますが、教育長の答弁にもございましたように、県北ではかなり活発に保護活動がされております。北広島町や東広島市等、大学と連携したりそういった形での活動はされておりますが、主導的な役割はどうしても地域の住民団体が担っております。まずは谷和地区を初め、地域の住民の方々がオオサンショウウオの保護活動を行う動きがあるのか、その機運があるのかというところを大切にしていける必要があるのではないかと思います。教育委員会としては、その動きがあるようであれば、当然に生態調査の立会であるとか専門家の調整であるとか、周知啓発等しっかりと協力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 山本議員、最後です。

○16番（山本孝三） どうもすつきりせん話じゃね。

それで最後に聞くんじゃがね、教育長はエコツーリズム推進法という決まりがあるようですが、これは御存じですか。エコツーリズム推進法が2008年に日本でも施行された。それに基づいて、現在、日本では14件が認定を受けておる、こういうふうに言われておるんですが、このエコツーリズム推進法によれば、こういう自然環境の下で、谷和地区に生息するオオサンショウウオの保護等に関してそれなりの規制なり保護対策を取ることができるし、そういう場合には国の援助も受けられるという法律だと説明されとるんですが、御存じですか。

また、このエコツーリズム推進法に基づいて、14件が認定されて天然記念物が保護されておるといふ実態がある、そういうことについて御存じなのかどうか。御存じないかも分からんが、できればそういう法律の下でオオサンショウウオなどの保護について取り組んでおられる地域の教育委員会、また住民の皆さんの日常的な保護活動等について、情報を

もらえればいいと思うんですが。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） エコツーリズム推進法、十分把握はしておりませんので、これからしっかりと研究のほうさせていただきたいなと思っております。ありがとうございます。

このオオサンショウウオの保護のため、谷和地区をエコツーリズム推進法に基づくエコツーリズムの区域に指定してはどうかという、そういう御提案ではないかと思っております。エコツーリズムは自然環境を観光資源と捉え、その魅力を観光客に伝えることで自然環境の保全につなげていく取り組みです。簡単ではございますが、というふうに認識はしております。全国ではオオサンショウウオを観光資源としている地域もございますが、注意しなければならないのは、生息地を広く知られることによって、乱獲や密猟などの危険性が生じてくるのではないかなということでございます。かつて谷和地区は、準絶滅危惧種のサギソウの群生地だったと聞いております。しかしながら、そのことがマスコミに取り上げられ、多くの人に知られたことで乱獲され、群生地は消滅し、非常に悲しい思いをしたというお話を、谷和地区の住民の方から聞いたことがございます。

エコツーリズムの区域指定につきましては、オオサンショウウオが生息している谷和地区の住民の方が、観光資源としてオオサンショウウオを位置づけることを希望されているのか、その辺りについても考えていく必要があるのではないかなと思っております。

しかしながら、このオオサンショウウオ、先ほども申し上げましたが、地域の方とともに、教育委員会もしっかりと見守ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 続いて10番、和田芳弘議員。

〔10番 和田芳弘議員 登壇〕

○10番（和田芳弘） 清誠クラブの和田でございます。

一般質問に入る前に、この場をお借りいたしまして大竹市にお礼を申し上げたいと思います。

このたびの全世界に広がった新型コロナウイルスに対して、広島県では4月22日から5月6日の連休明けまで、飲食店など様々なお店に対し、営業時間短縮等への協力要請がありました。大竹市の料飲店では、営業時間の短縮や休業、テイクアウトの販売のみと、約15日間余り自粛してきました。5月7日の連休明けからかなりの飲食店が営業を始めましたが、売上げは半減し、このままでは生活が成り立たないということで、大竹市料飲同業組合は各お店に協力してもらい、テイクアウトの弁当を販売しようと準備していました。大竹市役所、大竹商工会議所、大竹青年会議所JCなどの協働により、各お店のテイクアウト弁当のメニューやのぼり、ホームページなどに紹介していただき、応援していただきました。

現在、28店舗が参加し、6月から各お店がいろいろなテイクアウト用の弁当を作り、販売しております。市民の皆様にもせめて週に1度でもお弁当を買っていただければ幸いです。改めて大竹市役所や大竹商工会議所の素早い対応に感謝いたします。ありがとうございました。

それでは一般質問に入ります。

平成29年度の調査で、大竹市は約1万4,000棟のうちの、空き家は573件とあります。建築物の老朽度・危険度ランクはA、B、C、D、Eと5段階ありますが、そのうち放置すれば倒壊の危険があるDランクが30件、建築物全体に危険な損傷が激しく、倒壊の危険が高いEランクが22件とあります。平成27年空家に対する特別措置法が施行され、特定空家のEランクの家が、担当職員の努力により少しずつ解体されています。今市街地にある特定空家は約11件、そのうち4件は特定空家に指定していますが、残りの7件はいつ特定空家に指定するのでしょうか、お聞かせください。

また、平成29年度以降、D、Eランクの特定空家に指定するような家は増えていますか。これも教えてください。

2番目です。空き家の有効利用です。空き家のうちで目立った損傷は認められないランクA、部分的な損傷が少しあるランクBです。現在、本市では、Aランク、Bランクの空き家は約300件近くあると思われまます。平成30年度に空き家バンクを設立し、住民の皆様にはパンフレットなどを配り、空き家に対しての相談窓口を開いています。しかし、令和元年に空き家バンクに登録したのはゼロ件と聞いています。個人の財産とはいえ、このまま何もせず放置していれば、町は寂れ、防犯上もよくないと思います。

6月の広報おおたけに、空き家バンクに家を売りたい、貸したいという所有者に空き家の情報をホームページなどに提供するとありますが、前回のように登録したのはゼロ件から1件、2件ということになりかねません。現在の空き家の所有者に空き家のままか売却するのか、また借家にしてもよいのかアンケートを取ってはいかがでしょうか。

また、平成29年3月に策定した大竹市空家等対策計画が、来年度で5年目になります。来年度以降、空家等対策計画をどのように考えていくか教えてください。よろしく願いいたします。

壇上での質問を終わります。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 空き家問題は国において法的整備がされましたものの、個人の財産に関わる問題でもあり、短期間で解決を図ることが難しい問題でございます。和田議員からの御質問からは、そのような中でも問題解決に向けて少しでも前に進めることができないかとの強い思いを感じました。ありがとうございます。

それでは和田議員の御質問にお答えいたします。

本市ではかなり早い時期から人口の減少と長寿化が進んできています。今後も人口減少及び長寿化が進めば、空き家は増加するものと考えられます。本市では平成29年に策定した大竹市空家等対策計画に基づき、現在の空き家に対する除却などの対応、今後、空き家となることが予想される住宅に対しての予防、さらに空き家の利活用に関する取り組みを行っております。

まず、特定空家等への対応についてでございます。平成29年度に実施した調査により、573件の空き家を把握し、そのうち判定可能な空き家562件について不良度判定を行い、5

段階のランク分けを行いました。その結果、老朽度が高い空き家は52件と判定しました。その中で危険度が高く近隣への影響度も高い11件を特定空家等の候補として、所有者の調査を行い、順次特定空家等に認定しているところでございます。

これまで特定空家等として4件を認定し、このうち2件が解体されました。残りの認定されていない7件の空き家につきましては、登記や相続などの問題により、現在の所有者の把握に時間を要している状況でございます。

特定空家等の認定後の措置としては、指導助言から勧告、命令、代執行へと進みます。代執行になると対応職員の確保や多くの費用と時間が必要となるため、市としましては所有者本人において家屋を解体していただくことを第一と考え、これまで、認定する前にまず、所有者をしっかりと把握し、指導助言を中心に対応してきたところでございます。

来年度は大竹市空家等対策計画の5年の計画期間の最終年度となります。今回の御質問の趣旨も踏まえ、見直すべき部分は見直してまいりたいと考えております。

次に、空き家の利活用についてでございます。大竹市空家等対策計画の策定後、固定資産税納税通知書の送付時に、空き家に関する啓発チラシの送付、空き家実態調査による空き家数の把握、空き家勉強会の開催、パンフレットやポスターの作成、市独自の空き家バンクの設立、住宅金融支援機構との事業連携などの取り組みを行ってまいりました。また、毎年需要がある住宅リフォーム補助事業に、空き家に特化した項目を設定しております。

このように、空き家の利活用対策の取り組みを行ってはいますが、空き家に関する様々な相談は増加傾向にあるにもかかわらず、大竹市空き家バンクへ登録されている空き家はなく、十分な利活用には至っていないのが現状でございます。

この現状を打開していくには、空き家補助制度の拡充、将来空き家になる可能性の高い建物所有者への啓発活動の実施、さらに議員から御提案のありました、把握している空き家所有者への意向調査と、その後の所有者対応などの取り組みを行うことに加え、定住促進やまちづくりの視点での空き家の利活用も必要と考えておりますが、様々な課題もありますので、今後、十分検討してまいりたいと考えております。

以上で和田議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は13時を予定しております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時53分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議長所用のため、暫時副議長において議事を運営をいたします。

一般質問を続行します。

10番、和田議員の再質問からでございますが、先の休憩中、執行部より発言の申出がございましたので、これを許可したいと思います。

建設部長。

○建設部長（山本茂広） 先ほど和田議員の一般質問に対しまして、市長のほうから答弁ございましたが、数字の誤りがございましたので訂正させていただきます。

特定空家等の部分でございますが、特定空家4件に対しまして2件を解体したと申し上げましたが、正しくは1件でございます。

それからこれに対しまして危険な空き家ですが、今7件あると申し上げましたが、正しくは6件でございます。

以上でございます。大変失礼いたしました。

○副議長（寺岡公章） 和田議員、発言どうされますか。

和田議員。

○10番（和田芳弘） 今、訂正がありましたが、この危険な空き家の6件ですよ。これは特定空家にそのうちの何件指定してるんですかね。それを聞かせてください。

○副議長（寺岡公章） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 危険な空き家が6件で、このうち特定空家に、何件指定しているかということでございますが、6件についてはまだ認定はしていません。

○副議長（寺岡公章） 和田議員。

○10番（和田芳弘） その今特定空家にまだ指定していない家の残りは、いつ頃までに指定する予定でおるんですかね。

○副議長（寺岡公章） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 和田議員のお考えで、なるべく早く特定空家に認定するべきではないかというお考えも正しいと考えておりますが、担当課としましては所有者をしっかり把握して、指導・助言を中心にして対応していきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○副議長（寺岡公章） 和田議員。

○10番（和田芳弘） それともう一つ、特定空家に指定した後、期限というんですか、もう1年以内とか2年以内とか3年以内に壊してくださいという期限は設けないんですかね。そのところ聞かせてください。

○副議長（寺岡公章） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 特定空家に認定しますと一定の執行猶予期間がございますが、期限を切って進めていくこととなります。よろしくお願ひします。

○副議長（寺岡公章） 和田議員。

これ発言最後になりますのでお願ひします。

○10番（和田芳弘） それじゃあまとめを言います。

空き家バンクのことですが、今回さっきも質問しましたように、広報おたけに、一応空き家の利活用のために載せてますと。まだ十分PRが足りないと思うんですよ。それで毎月そういう広報おたけに、空き家に対してのいろいろな情報を載せることはできないんですかね。

それともう一つ、今、573件ある空き家のうちの所有者はどれくらい分かっているか、分かれば教えてください。

○副議長（寺岡公章） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 毎月PRをしたかどうかというお話でございます。広報おたけでのPRはなかなか難しいかもしれませんが、市のホームページを通じまして、しっかりその辺は対応していきたいと考えております。

2点目の御質問で、比較的良好な空き家の数は、300件ぐらいだと思いますが、その所有者が確定できているかどうかという御質問でございます。

建物の所有者が亡くなっておる関係もございます。先ほど御質問がありました、御質問というか提案がございました空き家の所有者への意向調査につきましては、所有者または納税義務者に意向調査を送ることができると考えております。

以上でございます。

○10番（和田芳弘） ありがとうございます。また次回、質問しますのでよろしくお願ひします。

○副議長（寺岡公章） 続いて4番、小中真樹雄議員。

〔4番 小中真樹雄議員 登壇〕

○4番（小中真樹雄） 一人会派の小中です。一般質問の前に、全国の医療関係者の皆様に感謝と敬意の念を表したいと思ひます。

それではまず、小学校・中学校の授業消化についてお尋ねしたいと思ひます。

長期の休校に伴い、小学校・中学校の授業消化が大幅に遅れております。今年度から新学習指導要領が実施されたことにより、小学校高学年の外国語教科化やアクティブ・ラーニングなどの導入など、授業内容がかなり増えております。これらの消化についても、学校の先生方も大変苦勞されていることだと思ひます。

文部科学省は、学習支援のための教員や学習指導員の追加配置などを発表した上、教科書の内容の約2割は授業外での消化も可能という方針を通知したという報道もありました。

ここでまず、大竹市はどのようにこの授業消化について取り組んでいくかということについてお尋ねしたいと思ひます。

先ほどの質問にもありましたが、夏休みを短縮されるということですが、その規模はどのぐらいになるのでしょうか。また、冬休みも同様に短縮されるのか。そして、土曜日に例えば授業を行うというようなことは考えられているのでしょうか。

それから夏休みに授業を行うとして、換気も必要なんだろうけども、熱中症防止に欠かせないエアコン設置率は、市内の小学校・中学校でどのようになっているのでしょうか。

事前通告しました3密防止策は先ほど御答弁がありましたので、割愛させていただきます。

児童生徒だけでなく、指導の先生方の疲労度も相当だと思われそうですが、そのサポート体制というかケア体制というのはどのように準備されておられるのでしょうか。

最終学年以外は次学年に繰越しも文科省は許容しておりますが、授業の遅れによる、特に中学校3年生の方々の、受験生の不安に、どう応えていかれようとしておりますか。それについてお尋ねします。児童生徒の健康管理や、児童生徒と先生方の健康管理と、児童生徒の負担軽減に配慮しつつ、できるだけ、最大限授業を消化していただければと思ひます。

すが、どのようにお考えでしょうか。

それから第2点ですが、オンライン授業の準備状況について質問したいと思います。

本来、教育というのは密であるべきで、オンライン授業というのはあくまでもリスクマネジメントの一環にしか過ぎないと、これは個人的な見解ですが、新型コロナウイルスの第2波とか新たな感染症などが到来した場合、オンライン授業実施への備えというのは十分なんでしょうか。タブレットの配備状況はどのようになっているのでしょうか。また、その教員の方の指導への習熟度というのはどのようなもののでしょうか。Wi-Fi環境のない家庭へのサポート体制はどのように考えておられるのでしょうか。

オンライン授業の一番肝腎なところなんですけど、最近教育格差ということがいろんなところで言われておりますが、教育でICTの恩恵にあずかれる人とあずかれない人の格差、これが非常に大きくなっているということが、一部で指摘されています。これについてはどのように対応されるつもりでしょうか。

いずれにしてもできるだけ早急な準備というか体制構築が不可欠だと考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

壇上での質問は以上で終わりにします。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは小中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、小学校・中学校の授業消化についてです。市内の小学校・中学校においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月2日から25日まで臨時休業としました。また、4月17日から再び臨時休業として、5月18日から5月末までの分散登校を経て、6月1日から通常登校として学校の教育活動を再開をいたしました。当然、当初の計画からは授業の遅れが生じており、学校では年間の授業計画を練り直し、少しでも遅れを取り戻すことを目指して、現在、授業を進めているところでございます。

授業時数の確保として、長期休業日の短縮と学校行事などの精選という2つの方法がございまして。

1つ目の、長期休業日の短縮としては、夏季休業日を8月1日から23日までに短縮します。そのほか、学校の実情に応じて、夏季休業日でも午前中授業を行う予定です。冬季休業日については現段階では未定ですが、例年より数日程度短縮する可能性もあります。土曜日の授業については、児童生徒の負担や教職員の週休日振替の関係などを考慮し、実施する予定はございません。

2つ目の、学校行事などの精選としては、今年度は感染症拡大防止と児童生徒の安全確保の観点から、プールでの水泳指導や文化祭、学習発表会といった学校行事を中止します。中止によって生じた時間を授業時間に充ててまいります。

次に、夏季の感染予防と熱中症予防についてです。エアコンは学校の全ての教室に設置済みです。適宜換気をしながらエアコンを運転させ、教室が密閉にならないように注意して授業を行います。

また、児童生徒の座席と座席の距離を可能な限り確保することや、児童生徒が対面とな

らない教育活動にすること、手洗いの徹底、熱中症予防に配慮したマスクの適切な使用などの感染症対策を、引き続き行ってまいります。

教職員のサポート体制についてですが、先ほど申し上げた学校行事などの中止を含めた精選をすることにより、準備などにかけていた時間を授業や教材研究の時間に充てることができ、教職員の労力や負担の軽減にもなると考えております。

また、教職員には疲労回復などのため、臨時休業期間中に有給休暇の積極的な取得を促し、併せて風邪の症状などでも特別休暇を取得できるようにしました。また、8月の一時期に小学校・中学校を閉校し、教職員が夏季休暇などを取得しやすいようにしております。

授業の遅れに対する児童生徒の不安への対応ですが、特に不安が大きいと考えられる中学3年生については、受験を見据え主要教科の授業時数の確保を優先させることも考えられます。また、児童生徒に個別の教育相談を実施して、進学に向けての不安を受け止め、気持ちに寄り添いながら個々に応じた学力補充をするなど、受験生の進路への不安の解消に努めていく必要があると考えております。

続いて、オンライン授業の準備状況についてです。今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止策の影響による小学校・中学校の臨時休業などもあり、ICT機器を活用した学習支援やオンライン学習などの導入は、児童生徒の学びの保証という面からも早急な整備が求められております。現段階では本市において、体制は十分に整っておりません。タブレットなどの配備状況については、配備数が多い学校でも1学級分程度です。新型コロナウイルス感染第2波などの影響による臨時休業に備えるためにも、今年度中に1人1台の端末整備を目指して、6月定例会で補正予算を上程し、準備を進めているところでございます。

このようなハード面での整備とともに、教職員のICT活用の技能の向上や習熟といったソフト面の強化も、課題として挙げられます。現段階でも、授業における教職員のICT活用の技能には個人差があるため、教職員が実際に授業でICT機器を効果的に活用できる技能を身につけ、高める必要がございます。さらに、各学校において端末を学校や家庭でどのように活用していくかという具体的な活用計画を今年度中に作成するとともに、全教職員を対象に、実践的な研修を実施する予定でございます。

また、現在、広島県教育委員会と連携しながら、グーグル社が提供しているG Suite for Educationという無料の学習用クラウドサービスを利用し、学校と児童生徒一人一人がオンラインでつながることができるシステムを準備中です。1人1台の端末整備が整っていない現段階において、このようなオンラインシステムを児童生徒が利用するには、インターネットが利用できる家庭は保護者に協力をお願いすることとなります。また、そうでない家庭の場合は、学校でパソコンなどを使えるようにしたり、個別に学習支援をしたりするなどの対応を考えております。

将来的には、1人1台の端末を、学校だけではなく家庭でも活用していくことが考えられます。通信環境やセキュリティーなどの問題を含め、どのように活用するかを想定し、慎重に検討していく必要があります。そのため、今後、市内の小学生・中学生の保護者を対象に、家庭におけるICT環境の調査を行い、Wi-Fi環境の有無を含めて、実態を

把握する予定です。その結果、どのくらいの世帯にICT環境についてのサポートが必要かを把握した上で、どのような対応ができるかを、具体的に検討をしていきたいと考えております。

今後、1人1台の端末整備の早期実現、通信環境の整備、教職員のICT活用技能の向上などを一体的に取り組み、今回の臨時休業のような緊急時においても、ICTの活用によって全ての児童生徒の学びを保証できる環境を可能な限り早急を実現できるように、体制の整備に努めてまいります。

以上で小中議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） 要を得た御答弁、ありがとうございました。

特に再質問をする必要はありませんが、特に先ほども申しましたが、中学3年生、かつて蜷川虎三元京都府知事が、15の春は泣かせない。というような言葉をおっしゃっていましたが、そのように適切な御指導をお願いしたいと思います。

それとこれは質問ではなくて、一つだけ要望なのですが、SNS上での誹謗中傷によりプロレスラーの木村花さんがお亡くなりになったという事件がありましたが、小さいときから子供たちに、やってはいけないことを先生方にきちんと教えていただければと思います。

会津藩の子弟教育の規範に什の掟っていうのがあって、ならぬことはならぬものです。というのがその要諦でありまして、SNSの誹謗中傷っていうのは、特に匿名のですけれども、絶対やってはいけないことだと思われまので、そういうことを幼少期から子供たちに叩き込んでいただきたいというのを一つのお願いとして、質問を終わらせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 続いて3番、原田孝徳議員。

〔3番 原田孝徳議員 登壇〕

○3番（原田孝徳） くろがねの原田です。

一般質問に入る前に、先ほど小中議員からもありましたが、今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、特に医療従事者の方々には、感染のリスクと隣り合わせの中、最前線におきまして、市民の、そして国民の命を守っていただき、心より感謝申し上げます。

また、介護障害福祉事業者におかれましても、3密を避けましようと言われていながら、どうしてもそれを避けることのできない現場もありまして、常に身近に感染リスクを抱えながら日々奮闘されていることにも、心から感謝申し上げます。

まだまだ厳しい状況が続きますが、御自身の感染には十分に気をつけながら、引き続き現場をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、福祉施設や事業者における介護職員の一つの基準と表彰制度について質問をさせていただきます。御答弁よろしくお願ひいたします。

施設や事業所を利用しようとしたとき、病院などの医療機関に比べると、サービスなどがその利用目的に合っているか、外側からではなかなか分かりにくい面があります。その

ため体験会などに参加し、設備などのサービスや雰囲気などを体感するという方法がありますが、介護職員の実務経験や専門分野などについての情報を知ることが、意外と難しいものであります。

例えば、介護福祉士という国家資格がありますが、同じ介護福祉士でも、ほとんど現場経験のない人や資格を取得したばかりの人、それから5年以上の実務経験のある人まで、様々なのです。車の運転で例えますと、免許を持っていてもペーパードライバーなのと、5年間運転を仕事とされてきた人とでは、安全性や信頼度などが違うと思います。

このように、同じ介護福祉士という国家資格でありながら、実務経験には大きな差があり、それが一つの職場でのものなのか複数の職場でのものなのかによっても、その経験値は随分と違います。施設などのサービスや雰囲気なども大切ですが、特に入所施設の場合、そこにどのような経験値を持った介護職員がいるかは、施設、事業所を選択する上で一つの大きな基準となり得ます。

この差と一つの基準を、利用する側に選ぶ際の情報として知ってもらう一つの手段として、介護職員の表彰制度を提案したいと思います。表彰制度とは、本市内に在留する国家資格を有する者、例えば高齢者支援であれば、先に例を出しました介護福祉士、そして介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーのことですが、それ以外にも作業療法士、社会福祉士、障害者支援であれば臨床心理士や保育士などがそれに当たりますが、その上に施設や事業所からの推薦を受けた介護職員を対象に、勤続年数およそ10年から35年に合わせ、地域福祉に貢献したという名目で、10万円から30万円程度を支給するというものであります。

この制度を提案する理由は、大きく2つあります。一つは国の処遇改善の制度に問題点があることを指摘しておきたいと思います。処遇改善は、給料に上乘せされ、介護職員に支払われる制度になっていることはよいことであります。そこについては問題はありませんが、施設や事業所によっては、処遇改善が支払われた分昇給を見送り、結果として一部の施設や事業所ではありますが、処遇改善が給与やボーナスの損失補填になっているというケースが、実態としてあります。

2つ目は、介護職員不足の問題です。12月定例会の一般質問でも触れましたが、2025年には34万人の介護職員が不足し、この問題はさらに深刻化することは間違いありません。そうなるのとどのような現象が起こるかといいますと、経験が豊かな介護職員の施設や事業所間、そして地域間の獲得競争が始まります。処遇改善については国の問題ではありますが、先述したような問題点が実態としてあること、また、制度設計や運用がこのまま順調に行われるのであろうかという一抹の不安があります。

そこで表彰制度を提案したわけですが、これは支給が目的なのではなく、あくまで利用する側に、施設や事業所を選ぶ際、どのくらいの経験や専門知識を持った介護職員がいるのかということを示す一つの基準であり、自分にとってその家族にとって一番よい場所はどこであるかということを決める重要なファクターとなることを最優先に考えたものですし、施設や事業所側も、これまで以上に職員の育成に力を入れることが期待できるというメリットもあるかと思えます。

処遇改善はあくまで介護職員全体の処遇を改善するもので、本市に介護職員を確保することとはイコールではありませんし、これは公式な統計によるものではありませんけれども、現場の感覚ですと、最低でも6割の職員が、常に転職や離職を考えております。これを前向きに捉えますと、少しでもよい条件のところには職員が集まる可能性があり、優秀な介護職員を確保するには、この5年か10年が大きなチャンスであると考えられます。

先にも述べましたように、地域間競争になって後れを取りますと、10年後、20年後の本市の高齢者やその家族に安心・安全を提供できない上、それが元で人口減少にもつながりかねません。

そこでこのような制度の導入についてと、超高齢化社会を迎えるに当たり、特に介護職員の不足の問題に対し本市としてどのような対応をしていらっしゃるのか問います。

壇上での質問は以上です。御答弁よろしくお願ひいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 御自身の豊富な知識と経験の中から御提案をいただきましての御質問、ありがとうございます。

それでは原田議員の御質問にお答えをいたします。介護人材の不足は久しく国全体の課題と言われながら、なかなか解決の糸口が見えてまいりません。いつも申し上げておりますように、支える者が減少する社会において、労働力の確保は介護人材に限った話ではありませんが、団塊の世代が75歳に達する2025年問題が迫る中で、より厳しさを増す切実な課題であると認識しております。介護職は離職率が高く定着が難しいとされ、その原因として不規則な労働時間や、重労働に見合うだけの賃金水準に達していないことなどが挙げられます。

そこで国は、人材確保対策として、介護職員の処遇を改善した事業所に対し給付費を加算する、処遇改善加算制度を設けており、昨年度からこの加算額を増額し、さらなる処遇の改善に取り組んでいます。市としては適切な制度の運営に努めるとともに、まずは、こうした制度改正の効果に期待したいと考えています。

さて議員からは、介護職員の資格や経験年数に応じて一定の金額を支給する、表彰制度の導入について御提案がございました。この表彰制度により介護職員のモチベーションや資質の向上につながり、能力の高い介護職員を確保することができるようになるという効果が見込まれるというものでございます。また、介護職員の詳細な情報が公開されれば、利用者にとっても事業所を選ぶ際の判断基準が分かりやすくなるというものでございます。

介護職員の人材不足の解決のためには、介護職員の処遇改善が必要です。しかし、市独自の特定の介護職員への支給は、他市町で同様の制度ができたときの介護職員の流出や、際限のないサービス合戦なども懸念されます。

介護職員の人材確保、処遇改善については、まずは国全体の大きな課題として制度的に底上げが図られることが、最優先であると考えます。

また、利用者が事業所を選ぶ際の判断基準についてですが、様々な情報の開示や介護サービス体験などにより、いろいろな視点から判断ができるようになるということは望まし

いことと思います。

介護サービスは、あるとき急に必要に迫られることとなります。多くの方にとってはそれまで直接的に利用する機会が少ないため、事業所の選択に当たって戸惑いや不安が生じることと思います。介護職員についての情報も判断基準の一つになるとは思いますが、事業所を選ぶ判断基準は利用者によって様々でございます。どの事業所であっても法で定められた基準を満たし、安全で安心して利用できるというのが大前提になります。

市では、県と協力して、人員や設備の基準を満たしているか、書類や帳簿が適切に管理されているかなど、事業所の運営状況を確認し、指導しています。この実地指導を定期的に行うことで、市内の全事業所が一定以上の水準を保つよう努めております。その上で、それぞれの事業所が創意工夫して、その強みを発揮し、利用者に対して多様な選択肢が提供されることが大切であると考えます。

また、昨年度には、事業所間の連携を目的として、訪問介護事業所連絡会を実施しました。事業所からは意見交換や現場の思いが共有できると好評で、専門性の高い介護職員の定着、資質の向上などが期待できると考え、今後も開催する予定としています。

超高齢と言われる社会を迎え、介護職員の確保を含めてどのように介護サービスを提供していくのかは、重要かつ大変大きなテーマです。国全体としての制度の在り方を踏まえながら、地域の実情に応じて地道な取り組みを積み重ねていかなければなりません。一朝一夕に解決できる課題ではありませんが、一人でも多くの皆様にできるだけ長く健康で充実した生活を送っていただきたいとの思いは、常に強く持ち続けております。

以上で原田議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 原田議員。

○3番（原田孝徳） どうもありがとうございました。

市長の言われるように、やはり利用する際というのは突然やってくるものでして、なかなかそれまでに準備というのができないもので、実際に選択するときにはいろいろな情報を仕入れようとするんですが、やはり職員のそういう経験とかについてというのがホームページ上で見えなかったりとか、それから実際にその施設や事業所に行かれましても、そういう説明がないというのが実態でありますので、できるだけそういうものを市として、先ほど市長も言われたように、サービスを提供する施設や事業所のほうがどんどんそういうものを開示していったら、それでサービスの競争で資質の向上というものを図るのが一番よい方法であるというのによく分かっております。

先ほどの処遇改善加算の問題に関しましても、国の取り組みではありますけれども、まだ始まったばかりのところもありますので、これから効果を期待するっていうのも一つの考え方ではないかと思っておりますので、それは今後、推移を見守っていく必要があるのではないかと考えてはおります。

ただ、5年先、10年先に不安を感じて、現在、離職や転職を考えている介護職員というのは、もう本当に相当数います。その中で介護を必要とする高齢者、これもまた相当数これから増えていくことが予想されます。

今回、提案した表彰制度のよし悪しというものはともかくとして、このような介護職員

がたくさんいる中であって、10年後、20年後の高齢者それからその家族、そういう人たちに安心や安全な施設や事業所を利用してもらいたいという思いでいますので、やはり市として、時期はすぐではなくてもよいのかも分かりませんが、何らかの策を講じなければならないという思いは、今の話を聞いておりますと、思いは一つ、共通の部分があるのではないかと感じました。

そういう点におきまして、情報の共有でありますとか共通の認識でありますとか、現場がどのような状況であるとかっていうことに関しまして、しっかりと認識を共有できる、同じ方向性で向かっていくべきではないかと感じているところではございますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○副議長（寺岡公章） 地域介護課長。

○地域介護課長（山田智徳） 御提案いただきましてありがとうございます。

市長も答弁いたしましたように、介護の問題、どう確保していくか大変大きな課題であるというところは、認識を同じくするところだろうと思っております。こういう中で、市としてこれから10年後、20年後を考えながらそういったことができるかというのは、今の時点で具体的にこうだというものを持っているわけではありませんけれども、御提案いただいた課題についてはしっかりと認識しておりますし、また、どういったことをしていかなければいけないか、あるいはそのためには財源が必要になるというようなこともあろうかと思えます。そういったところも含めて、また、皆さんの御意見等も伺いながら、しっかり考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 今回の質問で一番確認しておきたかったことは、そういう方向性が本市のほうとしてもあるということを確認したかったことであります。やはり何かしら、今後、国の制度だけではなくて、市のほうでも何か考えていかなければならないということに関しては、方向性は一致したのではないかと思います。どんなに遅くても、10年後にはかなり危機的な状況になることは間違いないと思います。また、今回の新型コロナウイルスのように、地域間の移動がどうしても制限されるとなったときに、やはりこの本市に優秀な介護職員の方がいらっしゃるっていうのはとても心強いし、それが安心・安全につながる第一歩ではないかと考えます。地域の高齢者は地域で見る、生まれたところで、そしてよい環境で最高のサービスを受ける、これを当たり前にするためにも、ぜひ、いち早く本市にそういう介護職員を確保することが求められると思っておりますので、本市としてこれからできることを、どういうことができるかということをしっかり考えて進んでもらいたいと思えますし、私も現場を経験している者として、これから、本市にとって一番どういうやり方がよいのかっていうこともしっかり考えていきながら、これからいろいろと話を前に進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。どうも御答弁ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 続いて14番、日域究議員。

〔14番 日域究議員 登壇〕

○14番（日域 究） 続きまして、私もくろがねの、日域でございます。確かにこの何ヶ月間か、大変な時を過ごしたなと思いますけれども、何人か言われましたけど、確かに医療関係の人は大変だったろうと、特に思います。人間いつかはお世話になることがありますから、そのときはよろしくお願ひしますと言いたいです。

今回、コロナ絡みといえどこれもコロナ絡みなんですけど、教育現場ですね。今から、多分この1年、2年で相当に変わるんだらうと思いますし、うまい具合に変化して変わってほしいなという思いを込めて質問させていただきます。

日本という国は、護送船団方式っていうのが本当に得意で、皆さん大好きなんだと思いますが、そればかりではこれからは太刀打ちできないんじゃないかという気がしております。例えば今回でも、行政が自粛っていうことを打ち出したら、自粛警察なんて面白い言葉が出てきましたけど、小学校の時代にですよ、先生、あの子変なことしてるという、そういう子供たちの心理に近いものがあるんでしょうけれども、言われる範囲でそれぞれが自由に創意工夫してやるっていう空気も、この日本には必要なんじゃないかなという気がいたします。

特に少品種大量生産っていいですか、どんだんライン流して同じものをたくさん造るっていう時代で、そういうものが日本を支える時代だったらそれはそれですけども、今、日本はそれは得意ですけど、個々の秀でた人間がどれだけ現れるかっていう尺度においては、日本は相当出遅れてますよね。こういうことの根底に学校教育の問題がある、私はそのように思います。

それで、伸びる子の伸びる力を、その子の力が次の社会を支えるわけですから、だからもうある意味、いい意味の格差ですよ、いい意味の格差は認める、そういう考え方がこれから必要なんだと思うんですね。

例えば、この文章を書いてて思いついたんですが、フィギュアスケートの羽生結弦さん、あのフィギュアスケートも一昔前は採点が10点満点だったんですね。全然面白くないわけですよ。きちょうめにやっつて、何もミスなかったら10点で金メダル、そういうやり方はやめて加点方式にしたわけですよ、そしたら様変わりしましたよね。あれなんかは一つの例だと思います。

昔の採点は理想の演技というものがあって、そこに近い人が優勝です。今の学校も若干似てる場所があって、そういうのでは図抜けた生徒の、上に飛び出す力を持っている子供たちの、飛び出す力を抑えてしまうんじゃないか、それがひいては日本の国力の差にもつながっていく、そんな気がいたします。

そういう時期に、それを気にしているのは文部科学省も当然気にしていたわけですよ。それでICTに力を入れようと思って頑張っているところに、新型コロナウイルスが拡大してきたわけですよ。だから学校教育の情報化の推進に関する法律が令和元年6月にできたらしいんですけども、それで暮れごろになってGIGAスクール構想なんていう考え方が出てきて、そんなことをしているうちに、年が明けたらコロナで学校閉鎖に追い込まれたわけですね。そうしてみたらほとんど何もできなかったということが出てきて、それでもう全てそういう法的なものも予算的なものも前倒しして、もう全部じゃないけども出て

きましたね。そうなってくると、今度はそれぞれの自治体の判断だと思います。

今日は資料を配付させてもらいましたが、実はこの資料はヒアリングの後に見つけたもので、若干ずれてるんですけども、この平川さんという広島県教育長も、この人は全国区の人ですからすごいことを言うなと思いますけれども、言ってることは、私は別に反対するものはどこにもないです。

それでこの一般質問の中で、麴町中学校と書きましたけど、麴町中学校って千代田区のだ真ん中の学校ですから、それは若干特殊ですよ、公立中学校ですけどもね。でもそこ見てみると、いろんなことが見えてくるんですけども、今からは地方の中学校としても、そういう方向で行かなくちゃいけないのかなっていう気がいたします。

それでお金がたくさん要りますし、いろんなものが要るんですけども、まず、今回の予算にありましたけど、タブレットのほうはおおむね国が面倒見てくれるというか、もちろん100%じゃないと思いますけれども、見てくれる。それでネット環境も何とかなりたいですね。その次に大事なのはソフトなんですけれども、この紙のカラーのほう見たら出てきますけど、いろんなソフト屋さんがいろいろ狙いをつけて準備をしています。それで彼らはうまいなと思うんですけど、無料提供するんですよ。無料提供しているいろんな学校がそれを導入する。ある段階で有料になるんですが、そのときにどうする、そういう話だと思います。

例えば、最近の面白い新聞記事の中に、トヨタ自動車の決算書っていうのがありまして、トヨタ自動車の決算書の中に、知的財産権っていう項目がないというんですよ。知的財産を持ってないわけではないんですけども、そこにそういう項目は作ってないというわけですよ。それはある意味では日本人のそういう無形資産というか、そういう知的財産とかに対する感覚の、少し遅れている部分があるのではないかという、そういう記事でしたけどもね。これからはハードはもちろんですけれども、ソフトなんですよ。

昔パソコンも、ソフトなければただの箱って言われましたけど、タブレットは箱じゃないですけど、やっぱりソフトがなければ何の価値もありませんよね。それでそのソフトに対して、手を出しにくい国なんですよね、日本は。それで今回のこの分を見ても、今から無料が有料になったときにどうするんだろうかと思えますけれども、そこは行政の判断だと思いますけれどもね。ぜひ何とかして、子供たちがパソコン、タブレットを持ってる、そして、学校でも使うし家にも持って帰る。それで家に持って帰ったら様々なおうちがあると思いますけれども、でもそれなりに使える、それでどのぐらいお金がかかるのか知りませんが、そのぐらいは何とか出せるだろうと私は思います。それが社会のためにもなるけれども、その子たちのためにもなりますよね。そういうのが持てない家庭があるから、みんなじゃあそれにそろえようって言ったら、方向性が見えてこなくなりますよね。

本当に今回この質問というよりか、今からどうされますかっていうのが私の問いかけですから、それで我々はそれを応援していく立場と想っていますから、ぜひ先が豊かになるというか、展望が開けるようなビジョンを、御答弁でお話いただきたいと思っています。

これで壇上での質問を終わります。よろしくお願いします。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、日域議員の御質問にお答えをいたします。

小学校・中学校の新学習指導要領には、各教科などでICTを適切に活用した学習活動の充実を図ることが示されております。

昨年12月、国において1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することを柱に、個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるという、GIGAスクール構想が打ち出されました。この中で、学校内の高速大容量の通信ネットワークを令和2年度までに整備すること及び児童生徒1人が1台の学習用端末を持つ体制を、令和5年度までに段階的に整備することが示されました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大による学校の臨時休業長期化を受け、国は本年4月に1人1台端末体制整備の早期実現や、家庭でもつながる通信環境の整備など、GIGAスクール構想におけるハード面、ソフト面及び人材面での一体的な整備を加速することにより、災害や感染症の発生などによる学校の臨時休業などの緊急時においても、ICT環境の活用により全ての子供たちの学びを保証できる環境を早急を実現するとして、GIGAスクール構想の加速を打ち出しました。

これにより、令和5年度までの段階的整備としていた児童生徒1人が1台の学習用端末を持つ体制を、令和2年度中の整備に前倒しすることが示されました。このような状況を受け、本市では今年度中に児童生徒及び教職員の1人1台端末を整備できるよう、6月定例会に補正予算を上程し、準備を進めているところでございます。

1人1台端末が整備されたとしても、実際の学校現場で活用されなくては意味がございません。端末の活用にあたっては、各教科において育成すべき資質、能力を見据えた上で教科の狙いを達成するために、どのような活用方法が児童生徒の学びにとって効果的であるかを考え、指導計画の中で、いつ、どこで、誰が、何のために、どのように活用するかなどを、明確にしておく必要がございます。こうした具体的な活用計画を、今年度中に各学校で作成する予定でございます。

また、それと並行して、教職員のICT活用の技能の向上や習熟を図っていく必要があります。教職員のICT活用の能力や技能には個人差があり、中には苦手意識のある教職員もおります。実際に授業でICT機器を効果的に活用できる技能を身につけることができるように、全教職員を対象に、具体的な活用に向けた実践的な研修を実施する予定でございます。

教職員及び児童生徒の1人1台端末の環境が実現すると、授業中でも端末を通して、児童生徒一人一人の反応を把握しながら指導を行う、双方向型の一斉授業が可能となります。また、個別学習においては、児童生徒がそれぞれの端末を使って自らの疑問について深く調べることができます。

ほかにも、デジタル教材などを活用することで、自分に合った進度で学習することが容易となり、それぞれの学習履歴を把握することにより、一人一人の教育的ニーズや学習状況に応じた個別学習も可能になります。グループでの共同学習の場面では、各自の考えを即時に共有しながら、共同での編集や制作がよりスムーズに行えるようになります。

このように、従来の授業や学習活動の中で、1人1台端末の活用を進めることで、教育の質を高め学習活動をより一層充実させ、主体的な学びの実現につなげることができると考えております。さらに将来的には家庭学習での活用も考えており、通信環境の整備とともに、家庭での効果的な活用方法についても、具体的に検討をしていく必要がございます。

今後、1人1台端末の早期実現、通信環境の整備、教職員のICT活用技能の向上などを一体的に進め、児童生徒一人一人に最適な教育環境の実現に向けて努力をしております。

以上で日域議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。

○14番（日域 究） ありがとうございます。正直言いまして、中身は相当すごかったと思いますが、今からそれを実現していく上では、いろんな問題が出てくると思います。

それでこの日本教育新聞っていうのは、最近私が買い始めた新聞ですけれども、この中にもいろんなソフトの業者の名前出てますけれども、いろんな人たちがいろんなものを作って売り込もうとしているわけですから、それを上手に使っていったらいいと思いますが、例えば、この日本教育新聞は6月1日号なんですけど、週刊紙ですから次に6月8日か、昨日付のが来まして、面白いですね。こういう関心を持って読むとこういう新聞面白いなと思いますけれども、もちろどこかの大学の先生だったと思いますが、もともと小学校・中学校の校長の経験者なんですけれども、こんなこと書いているわけですね。

ごんぎつねって言ったら多分小学生だと思いますが、ごんぎつねの割当て時間が、十数時間あるっていうんですね。十数時間も同じことやったら、嫌になるだろうって。それで、これは中学校の数学ですけれども、正の数、負の数っていうのがあって、20時間割り当ててある。何でこんなに要るんだっていうことですよ。

さっき言いましたよね、麴町中学校の使ったソフトの経験で言えば、早い子はもちろん短いわけですが、おおむね7時間で全員クリアできると。そしたらもちろんあれですよ、授業を聞いてそのタイミング逃したらもう聞けないわけですから、自分がタブレットでやれば、いつでも分からなかったらそこを聞くことができるわけですよ。だからそんなこと、それを許さないといったらタブレットの価値がないですし、許すとなるとそれをどう上手に使うかっていう、今度は物すごい差がつきますよね。

その差がつくことを是とするとか、受け入れないと結局何も始まりませんから、その先生たちが上手になるとかいうもう具体的な目の前の問題はもちろんあるにしても、その発生するであろう現象を認めて次を考えると、覚悟ですよ。そこが一番大事なんだと思いますけども、それともう1個、経費。私の子供の頃で言えば、電話のないおうちがたくさんありましたからね。電話呼出してありますよね。私もよく御近所に電話を呼びに行った記憶がありますけれども、今電話がないっていうことはまずないんでしょうけれども、同じように今の時代で言えば、さっきのWi-Fi環境っていうのかな、そういうものがないおうちも当然あるとは思いますが、でも、携帯は多分持っているんですよ。難しいんですけれども、だから皆さん携帯電話とかスマホを持っているのであればこのぐらいできるだろうという気もしますし、公立の教育ですから全部Wi-Fiじゃなくて、

LTEっていうんですか、要は携帯回線ですね。あれだって電話機能じゃなくてデータだけだったら、安くできるのかな、私、分かりませんが、よくは知りませんが、上手にやれば安くできるんじゃないかという気もしますし、価値をどう捉えるかですよ。価値があるんだったら予算組んだらっていう気もいたします。

このカラーのほうの新聞だったかな、1人1,000円ぐらいって書いてありますけれども、大竹市の子供の数が、小学生・中学生で約1,700人。それで月に1,000円だったら幾らになるか知りませんが、それをどうするかは難しいですけども、やっぱり幸いなことに大竹市って人口の割に子供の少ない、そのこと自体は、いい話じゃないと思いますが、その分、数少ない分やりやすい面があるわけですから、何とか負けない中身を作ってほしいという気がいたします。

今、私言った範囲で何かあればお答えください、お願いします。

○副議長（寺岡公章） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） 貴重な御意見ありがとうございました。

GIGAスクール構想ということで、今準備を進めているところでございます。このいただきました参考資料の中の、いわゆるエドテックと書かれてますけど、エデュケーションとテクノロジー、これを組み合わせた造語ということで、いわゆるデジタル教具とかそういうソフトということですけども、そういったものがセットに入ったものが商品としてあつたりしますので、その辺りも考えながら、どういったものが、もちろんその中身にもよるんですが、それと併せて今早急に何がいいのか、どういう機器がいいのかというのを検討しているところです。

非常に効率的に学習ができるよこの新聞記事には書かれております。麴町中学校、教育環境であるとか家庭環境、また、生徒の実態とかどういったところはよくは分かりませんが、確かに使いようによっては非常に効率的に学力がつけられるものだと思います。その辺りで考えていくときに、例えばエドテックというものに限定するとしたら、これのできるよ、できないよと、あるいはこのエドテックによってつけられる力と、エドテックではつけられない学力っていうのがあるかと思しますので、その辺り見極めて、もちろん研修もしないといけないんですけども、もし入れれば使っていきたいと思ひます。

例えば、今考えると、個人でも実施可能な学習活動の一部は、恐らく短時間の反復トレーニングの繰り返しによって身につくような力、知識とか技能とかそういったものは、この繰り返しによって、あるいはその進度であるとか習熟度であるとか、それこそ個別最適にある程度学習した後でそれを使うと、非常に効率的に学力がついていくものなのかなと思ひます。

ただ、やはり学校教育というのは対面で協働的に学習していくということで、思考力とか判断力とか表現力とか、あるいは関心・意欲・態度、そういったものについてはやはり意図的あるいは計画的に対面で協働的に授業をしていくというふうにはしないと、難しい。思考力、判断力、表現力をつけるのにすごく長時間、時間がかかるということがあります。例えば、社会科では、なぜ沖縄県でサトウキビ作りが盛んなのだろうかというところを考えさせるのに、やっぱり今まで既知・既習のことを総動員してじっくり時間を取って考

えさせて、個人で考えてペア、グループでいろんな意見出し合ってそれを練り上げて発表して、最終的に抽象的な法則的な知識というか、転移応用できる便利な知識を習得させてまたほかに転用するという、そういう学習過程で思考、判断、表現力がつきますので、そういったところはやっぱり学校教育で集団でしないといけない。ただ、それ以外のところで、できるところについては見極めながら、そういうのを使っていきたいと今考えているところですよ。

とにかく予算のこともありますし、本当に早急にGIGAスクール構想が加速化ということで言われて、今準備をしておりますので、見守っていただけたらと思います。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。

○14番（日域 究） ありがとうございます。何か随分気合のこもった御答弁、ありがとうございます。

もちろん機械で教育できるはずがないわけですから、これでやってこれで効率が上がった分だけ時間ができるわけですよ。本当のことを言うと、そこで得た時間こそが宝でしょうね。そこで人間性というのは、もう機械と違う人間性というか陶冶というか、そういうことされなくちゃいけないですね。

それで、だから機械は一回だけでいいって何も思っていないんですけども、ただ皆さんが同じようなペースで、早い子も遅い子も同じペースでやらなくちゃいけないっていうのは効率が悪いでしょうから、いいならいいんですけども、ただそこで何というか個人差が出てくる。そして、そこをどうするかっていうのは、それは問題なんですけれども、この辺は文部科学省のほうに何とかしてくれって言わんと無理かもしれませんけれども、よく学力保証という言葉を使いますよね。でも、あれ嘘ですよ。授業時間の保証ですよ。授業時間があつたら子供が同じように育つんだつたら見やすいですけども、そんなことはないですから。こういうことをするともっと差がつきますから。

さっき同僚議員の質問の中に、15の春を泣かせない。私の個人的な経験ですけども、私は中学校を3年間で卒業しました。3月に学年主任から、たまたま学校に行ったら、おまえ卒業できたでって言われました。そして、2人ほど留年しました。だから彼らは中学校、4年行きました。ちなみにその2人は高校も留年して、結局、多分、最後まで行ったかどうか知りませんが、でも賢いんですよ。そのうちの1人は、今広島の経済界で、肩で風切って歩いています。

だから人間は勉強できるかどうかっていうものが全てではありませんから。できなかつたらもう一回止まってやろうっていうのもいいんですけども、なかなか留年をストレートに導入するっていうのは多分難しいと思いますが、ただ、私の知り合いのシンガポール人は、子供が留年したって、いつか日本に来たときに嘆いてましたから、だからあの国には留年があるんだなと思ってます。

その差について、実際に、現実問題としてすごく困ると思うんですが、何かアイデアってありますか。学力が開いたときも、もちろん、このタブレットを使って、力が1割しか伸びない子と、それ使ったら力が2倍にも3倍にもなる子がいて、誰も損はしてない。

みんな学力向上には役立っているけれども、役立ち具合が違う。ただその結果として差自体は開きますから、やっぱり先生から見れば皆さんが同じっていう、前に立って同じっていう授業をやると思ったら、同じじゃなくなりますよね。そこで何か、それをクリアするアイデアが要るんですけどもね。それが一つですね。

それともう一個、お金のことですけれども、行政が出せるか出せないかよく分かりませんけれども、この前、私は大竹市のほうから、市長名でマスクを頂きました。あれ正直言って、この前うちの業界というか、私もそういう団体の一応役員の端っこのほうにいますけれども、市からマスクもらったけど、県内のほかの方ですけれども、どうしたって言ったら、マスクをもらってなかったです。もらったところはなかったですね。だから、そのぐらい大竹市っていうのはああいうことがしやすいというか、そういう、小さいのもあるかもしれませんし、そういうことを考える企業っていいですか、広島市なんかだったら大きいですから、うちがって言っても相手が大き過ぎますけれども、コンパクトなまちの存在感のある企業がそれなりにいて、私もそれじゃ協力しますという雰囲気があるんでしょうけれども、何かのこの最後の、行政が出しにくい一部のお金について、民間が出せなくなっている気もありますよね。そんな恐ろしいほどのお金じゃないですから、何か工夫して次のステージを切り開いていただきたいなと思います。

今の2つですけれども、何ていうか、差ですよ。格差というか実力差の問題とお金の問題ですけどね、何とかならんもんかなと。ここで即、大当たりの答弁はできないと思いますけど、思いがあったらおっしゃっていただけますでしょうか。

○副議長（寺岡公章） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） まず、学力差の問題ですけれども、これももちろんICTを使っても、ICTも一つの道具ですので、いろんな学習方法がある中で使われるものの一つで、やっぱり他のものと同じようにICTを使っても、やはり学力差っていうのは当然出てくると思います。一人一人、当然人間には個人差がありますので、同じように教えてもやはり、一斉に同じように伸びるわけではありませんので、そうなるかと思えます。

ただ、教育評価ということにつきましては、最終的に作成する指導要録、これについては教科ごとに満足、おおむね満足、努力を要する、この3段階で評定をすとなってます。もちろんテストの点数もですけども、日常の学習の状況の様子等も加味しながら評定をしていくということで、おおむね満足以上が合格ラインとされています。ですから、学力で言えば努力を要する子がゼロというのが一番いい、ゼロが極端に言えば一番いい学校ということが言えようかと思えます。

やはり教育評価ですので、もちろんできた、できていないで終わるのではなくて、その結果を踏まえて分析をして、教育が機能しているかどうかというのを見直して、子供には勉強し直しというのがありますし、教育の仕方っていうのを見直していくということなんですけど、十分できていない、分かっていない子については、やはりどこでつまづいて、なぜつまづいているのか、詳細まで掘り下げながら補強を行う必要がありますし、やはりどの子も同じ時間で同じようにできるわけではないので、やはりその時間が必要な場合は、放課後等の時間も使って補強をするということも必要があると思いますし、家庭学習につ

いても同じ問題を同じ宿題を出しても、同じようにできる、学校でできないものは恐らく家でもできないので、途中まで学校で一緒にやって、それで帰ってやってくるとか、そういった様々な、本当に地をほうような泥臭い対応をしながら、取り組まざるを得ないかなと思います。もちろん今、支援員ですよね、その辺りも予算の範囲内で付けさせていただいておりますけれども、その辺りで支援をしながら、特にこの子にはこういった支援をとということを考えながら、そういった補強の在り方もあるのかなと考えております。

あと、お金についてですけれども、御意見をいただきました。まず、全然そういう発想は、私は個人的になかったんですけれども、今のところ行政で、今ある予算の範囲内とにかくどこまでできるかというのを、一生懸命考えているところでございます。もしまたどうしてもそれだけでは、ということがあるようでしたら、また御意見を参考にしながらほかにも考えていきたいと思っております。この場でこうするというのはいえないんですけれども、以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） 覚悟と、そして経費のキーワードでのお話だったと思います。

私ども、やはりこれからの将来を担う子供たちを育てていくという意味、そういう意味では時代の変化というものを、見通しながら、時代のニーズに応えた、子供たちを育てていかななくてはならないというふうには、今後、よりその辺りは重要視されるのではないかなと思っております。そういう辺りでの覚悟というのは、やはりこれから必要になってくるのかなとも、議員の話聞きまして、思いました。未来をつくる子供たちに今何が必要なのか、その辺りをしっかりと見定めながら、総務学事課長が先ほど申し上げましたけれども、具体的に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

経費につきましても、行政におきましては非常に難しい大きな課題でもございますが、私個人の考えとしましては、将来の投資として、その辺り教育のほうにお金をとというのの一つあるのかなというふうに、御意見を聞かせていただきました。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。

○14番（日域 究） ありがとうございます。

最後に市長にお尋ねしたいんですけれども、この広島県教育長の平川さんが最後に、例えば学校も校長先生以下ずっと先生方いて、皆さんこういう方向性の考えばかりじゃないでしょうから余り乗り気じゃない方もいるということをお話前提に、この平川広島県教育長が解決策として、同じ問題意識を持つ議員に呼びかける、市町村長に訴えるなどの行動を起こすことが重要だって書いてあるわけですよね。

確かにそれは不得手な方がいて、先生方の中にもですよ、それで余り乗り気じゃないと。そういうのが障害になることもあるかもしれませんが、やっぱり教育は行政とも切り離すってすごく明確になってますけれども、本当はそんなことないと思うんですけれども、大竹市のことは市長の権限っていうのも全てに及びますから、ぜひこういうことも、予算の関係も、ぜひお願いしたいなという気がします。

昔、もう大分前ですけれども、市長が就任された直後ぐらいだと思いますが、ある委員

会で、たまたま給食費を無料にするかしないか、そんな雰囲気は社会にあった時期だと思うんですが、そのときに市長のおっしゃったことは、同じ金使うのであれば市民に分かりやすい、分かってもらいやすい方向で使いたって、たしかおっしゃったように私は記憶してはるんですが、こういうものに、給食費よりは安い気がしますけれども、やはり何か大竹市の子供たちのために考えてほしいなって、可能な範囲ですよ、もちろん。ルールがありますからね。でも、そんな気がいたします。

今回はそれこそ国も必死ですし、もう日本中挙げてですから、ここでかなり効果的なお金の使い方になるんじゃないかなと思いますし、それひとつ、要望になりますけど、何かありましたらお答えください。

○副議長（寺岡公章） 市長。

○市長（入山欣郎） 今、議員がおっしゃられていましたように、行政から教育関係を切り離すことについては、自分自身は大変疑問に思うところがございます。どこの国でもそうですが、国ができて一番最初には学校ができます。明治維新の後も、憲法より先に教育関係のことが決まりました。そういうふうには、広辞苑を見ますと、教育という言葉は人間にほかから意図をもって働きかけて、望ましい姿に変化させ、価値を実現する活動と書いてある。要するに、意図がないと教育できない。ただし、悲しいことに、今日本の国の中で、この意図が消えつつあります。そういう意味では、今回もGIGAスクールとか、分かったようで分からない言葉がそのまま通用してしまうこの悲しい現実、これをどういうふうにして現実に子供たちにちゃんと教えていくかということについては、教育総合会議もごさいますが、しっかり先生方にも我々が、また、議員の皆さん方も意見をいろいろ言っていかなきゃいけない、そういうもう時代が来たと思います。

本当に望ましい姿というのはどういう姿なのかということ、このことを議員の皆さん方としっかり議論をさせていただきながら、教育界にもちゃんと総合教育会議をもつものが言えるようなことはやっていかななくてはいけない時代が来たと思います。まさに世の中が目まぐるしく変わり、そして、今回新型コロナウイルスによるこの状況で、まさに過去にスペイン風邪が起こった後に大きく世の中が変わった、100年前。それが今回このことが起こってきて、日本中がまるで違う社会になる可能性が出てまいりました。そういうことでしっかり皆さんの御意見をいただきながら、教育委員会ともしっかり話をしながら進めてまいりたい、そういうふうと考えているところでございます。

御質問ありがとうございます。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。

○14番（日域 究） 終わりますけれども、なかなか思いのある御答弁をいただきましてありがとうございます。よろしく願いいたします。

終わります。

○副議長（寺岡公章） 続いて11番、網谷芳孝議員。

[11番 網谷芳孝議員 登壇]

○11番（網谷芳孝） チーム創安、11番、網谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、今回の新型コロナウイルスの関係で、医療関係の皆様に変感謝申し上げる次第でございます。また行政の皆さんも、これからまだまだ続くと思いますが、いろんな手続の関係で御苦労されていると思いますが、お体に気をつけて、新型コロナウイルスが収束するまで頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

それでは一般質問に入らせていただきます。

さてこのたびのテーマでございますが、玖波地域の活性化のための玖波駅のエレベーター設置についてでございますが、近年の玖波地域のまちの様子を見ますと、沿岸地域であると同時に、大変厳しい環境が年々増していくような気がしてなりません。そうした状況を踏まえながら、玖波地域のまちづくりの一環としての質問になろうかと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

そのような中で、私なりに大竹市の人口集計表を調べてみますと、大竹市全体でのここ6年間ではありますが、平成26年1月より令和2年1月までの間に、1,645人の人口の減少数になっております。その中で玖波地域だけを見ますと、607人の減少の人数となっております。そうした数字の中で、単純に1年間平均の減少数を見ますと、大竹市全体では約274人、その中で玖波地区だけでは約101人の計算になっております。そうした中で率からの計算をしてみますと、令和2年1月1日現在の大竹市全体の人口2万6,778人の人口数の中で、玖波地域の人口数は4,265人になっております。率においては大竹市全体の約16%であります。

しかしながら1年間の減少率は、玖波地域だけで約37%を占めております。先ほどの大竹市全体の人口比約16%に対しての減少率は、倍以上の厳しい数字が出ていることを、大変心配しているわけでございます。そうしたことから、大竹市全体の人口数と玖波地域の人口数の比率から計算しますと、いかに玖波地域の人口減少数の比率が高いか、ということが分かるかと思えます。

そうした厳しい環境への負のスパイラルへの方向になりかけている現実の中におきまして、要因としましてはいろいろあろうかと思えますが、一番に挙げられるのは、これは昔から玖波地域の人口、居住率といいますか、大変狭い宅地の少なさ、こういうことはよく言われていることは承知しているところでございます。また、最近の身近な要因としましては、数年前のスーパーの撤去または最近では数件のお店の廃業など、様々な要因が重なっていることも事実ではございます。そうした負のイメージがだんだんと増幅している、大変厳しい状況になりつつあるのは確かだと、私は思います。

しかしながら、先ほども述べましたが、玖波地域の意思としましては、沿岸部はもちろんのこと、大竹市の東の玄関口として大事な場所であることは、大竹市全体の活性化、発展の意味からも、玖波地域の発展、にぎわいも欠かすことのできないことは言うまでもないことは、皆さん御理解いただけるものと思えます。

そうした中、大竹地域では、大竹会館は今年度の完成に向けて、また、大竹駅も令和4年度末の橋上駅の開業に向けて、今年度より本格的な工事に入っております。また、小方地域のほうの晴海地区では、毎年のように大型工事が行われており、そうした中、今年は、同じ晴海地域では今まで残っていた広島県の県有地が民間企業に売却が決まり、これから

いろいろな施設の建設計画が行われようとしている模様でございます。

そのような状況ですので、大竹地域、小方地域においては、地域の活性化、にぎわいという意味からも、当面は発展また活性化に対する心配はしなくていいのではないかと、私は思っております。そうした中で、玖波地域の活性化に向けての具体策をどう考えるのかということでございますが、日頃から、特に高齢者の方がよく言われていることは、JRを利用するにもエレベーターがないので、隣の駅を利用することもあるということをお聞きすることがあります。そのようなことで大変な不便さを感じており、何とかならないかということをお聞きすることがございますが、返答する言葉が浮かびません。大変残念であります。

そうしたことを踏まえながら、先ほど申しました玖波地域が負の連鎖に入りかけているこの時期に、玖波地域の将来を考えますと、私なりに思いますに、それなりの事業費がもちろんかかることは承知しておりますが、玖波地域はもちろんのこと大竹市全体にとっても、玖波駅のエレベーターの設置事業は大変必要な事業だと、私は思っております。

そうした中、将来的には小方新駅の建設の構想もあることはもちろん重々承知しておりますが、まずは今ある玖波駅の施設をいかに有効性または利便性を高めるかということ、大竹市の総合計画の中でも大変大事なことではないかと、思っております。したがって玖波駅のエレベーター設置は、玖波地域のまちづくりの観点から、どうしてもこれから将来的には必要ではないかと思う次第でございます。

そうした状況の中、平成27年には、簡易的ではありますが、バリアフリーで玖波駅西口の完成で、特に線路より山手側の玖波地区または黒川、小方地区の皆さんは大変喜んでおられますと同時に、感謝申し上げる次第でございます。

とはいえ、あくまでも簡易的なバリアフリーということですので、まだまだこれからも、全国的にもよく報道されておりますが、人生100年時代、また2025年問題、そういうことで高齢者の方々も増加が予想されております。そうしたことを踏まえますと、玖波駅の利便性を高めるエレベーター設置の事業は、大竹市にとっても喫緊の課題だと、私は思っております。

そうした状況の中、令和4年度に大竹駅が完成しますと、岩国駅から広島駅間の駅の間で、エレベーターのない駅は玖波駅だけになります。そうした状況の中で、エレベーターのない駅というだけで、まち全体のイメージがマイナスに想像されますことは事実だと思ひ、非常に残念だと思います。

そうした状況になれば、何度も申し上げますが、沿岸地域のまちでありながら、大竹市の東口の玄関でございます。私なりに大変憂慮しているわけでございます。そのように想像されることが現実にならないためにも、くどいようですが、まずは玖波駅の有効性、利便性を高めるためのエレベーター設置に対する、行政としての考えをお伺いしたいと思いますので、どうかよろしく願い申し上げます。

それではもう一件でございますが、大竹市立小学校・中学校選択制についてでございますが、こちらのテーマも先ほどの玖波地域の活性化の問題とよく関連すると思われまので、どうかよろしく願いいたします。

小学校・中学校選択制は、ある資料によりますと、全国的にも1998年に三重県紀宝町が初めて導入されております。そのような中、学校選択制が大竹市の小学校、中学校に導入されました経緯としましては、平成13年12月に、大竹市立小中学校充実検討委員会というものから、大竹市小・中学校充実のための提言の答申というものが、当時の市長に提出されております。そうしたことを思いながら、教育委員会としては保護者また関係者などが協議を重ねられ、平成18年4月より、大竹市立小・中学校選択制が導入されております。学区制と学校選択制についてはどちらも児童生徒にとってのメリット・デメリットがあるようでございますが、どちらが児童生徒にとってよいのかは、地域や学校、家庭など様々な要因が関係するため、整理についてはなかなか難しいようございます。

ただ、アンケートなどによりますと、6割ぐらいの保護者の方が支持しているのも、事実でございます。そうした中で広島県内の14市の市立小学校・中学校の学校選択制について調査してみますと、完全な選択制度の導入をしている市が4市、それから一部選択制を導入している市が6市、そして、選択制度の導入をしていない市が4市となっております。そうした状況の中で、広島県内14市の中でも完全に選択制度を導入している市は、本市を含めて4市だけでございます。

そのようなことから、メリット・デメリットなどはいろいろな側面から精査してみますと、完全な学校選択制を導入している自治体がよいことばかりとは言えないというように、資料にも書かれております。学校選択制の導入についてデメリットとしてのまず第一に挙げられるのは、学校間の生徒数に、大きなばらつきが出るということでございます。そうしたことで学校選択制を採用して導入した自治体の中でも、廃止をしたケースも報告されております。というようなことで、よいところばかりとは限らないということの関係もあります。

そうした中、学校選択制を選ぶ理由としては、例えば、学区制度の学校間の距離の問題または学校内での問題、そして友人問題と理由は様々であります。本市の場合、多くは部活動の競技人数の問題と、よく聞き及ぶことがございます。ただ、通学距離問題、学校内問題、友人問題等は大変複雑な要素が絡み合うことから、致し方ない面もあるのかなと、私は思います。

しかしながら、部活動の競技人数の問題だけを取り上げるなら、ほかにも解決方法はあるのではないかとということで、地域文化に即した学区制度を投げ打ってまで学校選択制を選ぶ必要があるのかどうか、私は、個人的な考えでございますが、疑問に思うわけでございます。

私が教育道を語るのもおこがましいとは思いますが、常々、特に小学校・中学校の年代というのが、人間形成にとって一番大事な時期だと思います。そうした考え方の中で、学校での学業が大事であることはもちろん言うまでもありませんが、それと同時にその時代に自分が住んでいる地域、文化、そしてその地域での学校との関わり方、将来社会人になるにつれ、地域での学校、または地域の文化など、その時代の出来事などを思うとき、その当時の地域での同級生なり、また上下関係の先輩後輩の動作なりが、様々な形で自分の頭の脳裏に浮かんでくるものだと思います。そうしたことがふと浮かぶこと自体が、その人

その人の人生の中で大変重要な位置づけになるものと、私は思うわけでございます。また、これからの成長にもつながり、その地域の誇りも自然と湧いてくるのではないかというものと、私は信じております。そうした自分が住んでいる地域や文化の学びも、大変重要な教育の一環だと思います。

そうした状況の中、ここ数年来、玖波学区から他学区への学校選択制を選ぶ児童生徒、保護者の方が、率から見ますと大きな数字が現れております。そのような状況を踏まえながら、大竹市の行政、教育委員会としても、児童生徒、保護者からの要望であるとは思いますが、毎年の学校選択制を選ぶ保護者の方、子供たちの面談のときぐらいは、今私が申したような地域のこと、またいろいろなそれにちなんだことも、一言添えていただくような助言が頂ければと思うこととでございます。これからも大竹市立の小・中学校選択制を選ぶ児童生徒、保護者の方が増えるにつれ、子供たちのふるさとである地域性、または文化性が薄れることになるのではないかと、私は大変危惧しているわけでございます。

そのような私が今述べましたようなことを踏まえまして、教育委員会としてのお考えをお聞かせいただければと思います。大変的が絞られていない質問のようでございますので、難しいとは思いますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上、登壇での質問を終わります。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議員の地元である玖波地区への哀惜と、玖波のまちを元気にしたいという強いお気持ちを感じました。ありがとうございます。

それでは網谷議員の御質問にお答えをいたします。

2点目の、大竹市立小・中学校選択制度につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

1点目の玖波地域の活性化のための玖波駅エレベーター設置についてでございます。玖波駅の整備は、大竹駅整備に先立ちまして、平成21年3月からJR西日本とバリアフリー化を含めた利便性向上のための協議を行ってまいりました。しかし、当時のバリアフリー化に伴うエレベーター設置要件は、JR西日本では、1日の平均乗降客数が5,000人以上の駅が、優先的な対象とされておりました。玖波駅はこの要件を満たしていないことから、上下線に改札を設置する簡易バリアフリー化として整備して、平成27年9月から供用開始しております。

現在の国の指針では、バリアフリー化に必要なエレベーターの設置要件は、1日の平均乗降客数が3,000人以上に緩和されておりますが、玖波駅は既に改札口を両方に設けたことから、バリアフリー化の整備は完了済みと見なされるために、老朽化した高架橋を撤去して、新しい高架橋を造ってのエレベーターの設置は、当面は困難であると考えております。

しかしながら、市といたしましても、人口の減少は大きな問題と考えております。住民基本台帳上の人口となりますが、議員の御指摘のとおり、平成26年1月から令和2年1月までの6年間で、玖波地域では約600人、市全体でも約1,600人減少しており、玖波地域だ

けでなく全市的に人口減少対策を講じていく必要がございます。

現在、市の施策の指針となっているわがまちプランが、令和2年度で終了いたします。そのため市民と行政が協働して、未来に向けたまちづくりを進めるための新たな指針となる、大竹市まちづくり基本構想の策定を進めているところでございます。全国的な人口減少の中、大竹の魅力を高め、将来的な人口減少抑制につながるような取り組みを、議員の皆様、市民の皆様とも力を合わせて進めてまいりたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で網谷議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、大竹市立小・中学校選択制度についてお答えをいたします。

児童生徒が入学する小学校・中学校について、本市においては学校選択制度により、住所地により通学を指定された学校ではなく、児童生徒及び保護者が希望する学校を、理由を問わず選ぶことができます。申請時には、保護者は学校教育活動に積極的に参加及び協力をするとともに、通学方法は学校の決まりに従い、安全管理や通学手段の確保は保護者の責任で行うよう、また通学方法や通学時間に無理のない選択をするよう説明をしております。

この制度は、平成14年に開催した大竹市小・中学校充実のための提言の説明会の際、一部保護者から学校選択制度導入の意見が出されたことを受け、保護者アンケートや学校選択制度説明会など、協議に協議を重ねて導入したという経緯がございます。議員のおっしゃるとおり、学校選択制度の導入により、学校の地域との関連が失われる可能性もあります。しかし、令和元年度は26件、令和2年度は27件と、毎年一定の申請があり、必要とされる方がおられる制度と認識しておりますので、何とぞ御理解を頂きたいと思っております。

今後、保護者が学校選択制度の申込みに来られた際に、ガイドラインに掲載されている各学校の特色について質問があれば、より理解を深めていただけるよう説明を行ってまいります。

なお、学校教育活動においても、地域への理解を深める取り組みを実施しております。玖波小学校も玖波中学校も、総合的な学習の時間において、玖波地域のよさを発達段階に応じて探究するなど、地域への理解を深めるとともに、地域への愛情を育む学習を行っております。特に、玖波中学校の玖波公民館での活動については、生徒自身が地域の一員であり、地域のために活動しようという自覚を高めることができていると感じております。地域に住み、地域と関わることは、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えます。これからも地域の皆様が児童生徒に対し、変わらず暖かく関わってくださるようお願いいたします。

以上で網谷議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 網谷議員。

○11番（網谷芳孝） 答弁ありがとうございます。

先ほど玖波地域の活性化の問題で、市長の答弁の中に、平成21年のバリアフリー化を含めた利便性向上のための玖波駅のJR西日本との協議開始時には、上下線に改札を設置する簡易バリアフリー化としての玖波駅の整備で、当時の地元の人と話が完了しているというような言い方をされたんですが、その当時はエレベーター設置要件が1日平均の乗降客が5,000人以上ということ、それに満たないということなんですが、それ以後バリアフリーということの建設が進んだわけですが、それから現在はエレベーター設置要件が1日平均の乗降客数が3,000人以上という数字が出たんですが、かなり緩和された数字になったんですが、これはこれからの交渉次第というのもおかしいんですが、そういうことによってまだ数字が下がるということもあり得るんですかね。その辺のことを教えていただけたらと思います。

○副議長（寺岡公章） どうぞ。

○土木課長（廻本 実） 今回のバリアフリー化の要件ですが、平成18年にバリアフリー化のほうでエレベーター設置要件が一日平均の乗降客数が5,000人以上という要件がありました。その後、平成24年度から、今言われる3,000人以上に要件が緩和されています。その後、その平成23年度以降で実施という形で、平成32年度が目標年度とされています。その後、また3,000人から2,000人っていうのは、今後の要件が緩和されるかどうかは、不透明なところもあります。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 網谷議員。

○11番（網谷芳孝） 今、前向きな意見と取られていいかと私は思うんですが、エレベーター設置要件の一日平均の乗降客数の3,000人が今、令和2年度ですよ、一応これが目標年度ということなんで、日本全体の人口が減ってきますんでね。それが2,000人、1,500人となれば、これから可能性は出てくると解釈してよろしいんですかね。その点だけ。

○副議長（寺岡公章） 建設部長。

○建設部長（山本茂広） 今、全国的に、いろんな場面でのバリアフリー化というのが進められています。今回の駅の関係でございますけれども、建物にしても道路の段差にしても、国のほうでも、そういったなるべく多くの方が安全にけがなく行き来できるという施設が当然求められていますので、今はエレベーター設置要件が一日平均の乗降客数が3,000人以上という要件がございますけど、課長も申しましたが、確約はできませんが、そういった方向性ではあるというふうなことは、よく国の資料からでも読み取れるというところはあるかと思えます。確約はできませんが、そういった回答になります。すみません。以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 網谷議員。

○11番（網谷芳孝） 部長から確約はできませんがと、私も確約までは求めていませんので、前向きに検討していただけたらということで、今まで述べましたとおり大変、玖波地域のまちが疲弊しております。先ほども申しましたように、大竹駅はもちろんのこと、小方地域のほうもかなりの工事が毎年進んでおり、玖波地域はいかんせん何もない言うたら何かいじけたようでございますが、去年は公民館の件でいい方向性を出していただいたんで、

それはそれとしてありがたく思っております。ということでこの玖波駅の問題も、もうこの時代ですから、この4年前の平成27年ですかね。その当時も思うのは思っただけなんです、みんな市民、住民の皆さんが、一遍に要求しても悪いような気がしたんじゃないかなと思うんですが、陰ではエレベーターなしでは足らんと言っただけなんです、だから私がこのたびこういうふうに取り上げたのも、人口の減少率が高いということで、単純に計算しても1年で約100人、10年で約1,000人、40年でゼロ。これは大変乱暴な計算の仕方ではあるんですが、それぐらいの危機感があるということ、行政の皆さんも知っておいていただきたいということでございます。

以上、この質問についてはこれで終わらせていただきます。

次に、先ほどの小学校・中学校の選択制です。これ、平成14年から始まっておることなんなんです、なかなか、その当時なら私もこういう立場でないで余り考えてなかったんですが、ここ数年大変気になっているということでございます。というのも、この数字を見るだけでも、玖波、特に中学校です。平成28年度から令和2年度と、ちょうど5年間で30人が選択制を選んで、よその学校に行っている。多くは、名前出して悪いか分かりませんが、小方中学校であろうと思うんですがね。逆に小方中学校のほうは、よそから27人入ってきとるんです。玖波小学校も、玖波中学校ほどではないんですが、5年間の差引合計で6人が選択制でよその学校を選んでいる。また、小方小学校からも差引合計4人が選択制でよその学校を選んでいる。そして、大竹小学校は選択制でよその学校から選ばれて差引合計10人プラスになっております。

ということで、選択制を否定をしたくはないんですが、ある資料の中にも、大竹ぐらいのまちであれば、ちょっとしたことでばらつきが出るんじゃないかということは予想はしただけなんです、それが私の地元のことになると黙っておられんというのもおかしい言い方ですが、一言言わせてもらいたかったというのも正直なところでございます。

ということで、これを安心しとるところもあるのは事実でございます。広島県の中でも4市だけですよ、完全に選択制を採用しているのは。いかに大竹市が、その当時どういう教育方針でそうなったんかは私もよく分かりませんが、ただ、普通でないことは確かでございますよ、4市ですから。全面的に選択制を導入しているのが4市、選択制を導入してないのが4市あるんですかね。あとの6市は選択制を一部導入、中学校のみなどで。だから学区内の移動の関係とかそういう問題を全面的に、開放言うちゃおかしいんですが導入しとるのが、さっきも言いましたが、広島県で4市だけでございますので、その辺のところも教育委員会のほうでも加味していただきまして、これは申請書を、前年度の10月か11月ですよ。父兄の方が出されるということなんです、そのとき面談はされるんですか。ただ、書類選考だけなのか、面談だけなのか、そこだけ教えてください。

○副議長（寺岡公章） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） 申請に来られたときには、ほぼそこで決めてこられる方がほとんどだとは思いますが。面談というか、そこであれこれこちらから質問してやりとりをしてということはほぼありませんけれども、質問があればその学校の特色とか、資料に書かれていますので、それについての質問があればお答えしていくという形です。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 網谷議員。

○11番（網谷芳孝） 今面談は皆無に等しいということなんで、もちろん児童生徒、保護者の方が決めてこられるから申請を出すんですから、決めてくるんだとは思いますが。そこで面談を5分でも10分でも、先ほど私が申しましたように、少しは地域のことも説明していただいて、子供さん、我々も一緒ですが、そこで生まれたんですから。好き嫌いなしに生まれとるんですから、そこへね。その地域を愛するというのは、人間としての、そういう考え方が古いと言われればそうかも知れませんが、そこを愛する気持ちがないと、子供がこれから大人になっていく過程でいろんな考え方ができないような子供になっていくんじゃないかというようなことを、ただ勉強だけできるのは、余り私好きなタイプではございませんので、私はできるほうじゃないからなんですけど、そういうことでいろんな方面に総合的な面を教育委員会の方には判断していただきまして、できれば地域の学校、露骨には面と向かって言われんかも知れませんが、そういう軸足をそちら方向に置いていただいて、面談でもしていただいたらなと思います。

この質問自体が少しぼやけてますんで、余りはっきりとは言えませんが、その辺のところをお願いして、質問を終わります。

○副議長（寺岡公章） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩をいたします。

再開は午後3時20分を予定いたします。再開後は議長のほう戻ってこられると思います。発言の際に無言で挙手をするのではなく、しっかり議長と発声してから手を挙げてくださるよう、改めてお願い申し上げます。休憩します。

~~~~~○~~~~~

15時05分 休憩

15時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に執行部から発言の申出を受けておりますので、これを許可します。
教育長。

○教育長（小西啓二） 失礼いたします。先ほど小中議員の答弁の中で、誤りがございました。御訂正のほうをお願いしたいと思います。

夏季感染予防と熱中症予防についてということで、エアコンは学校の全ての教室に設置済みとお答えをしましたが、普通学級については設置済みですが、特別教室については未設置のところがございます。申し訳ありませんでした。

○議長（細川雅子） 一般質問を続行します。

続いて、9番、西村議員。

○9番（西村一啓） もうしばらくお時間を頂戴いたします。

先輩議員並びに同僚議員が質問されました関連も含めて、私はこのたび第5次総合計画についての質問をいたします。9番、清誠クラブの西村一啓でございます。

大竹市のこれからのまちづくりと今後の方向性が第五次総合計画に示される中、住んで

みたいまち、住みたいまちについて総合的に見て、平成18年6月に就任されて以来、3期余りにわたり大竹市のかじ取り役を務めてこられました入山市長にお尋ねをいたします。

初めに、今日までの御苦勞に対して改めて感謝を申し上げ、あわせてともに行政に勤しんでこられた歴代の執行部の部課長さんを初め、現職員の皆様にも心から感謝を申し上げます。

大竹市は入山市長就任以来、財政的な面で苦勞されながら、この10年余り、財政予算規模は平均して一般会計予算は150億円前後を推移しながら取り組んでまいりました。少子高齢化に伴い人口が減少すると言われながら、少ない予算とはいえ平均的に財政基盤を支持してまいりました。これも本市のトップセールスとして、国、県との連携で交付金や補助金、助成金等に関するものと併せて、大手並びに地元中小企業との協力によるところが多いと、私自身のみならず多くの市民の方も感じているところだと思います。

振り返れば、本年8月には戦後75年が経過いたします。本市は昭和29年9月に、3町1村1地区との合併により生まれた市であります。以来、約65年の間、歴代の市長の努力により、単独市制を敷いてまいりました。昭和30年代には瀬戸内海における石油コンビナート関連地区として、石油化学工業を中心とした町を、最初に形成してまいりました。今日まで幾多の企業におかれましては、苦難な時期も乗り越え、平成の大合併にも他の市町と合併せず、人と和の産業の町として頑張っただけでまいりました。今日では入山市長就任以来、おおむね14年間の努力はもとより、先人が企画した事業計画やいろいろな計画等を順次達成をしてまいりました。令和に入り、市民待望の大竹駅舎の改築及び街路計画にある東西自由通路の設置等、地域高齢者住民が不便を強いられていた駅のエレベーター設置を始め、西口及び東口駅前周辺の整備事業等も既に、工事が一部始まっております。

また、耐震化の不備あるいは老朽化をした昭和38年建設以来の大竹会館が新しく建て替えられ、市民が使用する近代的な改善もされ、旧大竹町役場跡に建てられたアゼリアホールの前に、来年の春には完成する予定でございます。

さらには市役所本庁舎の耐震化改修工事や、庁舎内駐車場になかはま・立戸両保育所の統合移転に伴う市立保育所等整備事業も進められています。市民の皆さんが望んでいる事業が着々と進み、大竹市の財政的なネックになっていました大願寺山の土取り場跡にも、新しく200世帯余りの住宅が立ち並び、大きな借金、負債と言われながら、今では700人余りの住民が暮らし、新しいまちとして出来上がり、人口規模では、市内では新町3丁目に次ぐ大きな地区になってまいりました。

これからはこうした地区からの固定資産税や住民税その他の直接、間接税収の筋道がつけられ、税収も上がり始めてまいりました。いろいろ言われながら、この間入山市長の長年にわたる取り組みに関わる国、県とのパイプの太さを改めて感じるころは、私一人だけではないと思われま。

また、このたび令和2年度予算は、過去に例を見ない177億円余りの大きな予算規模がありますが、職員と一丸となって必ず返済できる長期的な視野に立っている取り組みを感じ、おおむね既存のまちづくりの計画に沿って進んでいると思われま。

されております。私は現状として、今後の5年、10年後の大竹市、そして現在約78キロ平方メートルありますこのコンパクトな大竹市の市街化を目指しての市内の計画も進めてまいりましたが、この春の先から新型コロナウイルス感染症により、世の中が一変いたしました。医学的には新型コロナウイルス感染症に対しての対応や対策が早急に取られてくることと思いますが、経済的に市民それぞれに影響が大きく出ています。それに対して、いち早く国からの特別定額給付金についても、執行部並びに職員の努力により、広島県内では一番先に支給処理がされ、産業の停滞の中、中小企業者の経営存続問題、従業員雇用問題、中小事業者の事業継続問題等々、大変な問題が出ている中での対応の処置の速さに、市民一人一人からは感謝の気持ちをよくお聞きしております。改めて心から職員の皆様に感謝を申し上げます。

また、学校教育では長期にわたる休校問題が起きる中、本市では小学校・中学校との連携と教職員の対応により、子供たちから感染者を一人も出さず対応してきました。まちづくりの計画の中には、統計的に示されています人口の減少問題も改めて大きく考える時期ではありますが、これは本市のみならず全国的な問題でございます。人口減少で働く労働者人口、未就学・就学人口、今後、増加するであろう高齢者人口について、本市の運営できる財政が、今後一番気にかかります。

先ほどから申し上げております第五次総合計画の中で、市民のための基本は大竹市は道づくりだと思います。街路の整備に加え、単独で運営されている本市の将来についてどのように考え、どのような対策、対応を考えているか、いま一度改めてお尋ねをいたします。

以上で壇上の質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議員におかれましては、小まめに度々、また幅広く地域に足を運ばれまして、多方面にわたる視野から課題を捉え、本市の未来について御質問いただきました。ありがとうございます。

それでは西村議員の、第五次総合計画の今後の取り組みや予定及び計画についての御質問にお答えをいたします。

本市では、平成23年3月に第五次総合計画を策定いたしました。本計画の策定には、多くの市民の皆様に参加していただき、住みたい、住んでよかったと感じるまち。をまちづくりのテーマに、そして、このテーマが形となったときに市が発信しているであろうまちのイメージを、笑顔・元気・かがやく大竹。とし、これを将来像に位置づけて市民の皆様が考えるよいまちの実現に向けて、市民の皆さんとともに取り組んでまいりました。

議員も御質問の中で触れておられるとおり、本市は先人たちの努力の積み重ねによって今の姿があり、私も平成18年の就任以来、これまで先人たちの思いを引き継ぎつつ、職員と一丸となって一つ一つ課題に向き合ってきました。そのおかげで、積年の課題の中で解決への道筋を示すことができたものもございます。これもひとえに市民の皆様、そして議員の皆様のお理解と御協力があったからこそと、深く感謝を申し上げます。

しかしながら、議員も懸念されている人口の減少につきましては、その勢いを抑えるこ

とができていないのが現状でございます。人口減少が市の財政に与える影響につきましては、市税収入にいたしましても普通交付税にいたしましても、人口を基準に考えられている部分が多くありますので、人口が減ればこれらの収入は減っていくことが想定されます。そうすると市に入ってくる一般財源が減少することになりますので、それに見合った歳出にせざるを得ない状況になります。議会でも説明させていただきましたが、人口減少と今後の財政負担に対応するため、公共施設等総合管理計画を策定し、平成28年度からの30年間で公共施設の総延べ床面積を20%縮減する目標を設定しています。まだ、具体的な削減対象施設は定めておりませんが、現在ある施設の総量を減らしていく取り組みをしていかなければならないと考えています。

御承知のとおり、第五次総合計画は今年度で計画期間の10年を終えますので、現在、次期計画として、本市における未来のまちづくりの方向性を示す、大竹市まちづくり基本構想等の策定作業を進めているところでございます。

このまちづくり基本構想は、これまで策定してきた総合計画とは異なり、終期を定めない計画としており、未来のイメージを共有できるよう、おおむね30年後を想定し、まちへの考え方、思いを示すこととしています。このまちづくり基本構想に基づき、原則5年間の施策の方向性を基本計画で、向こう3年間の具体的な事業を実施計画にそれぞれ定めることとしております。これから本格的な策定作業に入ります。

具体の施策などは御紹介できませんが、策定作業の前提として、人口減少や災害、そして議員も懸念を示されていた新型コロナウイルス感染症等、これまでの暮らしが一変するような事象にどのように備えておくのかなど、将来にわたって安全・安心なまちづくりには困難な課題がたくさんございます。

このような課題と向き合いながら、市民の皆様の夢を集め、わがまち大竹で暮らし、たくさんの方の幸せを感じ、充実した人生を送っていただけるよう、そして、その幸せを未来の市民へつないでいけるよう、基本構想を策定していきたいと考えています。その上で小方のまちづくりなどを含め、道路などを含め、どのような施策が必要かを考え、困難に備えつつも、夢や希望をしっかりと持てる大竹のまちを、市民の皆様と一緒につくってまいりたいと考えています。

以上で西村議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 西村議員。

○9番（西村一啓） 御答弁ありがとうございました。

改めてもう一度、私のほうから市長にお尋ねをいたします。

先ほど壇上で申し上げましたが、大竹市まちづくり基本構想の中において、私は先ほどから同僚議員あるいは先輩議員がいろいろ申されましたことも踏まえて、このふるさと大竹市の玖波地区、小方地区、大竹地区をどうしたら生かせるまちになるかについて、市民からいろいろ意見を頂戴しております。

今日は時間の関係もございますので、改めて4つほど御質問を市長にお伺いします。

1つ目は、市民のまちづくりの基本構想、道づくり、都市計画道路は、昭和22年に決定をされ、今日に至っております。地域道路の整備が一番と考えております。本市の都市計

画道路整備率は、約37%とお聞きしております。本市の財政についても、先ほどから申し上げておるように、これからの人口減少による諸税収入の減少は想像できます。併せて今後のインフラ整備を初め、各構築物の維持管理、処理問題等、多岐にわたり問題が出てまいります。これらについてもこれからは総量規制をされる中、各施設の統合化、維持管理費等の計画的な運用や、財政の中で、基金や特別会計等の対応準備はされているのかと思います。

4つ、先ほど申し上げましたが、まとめて申し上げます。大竹市は、広島方面から大竹市を訪ねてくる、特に女性のドライバーから見れば、玖波地区のまちは入りにくいまちということをよく聞きます。確かに右折ラインがございません。これは先輩議員が以前、議会のほうで質問されましたが、鳴川に続く道づくり、それから玖波地区の恵川にかかる橋からの、県道大竹湯来線の拡幅工事、松ヶ原地区に通じる道でございますが、以前ありました道路整備計画が御破算になりましたが、本来は大竹市が抱えております大竹市の中で一番広い地籍面積の栗谷地区に通じる松ヶ原奥谷尻線のトンネル工事、こうした道づくりは、これからはぜひとも人口にかかわらず、まちおこしの基本と私は思います。そして、これらに伴う国道2号線からのJR踏切、県道大竹湯来線の拡張整備のように、当然、現在も進められています老朽化した空き家対策で、現在取り壊されています。民間の協力も頂き、旧玖波道路と国道2号線をつなぐ横の連絡通路は可能にならないかという思いがあります。

それから2つ目でございますが、大竹市の玖波地区のまちに進入路等が難しければ、廿日市市と連携して、鳴川の交差点の信号機のところに、玖波地区に通じるような道づくりはできないのかなという思いがあります。先ほどから申しました県道大竹湯来線は県の管轄ですので、大竹市はなかなか口が出せんとするんですが、ただ、地元の住民の声、要望等を入れて、市のほうからお願いしたらどうなんだろうかと思います。

そして3つ目に住民の声で一番大きかったのは、元町地区、本町地区、白石地区、新町地区からの住民の声。新町3丁目のポンプ場の問題でございます。これには大竹市を地図の上から見ても、空白地、宅地が利用できるのはこの新町3丁目でございます。こうした地域の活性化を民間の力を借りながら、そこに通ずる進入路の延長線上で河川を引き、ポンプ場を設置し小瀬川に放水するという、雨水排水対策を含めた総合的な計画ができないのかと。今までできてなかったんでなしに、今まで反対とかいろいろあったということをお聞きしております。やはり時代の流れで、必要なものはぜひ住民の協力をいただけてくるものと思っております。

最後になりましたが、4つ目に先ほど私が壇上で申し上げました、大竹駅舎の改築を伴う大竹駅周辺整備事業での東西自由通路の延長線上にあります元町地区、本町地区、新町地区、油見地区を通じる中市油見線の延長にぶつける大竹駅前街路計画ですか、これが以前にも先輩議員が質問されてましたが、そういう中でぜひとも2年、3年後に新しい大竹駅舎ができるので、結んで、新しくまちづくりのメインにならないかというお考えを、改めてお尋ねいたします。

以上、簡略化して申し上げましたが、こういう大きな問題について大竹市民が非常に興

味がある、こういうことこそ私は第五次総合計画、夢がある、住んでみたい、住みたいまちづくりの基本につながるものと考えております。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（細川雅子） 建設部長。

○建設部長（山本茂広） 失礼します。市長への答弁をお求めのところもありますけど、私のほうから答弁いたしたいと思えます。

まず、玖波地区に、国道2号線から入りにくいということ。それから鳴川に通じる道路、それから県道大竹湯来線の拡幅、それから松ヶ原地区から奥谷尻地区に通じるトンネル計画と、それから今、玖波地区のJR踏切の拡張、それに関する周辺の空き家の一定の活用ということと、それから玖波地区ですが国道2号線と並行する旧道との連絡というのが大きな一番の話題だったと思えますが、全体的に明確に答えられない部分がございますけど、大きくまとめますと、今、県道大竹湯来線でございますが、既に広島県のほうは事業化はされてまして、大竹市のほうもこれに協力させていただいております。まずは、恵川大橋から松ヶ原方面に向かっての区間で、具体的に事業を進めております。

JRの踏切につきましては、鉄道事業者というところでなかなか時間的にもいろんなハード的な、技術的な協議もございまして、今は上流部分のほうから始めておりますが、これに伴いまして国道2号線への県道のタッチ、これについても大まかな部分は、恐らくは今の国道2号線との接続部分が考えられるんであろうというところではございまして、まだ、詳細な位置は決定しておりません。それが決まりましたら、また国道2号線からの右折レーン、そういったところの部分が話題として出てくるかと思えますが、これにつきましてはまた広島県を通じて国、そういったところへの要望をしていくという活動になるかと思っております。

少し話題変わりますと、松ヶ原地区から奥谷尻地区に通じるトンネルの話がなかなかの壮大な計画とは思えますが、以前から西村議員が言われてましたように、確かに直線的にトンネルで連絡すれば、非常に有効であるというところではございまして、まだ、具体的に広島県ともそういった県道改良についてのお話は出てきていない状況ですけど、こういった大きな取り組みというところを、こちらのほうから話としては切り出していくというようなことは、十分必要な面もあるかと思っております。

それから2つ目の、鳴川からの交差点でございます。鳴川からの進入でございますが、これは鳴川保育所の辺りの信号部分のことだと思えますが、以前から廿日市市のほうも国道2号線から旧大野町のサンランド辺りの入り口と、そういったところへのアクセスの不便さ、この解消についてはお話が出ております。今後、廿日市市のほうとそういった具体的な話が進んでいくものと考えています。ただ、具体的に今、路線の選定であるとかそういったところにはまだ行き着いておりません。今後、情報を得て、公表できる段になりましたら、その部分についてまた連絡、報告したいと思っております。

それで3つ目なんですけど、新町3丁目でございます。新町3丁目は大竹市で言えば未開発、未宅地で、非常にポテンシャルが高い地域というところは重々承知しております。ただ、アクセス道路、周辺からのアクセスができないというところがございまして、これについては例えば民間主導というのはなかなか難しい面がございまして、大竹市のほうが

公共的なインフラを整備することによりまして、民間のほうもそれに対しての投資意欲が湧きまして、事によって、大竹市が構築した道路を使って民間での開発、そういったことが今後考えられる。これは当然のことなのですが、そういった流れになるかと思えます。そのためにも、大竹市のほうが道路あるいは、ポンプ場、そういった整備を今後、実施していくということは、非常に重要なことと考えています。

もう一つなのですが、大竹駅周辺の今後の街路計画、都市計画道路中市駅前油見線の関係でございますが、大竹駅周辺整備事業も非常に大きい規模の事業というところがございますが、次に、今挙げられました駅前と油見線と中市立戸線を連絡する区間については、以前から投資効果は高いであろうというところは、多くの職員、市民のほうからも期待されています。今、具体的に事業化の計画というところは立ち上げてませんが、いろんな優先度、そういった観点から判断しまして、この路線もその一つになるかと思われまので、また計画のほうを立ち上げていきたいと考えております。

たくさんありまして、抜けがあるかもしれませんが、大きな方向性ではそういった行政の思いというところでございます。

以上です。

○議長（細川雅子） 西村議員。

○9番（西村一啓） 御答弁、ありがとうございました。

決していつまでにやれと言うのでなく、第五次総合計画から次のステップに行けるまちづくりの一つとして、私が今まで地域の住民の方から聞いた声をまとめて、発言をさせていただきました。

最近では、中国新聞によく載ってますが、玖波地区は住民の皆さんを初め、議員の皆さん、職員も御存じと思いますが、あそこは江戸時代、その前からの宿場町でございます。こうしたまちづくりに活用できる、金のかからない、元手のかからない歴史があるんですよ。西国街道を国の史跡あるいは国の指定のそういう文化財にしてもらうことも、私はまちづくりの一つだと思います。単なる開発、家を建てるだけではなく、木野地区で言えば中津原格子戸通りが山手側にあります。ああいう通りはこの近辺ではなかなか現存で残っているところがないんですよ。そういうものを含めた将来の構想をまちづくりに取り入れられたらいいかなという思いがあります。

それから繰り返して申し上げますが、新町3丁目は確かに宅地としてはいろんな面で便利でよい場所なのですが、たまたま道路がない。その道路をつくるには進入路、その下を雨水排水管を通すと。あるいは大竹小学校前から川を分岐して通すという、いろいろあります。現在、見てもらったら分かりますが、既に本町辺りでは空き地に家がだんだん建ってきてます。やはりちょっとした空き地は皆さん、先ほど申しましたように、戦後75年、必ずもう建て替える時期なんですよ。まちづくりの基本は道、道をきちっとすれば必ずできます。そうした意味でも、元町地区、本町地区、白石地区、新町地区、油見地区、立戸地区、いろんな問題があると思いますが、そういうものにいろいろ取り組んでいかれて、夢のあることばかり申しましたが、最後になります、松ヶ原地区から栗谷地区に通じるトンネル、これはもともと計画が、私の調べた中では県にあったそうです。だけど、ど

ういう形で中断したのか分かりません。最近よく言われるのが、中山間地の高齢者が免許証を返納したら、どうやって町に行くんかという。これからは無人バスが走ることも考えられます。トンネルがあったら渡ノ瀬ダムのぐにゃぐにゃした道を通ってくる必要はありません。距離にして約3キロです。聞くところによれば、トンネル工事はメーターが200万円ぐらいかかるんだそうです。そしたら大ざっぱに見ても100億円以内の金額でできるんなら、決してできないまちではないと、私は確信しております。そうした意味でのまちづくり、それから約78キロ平方メートルあるこのコンパクトなまち、県内23市町の中で一番沿岸部、宅地、それから中山間地と、まとまったまちであります。ぜひとも職員の力で、これからも伸び伸びと単独市制でやってもらいたい。そういうことを要望として入れまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 以上で一般質問を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

会議の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、6月10日の本会議に継続いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって6月10日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。

明日、6月10日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

15時56分 延会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月9日

大竹市議会議長 細 川 雅 子

大竹市議会副議長 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 山 本 孝 三

大竹市議会議員 藤 川 和 弘

令和2年6月
大竹市議会定例会（第3回）議事日程

令和2年6月10日10時開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 | 付 記 |
|-----|-----------|---|---------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 報告第 5号 | 大竹市土地開発公社の経営状況について | 報 告 |
| 第 3 | 議案第42号 | 教育委員会委員の任命の同意について | — (一 括) |
| 第 4 | 議案第43号 | 農業委員会委員の任命の同意について | |
| 第 5 | 議案第44号 | 農業委員会委員の任命の同意について | |
| 第 6 | 議案第45号 | 農業委員会委員の任命の同意について | |
| 第 7 | 議案第46号 | 農業委員会委員の任命の同意について | |
| 第 8 | 議案第47号 | 農業委員会委員の任命の同意について | |
| 第 9 | 議案第48号 | 農業委員会委員の任命の同意について | |
| 第10 | 議案第49号 | 農業委員会委員の任命の同意について | 即 決 |
| 第11 | 議案第50号 | 農業委員会委員の任命の同意について | 即 決 |
| 第12 | 議案第51号 | 農業委員会委員の任命の同意について | 即 決 |
| 第13 | 議案第52号 | 固定資産評価員の選任の同意について | 即 決 |
| 第14 | 議案第53号 | 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について | 総務文教付託 |
| 第15 | 議案第54号 | 大竹市手数料条例の一部改正について | 生活環境付託 |
| 第16 | 議案第55号 | 大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について | — (一 括) |
| 第17 | 議案第56号 | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | |
| 第18 | 議案第57号 | 市道路線の認定について | 生活環境付託 |
| 第19 | 議案第58号 | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第5号） | 総務文教付託 |
| 第20 | 令和2年請願第1号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願 | 総務文教付託 |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 5号（報告）
- 日程第 3 議案第42号から日程第13 議案第52号（説明・表決）
- 日程第14 議案第53号（説明・付託）
- 日程第15 議案第54号（説明・付託）
- 日程第16 議案第55号から日程第17 議案第56号（説明・付託）

○日程第18 議案第57号 (説明・付託)

○日程第19 議案第58号 (説明・付託)

○日程第20 令和2年請願第1号 (付託)

○出席議員 (16人)

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 細川雅子 | 2番 | 藤川和弘 |
| 3番 | 原田孝徳 | 4番 | 小中真樹雄 |
| 5番 | 中川智之 | 6番 | 小田上尚典 |
| 7番 | 賀屋幸治 | 8番 | 北地範久 |
| 9番 | 西村一啓 | 10番 | 和田芳弘 |
| 11番 | 網谷芳孝 | 12番 | 児玉朋也 |
| 13番 | 山崎年一 | 14番 | 日域究 |
| 15番 | 寺岡公章 | 16番 | 山本孝三 |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

| | | | | |
|------|---------------|------|------|-----|
| 市 | 長 | 入山欣郎 | | |
| 副市 | 長 | 太田勲男 | | |
| 教 | 育 | 長 | 小西啓二 | |
| 総務 | 部 | 長 | 中村一誠 | |
| 市民生活 | 部 | 長 | 三原尚美 | |
| 健康福祉 | 部長兼福祉事務所 | 長 | 豊原学 | |
| 建設 | 部 | 長 | 山本茂広 | |
| 上下水道 | 局 | 長 | 古賀正則 | |
| 消 | 防 | 長 | 佐伯和規 | |
| 総務課 | 長併任選挙管理委員会事務局 | 長 | 柿本剛 | |
| 企画 | 財政 | 課 | 長 | 三上健 |

○出席した事務局職員

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 田 | 中 | 宏 | 幸 |
| 議 | 事 | 係 | 長 | | | 加 | 藤 | 豪 | |

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番、原田孝徳議員、  
4番、小中真樹雄議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 報告第5号 大竹市土地開発公社の経営状況について

○議長（細川雅子） 日程第2、報告第5号大竹市土地開発公社の経営状況についてを議題
といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 報告第5号大竹市土地開発公社の経営状況について説明を申し上げ
ます。

まず、事業概要でございますが、令和元年度中に取得した用地、処分した用地はいずれ
もございません。

次に、収益的収支につきまして説明を申し上げます。収入総額は827万7,925円であり、
支出総額は650万8,747円で、差引き176万9,178円の純利益となっております。

なお、財務諸表につきましては決算書に記載しておりますので、説明を省略させていた
だきます。

以上で報告第5号の説明を終わります。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第5号は報告事項でありますので、以上をもって終
結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第13〔一括上程〕

議案第42号 教育委員会委員の任命の同意について

議案第43号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第44号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第45号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第46号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第 4 7 号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第 4 8 号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第 4 9 号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第 5 0 号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第 5 1 号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第 5 2 号 固定資産評価員の選任の同意について

○議長（細川雅子） 日程第 3、議案第 42 号教育委員会委員の任命の同意についてから、日程第 13、議案第 52 号固定資産評価員の選任の同意についてに至る 11 件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第 42 号から議案第 52 号までにつきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、議案第 42 号教育委員会委員の任命の同意について説明を申し上げます。

御承知のように、教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育長及び 4 人の委員をもって組織され、委員の任期は 4 年と定められております。このたび、この委員のうち、新矢佳弘氏から 6 月 30 日付で辞職したい旨申し出がありましたので、その後任として小城和之氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、市議会の同意を求めます。

小城氏は平成 15 年 4 月に吉岡建設株式会社に入社、同社退社後、平成 21 年 4 月から株式会社小城六右衛門商店に勤務され、令和元年 5 月から丸一チップ株式会社にも勤務されております。また、平成 30 年には大竹青年会議所理事長を、平成 31 年 4 月からは玖波小学校 P T A 会長を務められるなど、人格、識見ともに優れ、教育行政に携わる者として申し分のない方であると考えまして、御提案を申し上げます。

続きまして、議案第 43 号から議案第 51 号までの、大竹市農業委員会委員の同意について説明を申し上げます。

御承知のとおり、農業委員会は農業委員会等に関する法律及び大竹市農業委員会の委員等の定数に関する条例により、定数が 9 名で組織され、委員の任期は 3 年と定められております。このたび、現在の委員が令和 2 年 7 月 19 日をもって任期満了となることに伴い、9 名の方を農業委員会委員に任命したく、議会の同意を求めます。

まず、議案第 43 号は、橋村實男氏でございます。橋村氏は現農業委員であり、また、J A 佐伯中央総代として、長きにわたりその役目を務められており、地域の面倒見がよく、また、自らも農業に従事され、知識が豊富で、農業委員として申し分ない方と考えまして、御提案を申し上げます。

続きまして、議案第 44 号は正木静夫氏でございます。正木氏は現農業委員で、地元自治会の会長、J A 佐伯中央非常勤理事、栗谷農事研究会副会長、栗谷産ヒノヒカリ出荷組合顧問として地域農業に貢献され、また、自らも農業に従事し、農業に対する知識をお持ちで、農業委員として申し分ない方と考えまして、御提案を申し上げます。

続きまして、議案第45号はマツバラ順二氏でございます。マツバラ氏は現農業委員で、造園業を営まれるとともに、合同会社大竹特産ゆめ倶楽部として、耕作放棄地を活用して栽培から加工・販売まで、農業の6次化にも積極的に取り組まれるなど、農業委員として申し分のない方と考えまして、御提案を申し上げるものでございます。

続きまして、議案第46号は田中博幸氏でございます。田中氏は現農業委員で、自ら農業に従事し、農業に対する識見に優れており、また、地元自治会の会長を務められるなど地元住民からの信頼も厚く、農業委員として申し分のない方と考えまして、御提案を申し上げるものでございます。

続きまして、議案第47号は小川裕希恵氏でございます。小川氏は現農業委員で、自ら積極的に農業を営む傍ら、地域や他業種の人と交流を図りながら、農業全体の発展に御尽力されております。また、若手の女性農業者として本市の将来を担うことを期待できる人材であり、農業委員として申し分ない方と考えまして、御提案を申し上げるものでございます。

続きまして、議案第48号は丸小操氏でございます。丸小氏は自ら農業に従事し、農業に対する知識が豊富であり、また、地域の人望も厚く、農業委員として申し分ない方と考えまして、御提案を申し上げるものでございます。

続きまして、議案第49号は東田保夫氏でございます。東田氏は自ら農業を営まれ、また、地元自治会の会長、松ヶ原地域資源保全会の設立に尽力され、初代代表を務められるなど、地域のリーダーとして熱心に取り組まれており、農業委員として申し分ない方と考えまして、御提案を申し上げるものでございます。

続きまして、議案第50号は古木麻知子氏でございます。古木氏は現農業委員で、司法書士として農地法に係る案件に関する経験をお持ちであり、引き続き中立的な立場で物事を判断できる農業委員として申し分ない方と考えまして、御提案を申し上げるものでございます。

続きまして、議案第51号は石井昌嗣氏でございます。石井氏は自ら農業に従事されるとともに、地域の農業活動に積極的に参加され、地域のリーダーとして地元の信頼が厚く、農業委員として申し分ない方と考えまして、御提案を申し上げるものでございます。

続きまして、議案第52号固定資産評価員の選任の同意について説明を申し上げます。

本市の固定資産評価員につきましては、従来から税務担当課長を選任しておりますが、固定資産評価員に選任しておりました市民税務課長の池田宗吾氏が、去る3月31日付で退職いたしましたので、後任の固定資産評価員に現市民税務課長の岡崎研二氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、市議会の同意を求めるとでございます。

以上で、議案第42号から議案第52号までの説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） 副市長。

○副市長（太田勲男） 先ほど市長から提案説明をさせていただきましたが、議案第45号につきまして、マツバラ順二氏でございますというように聞こえた方もいらっしゃると思ひ

ますが、島原順二氏でございますので訂正をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本11件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

議案第42号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第43号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第44号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第45号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第46号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第47号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第48号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第49号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第50号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第51号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第52号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第53号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第14、議案第53号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 中村一誠 登壇〕

○総務部長（中村一誠） 議案第53号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

本条例では、市長等がその職務を行うにつき、善意で重大な過失がないときは、市長等が損害賠償責任を負う額から、条例で定める最低負担額を控除して得た額について、その責任を免除する旨を規定しております。本年4月1日に施行されました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令により、地方自治法施行令が改正され、会計年度任用職員の最低負担額の算定に、地方自治法第203条の2第4項に規定する期末手当を含むこととされたため、政令の改正内容に沿って、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日は、公布の日からとしております。

以上で、議案第53号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第53号は総務文教委員会に付託いたします。

なお、議案第53号については地方自治法の規定により監査委員の意見を求めることになっております。議長名で監査委員に文書で意見聴取し、得られた回答を審査資料としてサイドブックに掲載しております。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第15 議案第54号 大竹市手数料条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第15、議案第54号大竹市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 三原尚美 登壇〕

○市民生活部長（三原尚美） 議案第54号大竹市手数料条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、大竹市手数料条例の一部を改正しようとするものです。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、通知カードが廃止されました。これにより市で実施していた通知カードの再交付事務もなくなりましたので、通知カードの再交付手数料の規定を削除するものです。この条例の施行期日は、公布の日としています。

以上で、議案第54号の説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第54号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16～日程第17（一括上程）

議案第55号 大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について

議案第56号 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第16、議案第55号大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について及び日程第17、議案第56号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての2件を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 豊原 学 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 議案第55号及び議案第56号につきまして、一括して説明申し上げます。

初めに、議案第55号大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について説明申し上げます。

本件は、重度心身障害者医療費の受給資格について所得制限を緩和するよう、条例の一部を改正しようとするものでございます。具体的には、所得制限により重度心身障害者医療費の助成対象外となる者であっても、人工呼吸器等装着者であって、特別な事情があると市長が認めた者は、助成対象者とするよう改正するものでございます。

なお、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱も改正され、今回対象となった方に対する助成金も、広島県の補助の対象となっています。

また、施行日については、公布の日からとし、令和2年4月1日に遡って適用することとしております。

続きまして、議案第56号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明申し上げます。

家庭的保育事業等、いわゆる地域型保育事業は、平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度の施行により、新たに市町村による認可事業として家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業があり、原則3歳未満児を対象とした保育サービスを提供する施設でございますが、このたび、国において家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令、また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴いまして、関係条例を改正しようとするものでございます。

改正の概要につきましては、家庭的保育事業者等に確保することが求められている卒園後の受入先確保のための連携施設を、引き続き教育、保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とすること。また、居宅訪問型保育の実施については、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する保育の提供が可能であるという規定が追加されましたので、本市の条例におきましても、省令、内閣府令の改正と同様の改正を行うものでございます。

最後に、施行期日につきましては、公布の日からとしております。

以上で、議案第55号及び議案第56号の説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第55号及び議案第56号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第18 議案第57号 市道路線の認定について

○議長（細川雅子） 日程第18、議案第57号市道路線の認定についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 議案第57号市道路線の認定について説明を申し上げます。

今回、認定をしようとする松ヶ原6号線は、松ヶ原地区の方の主要な生活道路として利用されている道路であり、平成30年度から広島県が実施しております治山事業に際し、工事用道路として拡幅されています。事業終了後も、地元からの要望により現状へ戻されることなく利用される予定でございますので、市道路線として新たに認定し、適正な維持管理を実施するものでございます。

なお、認定しようとする道路の一部が廿日市市の区域内にあるため、市道認定するに当



たり、道路法第8条第3項及び第4項の規定により、廿日市市長の承諾を得ております。

以上で、議案第57号の説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第57号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第58号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

○議長（細川雅子） 日程第19、議案第58号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、14番日域議員には退席を願っておりますので、御了承願います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第58号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

このたびの補正予算は歳入歳出にそれぞれ2億637万6,000円を追加し、予算総額を208億7,999万1,000円にするとともに、債務負担行為の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により、44ページの歳出から御説明申し上げます。

第2款総務費は、1,970万円を増額するものでございます。内容といたしましては、宝くじコミュニティ事業助成金を財源として、自治会活動に必要な備品整備費用を自治会に補助するほか、市税過誤納還付金を1,500万円計上するものでございます。

第3款民生費は、7,964万円を増額するものでございます。内容といたしましては、小規模保育施設の施設整備に対する補助金を計上するものでございます。

第8款土木費は、7,241万8,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、岩国大竹道路整備に伴う市営住宅御園集会所等の土地売却収入及び移転補償費を、市営住宅基金へ積み立てるものでございます。

第9款消防費は、100万円を増額するものでございます。内容といたしましては、宝くじコミュニティ事業助成金を財源として、消防団の活動に必要な消耗品費を計上するものでございます。

第10款教育費は、3,361万8,000円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、令和5年度までの児童生徒1人1台の学習用コンピューターの整備に向け、令和2年度から順次小学校・中学校にタブレットを配備することとしていましたが、国の緊急経

済対策に基づき、今年度中に全児童生徒に整備するための費用を計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、43ページの歳入予算につきまして御説明いたします。

第15款国庫支出金は、5,876万2,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、歳出に計上しております私立保育所等整備補助金に対する国庫補助金を6,371万2,000円計上いたします。また、小学校・中学校の児童生徒用タブレットを備品購入費から借上料に切り替えることに伴い、公立学校情報機器整備費を495万円減額するものでございます。

第17款財産収入は、市営住宅御園集会所等の土地売却収入3,307万1,000円を計上するものでございます。

第19款繰入金は、ふれあい福祉基金の繰入れ及び財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

第21款諸収入は、4,322万8,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、宝くじコミュニティ事業助成金を570万円、スポーツ振興くじ助成金を468万1,000円、市営住宅御園集会所移転補償費を3,284万7,000円計上するものでございます。

次に、41ページの第2表債務負担行為の補正は、複数年の契約をするものについて債務負担行為の追加をするものでございます。

以上で、議案第58号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第58号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第20 令和2年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願

○議長（細川雅子） 日程第20、令和2年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております令和2年請願第1号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月11日から6月22日までの12日間、休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって6月11日から6月22日までの12日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

この際御通知申し上げます。本日、本会議終了後、第1委員会室において、議員全員協議会を開催いたします。

また、6月11日は午前10時から総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員政策研究会を、6月12日は午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、その終了後、生活環境委員政策研究会を、6月15日は午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会をそれぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

6月23日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

10時33分 散会

(2. 6. 10)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月10日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 原田 孝徳

大竹市議会議員 小中 真樹雄

令和 2 年 6 月  
大竹市議会定例会（第 3 回）議事日程

令和 2 年 6 月 23 日 10 時開会

| 日 程 | 議案番号          | 件 名                                                                             | 付 記            |
|-----|---------------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 第 1 |               | 会議録署名議員の指名                                                                      |                |
| 第 2 | 議案第 5 3 号     | 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について                                                  | 総務文教<br>(原案可決) |
| 第 3 | 議案第 5 8 号     | 令和 2 年度大竹市一般会計補正予算（第 5 号）                                                       | 総務文教<br>(原案可決) |
| 第 4 | 議案第 5 4 号     | 大竹市手数料条例の一部改正について                                                               | 生活環境<br>(原案可決) |
| 第 5 | 議案第 5 5 号     | 大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について                                                      |                |
| 第 6 | 議案第 5 6 号     | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |                |
| 第 7 | 議案第 5 7 号     | 市道路線の認定について                                                                     | (原案可決)         |
| 第 8 | 令和 2 年請願第 1 号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願                                                      | 総務文教<br>(採 択)  |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 5 3 号（報告・表決）
- 日程第 3 議案第 5 8 号（報告・表決）
- 日程第 4 議案第 5 4 号から日程第 7 議案第 5 7 号（報告・表決）
- 日程第 8 令和 2 年請願第 1 号

○出席議員（16人）

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 細 川 雅 子  | 2 番 藤 川 和 弘  |
| 3 番 原 田 孝 徳  | 4 番 小 中 真樹雄  |
| 5 番 中 川 智 之  | 6 番 小田上 尚 典  |
| 7 番 賀 屋 幸 治  | 8 番 北 地 範 久  |
| 9 番 西 村 一 啓  | 10 番 和 田 芳 弘 |
| 11 番 網 谷 芳 孝 | 12 番 児 玉 朋 也 |
| 13 番 山 崎 年 一 | 14 番 日 城 究   |
| 15 番 寺 岡 公 章 | 16 番 山 本 孝 三 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

|       |         |
|-------|---------|
| 市 長   | 入 山 欣 郎 |
| 副 市 長 | 太 田 勲 男 |

教 育 長  
総 務 部 長  
市 民 生 活 部 長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建 設 部 長  
上 下 水 道 局 長  
消 防 長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企 画 財 政 課 長

小 西 啓 二  
中 村 一 誠  
三 原 尚 美  
豊 原 学  
山 本 茂 広  
古 賀 正 則  
佐 伯 和 規  
柿 本 剛  
三 上 健

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

田 中 宏 幸  
加 藤 豪

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。  
これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において5番、中川智之議員、
6番、小田上尚典議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第53号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第2、議案第53号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例  
の一部改正についてを議題といたします。  
本件に関し、委員長の報告を求めます。  
総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和2年6月10日、第3回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記  
のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                             | 審査の結果 |
|--------|--------------------------------|-------|
| 議案第53号 | 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について | 原案可決  |

令和2年6月11日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは6月10日の本会議におきまして、総務文教委員会  
に御付託いただきました議案第53号につきまして、6月11日に委員会を開催し、審査を行  
いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

議案第53号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてでござい  
ますが、本件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決  
しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第58号 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

○議長（細川雅子） 日程第3、議案第58号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、14番、日域議員には退席を願っておりますので、御了承願います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和2年6月10日、第3回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件名 | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第58号 | 令和2年度大竹市一般会計補正予算（第5号） | 原案可決 |

令和2年6月11日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは6月10日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案第58号につきまして、6月11日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

議案第58号令和2年度大竹市一般会計補正予算（第5号）でございますが、本件のうち

民生費では、「私立保育所等委託事業について大竹市の待機児童の現状について伺う。また、小規模保育事業者の選定条件について伺う」との質疑に対しまして、「令和2年4月時点で、国の定義する待機児童は、ゼロ人である。ただし、特定の保育所を希望するなど、私的な理由の待機児童は5人である。小規模保育事業者の選定条件については、大竹市の子ども・子育て会議に諮問し、市が決定するが、原則的には法令や条例に則して基準を満たしていれば認可になる。ただし、今行っている保育所の再編により、3歳未満児の保育需要を満たすことができれば、当面は認可をしないということになる」との答弁がございました。

続いて消防費では、「消防団資機材整備事業について、令和6年度までに防火服を配備する予定であるとのことだが、令和2年度は、宝くじコミュニティ事業助成金（地域防災組織育成）で28着の防火服を配備することで、整備計画が前倒しになるのか伺う。また、防火服の配備は、消防団からの要望があったのか伺う」との質疑に対しまして、「防火服の整備計画は、令和6年度までに88着を配備する予定である。今回は、宝くじコミュニティ事業助成金（地域防災組織育成）によって、28着分の防火服を予算計上しているので、整備計画を前倒して配備することを考えている。また、防火服は、要望とは別に、消防団員の安全面を配慮して優先的に配備した」との答弁がございました。

続いて教育費では、「補正予算の債務負担行為の補正で、小学校と中学校の学習用端末の借りに要する経費が計上されているが、全国的に新型コロナウイルス感染症の影響で、学習用端末を整備する中で、必要台数をそろえることができるのか伺う」との質疑に対しまして、「児童生徒全員分と授業担当の教員分で約2,000台の学習用端末の借りを予定している。業者から情報を集める中では、厳しい見方がある中でも、何とか確保できる見通しであると聞いている。これからも情報を集めながら、今年度中に予定どおり整備したいと考えている」との答弁がございました。

次に、「学習用端末について他市町では、新型コロナウイルス感染症の第2波の臨時休校に備えて家庭でのW i - F i環境状況を調査して、補助金を出してオンライン授業の準備をしているが、大竹市は、新型コロナウイルス感染症の第2波に備えた計画があるのか伺う」との質疑に対しまして、「大竹市では、今回の臨時休校期間中に学校から学習課題を渡し、電話や家庭訪問などで励みになるような言葉をかけながら、1週間以内で提出してもらい、次の新しい学習課題を渡すというサイクルを行っていた。また、大竹市の新型コロナウイルス感染症の第2波に備えた計画については、県立学校で導入しているG S u i t eという無料の学習用のクラウドサービスを利用して学校と生徒一人一人をオンラインでつなげるシステムの準備を行っている。県立学校では、G S u i t eの活用方法としては、健康観察や学習課題の指示や説明、未修の教科の説明動画や教科書の問題の答え合わせ等ができるが、一方的な講義形式となり、通常の学校の授業でのやり取りや生徒同士で考えることは難しい。大竹市としては、まず、家庭のW i - F i環境や端末機器の状況をアンケート形式で調査しようと考えている」との答弁がございました。

次に、「学習用端末の運用に向けて、使う側のリテラシーを向上し、著作権や肖像権などに留意することが重要であるが、大竹市の考えを伺う」との質疑に対しまして、「教職

員の研修の内容として、学習用端末の使い方などの技能面だけでなく、著作権や肖像権の問題についても取り入れていきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4～日程第7〔一括上程〕

議案第54号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第55号 大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について

議案第56号 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第57号 市道路線の認定について

○議長（細川雅子） 日程第4、議案第54号大竹市手数料条例の一部改正についてから日程第7、議案第57号市道路線の認定についてに至る4件を一括議題といたします。

本4件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、北地範久議員。

#### 生活環境委員会議案審査報告書

令和2年6月10日、第3回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件 名                                                                             | 審査の結果 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 議案第54号 | 大竹市手数料条例の一部改正について                                                               | 原案可決  |
| 議案第55号 | 大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について                                                      | 原案可決  |
| 議案第56号 | 大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第57号 | 市道路線の認定について                                                                     | 原案可決  |

令和2年6月12日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

生活環境委員長 北地 範久

〔生活環境委員長 北地範久議員 登壇〕

○生活環境委員長（北地範久） それでは6月10日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました議案4件につきまして、6月12日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査過程の概要並びに結果について審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第54号大竹市手数料条例の一部改正についてでございますが、本件では、「住民票を発行してもらおう際に、同じ手数料でもマイナンバー等が記載されている場合と記載されていない場合がある。交付申請時における記載事項に関する窓口対応について伺う」との質疑に対しまして、「住民票には、マイナンバーを記載することはできるが、住民基本台帳法上では、基本的に住所、氏名、生年月日、性別を記載することが原則とされている。その他の項目を記載する場合には、窓口で申請者に必要な項目を伺い、確認したうえで発行している。マイナンバーについても申請者が必要である場合のみ記載をしている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第55号大竹市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正についてでございますが、本件では、「今回の改正により、重度心身障害者医療費の支給に係る所得制限を適用しないこととする、人工呼吸器等装着者であって、特別な事情があると市長が認めた者について、具体的な要件を伺う」との質疑に対しまして、「人工呼吸器その他の生命維持に欠くことのできない装置を装着していることについて、特別な配慮を要する者であることをいう。特別な配慮を要する者とは、1点目に、継続して常時、生命維持管理装置を装着する必要があること、2点目に、日常生活動作が著しく制限されていること、こ

の2つの要件を満たす者をいう」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第56号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本件では、「今回の条例改正による具体的な変更点や、大竹市における影響などについて伺う」との質疑に対しまして、「1点目は、地域型保育事業所の連携施設に関する改正であり、その条件を緩和しようとするものである。現在、地域型保育事業所は、その保育事業を支援する連携施設を保育所、幼稚園、認定こども園から確保しなければならないとされており、その確保が全国的に課題となっている。連携施設の役割の中には、地域型保育事業所の卒園児に対して、受入先になるということがある。市町村が、地域型保育事業所の卒園児を、先行して入所受付や、入所審査する先行利用調整などの方法により、地域型保育事業所の卒園児への保育提供を確保できるものであれば、卒園後の受入先の確保を不要とするものである。これは、主に3歳以上の子供に待機児童が発生する大都市部などの地域に関わる条件緩和であり、大竹市の現状では、3歳以上の定員に余裕があるため、影響は少ないと考えている。2点目は、居宅訪問型保育事業に関する改正である。この事業の利用には、3歳未満の保育を必要とする乳幼児であり、障害・疾病の程度が重いため、集団保育が著しく困難である場合など、要件が定められているが、これに、保護者が疾患や障害などにより子供を養育することが難しい場合も利用できるよう、要件を加えるものである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本件では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第57号市道路線の認定についてでございますが、本件ではまず、「本件の路線を、市道認定することになった経緯と、延長、幅員について伺う」との質疑に対しまして、「当該路線は平成30年度から広島県で実施された治山事業において、仮設の工事用道路として拡幅され、使用されていたものであり、工事完了後は元に戻す予定であった。しかし、地元の市民から、そのまま道路を残してほしいとの要望があり、経過地である廿日市市と協議を行い、大竹市が維持管理する市道路線として、認定しようとするものである。また、道路の延長は54メートル、幅員は3メートルである」との答弁がございました。

次に、「市道路線として認定することのメリットについて伺う」との質疑に対しまして、「地方交付税の算定に用いる、基礎数値に算入される。また、自然災害などで被災した場合、復旧事業費に対して、国庫負担金の交付対象となる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案4件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。  
 質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。  
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。  
 これをもって質疑を終結いたします。  
 これより一括討論に入ります。  
 討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。  
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。  
 これをもって討論を終結いたします。  
 ただいま議題となっております本4件を採決いたします。  
 本4件に関する委員長の報告は、原案可決であります。本件は委員長の報告のとおり決  
 することに御異議ありませんか。  
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。  
 よって本4件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 令和2年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請
 願

○議長（細川雅子） 日程第8、令和2年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書
 採択についての請願を議題といたします。
 本件に関し、委員長の報告を求めます。
 総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条
 の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|---------------|--------------------------------|-------|----------|
| 令和2年
請願第1号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採
択についての請願 | 採 択 | 2. 6. 10 |

令和2年6月11日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは6月10日の本会議におきまして、総務文教委員会
 に御付託いただきました請願1件につきましては、6月11日に委員会を開催し、審査を行

いましたので、委員会での審査の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

令和2年請願第1号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願でございます。

本件は、大竹市職員労働組合執行委員長、榎原研介氏から提出された請願で、その趣旨といたしましては、「地方自治体は、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められている。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する現場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、その他の防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面している。こうした地方の財源対応について、政府は、骨太方針2018で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画と、実質的に同水準を確保するとしており、実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比プラス1.0%と、過去最高の水準となった。しかし、人口減少・超高齢化に伴う社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められている。このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要である」というもので、同趣旨の実現のために、国に意見書を提出することを求めて、請願されたものです。

審査におきまして、本件に対する執行部の現状や考えなどを尋ねたところ、「本請願は地方財政の充実・強化を求めることを要旨としている。大竹市においても全国市長会を通じて、国の税財源等の充実について提言をしており、今後もこの取り組みを続けていく。今回、意見書案には新たに新型コロナウイルス感染症対策についての項目が追加されている。現在、国において補正予算を編成し、経済対策や地方への臨時交付金など、様々な支援対策等が実施されているところであるが、必要な支援について、引き続き国に求めていきたいと考えている。また、今年度、来年度の税収の見通しは、新型コロナウイルス感染症の影響で減少し、非常に厳しい財政状況になることが見込まれている。安定的な財政運営を行うため、必要な地方財源の確保について、引き続き求めていきたいと考えている」といった説明がございました。

本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました請願1件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は、採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第1号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

ただいまから、職員をして意見書案を配付させますので、しばらくお待ちください。

〔意見書案配付〕

○議長（細川雅子） ただいま職員をして意見書案を配付させましたが、配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1、意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） 意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてにつきまして意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま地方自治体には、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる骨太方針2018で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしています。実際に2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円で、前年比プラス1%と、過去最高の水準となりました。

しかし、人口減少・超高齢化に伴う社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

1、社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2、とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3、新型コロナウイルス感染症対策として、新たに政府が予算化した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、2020年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても国の責任において十分な財源を確保すること。

4、地方交付税における業務改革の取組等の成果を反映した算定（従来のトップランナー方式）は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止・縮小を含めた検討を行うこと。

5、まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。

6、2020年度から始まる会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保を図ること。

7、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

8、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応を図ること。

9、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

10、依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

皆様の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

14番、日域議員。

○14番（日域 究） この文書、今、見せてもらったんですけども、9番にですね、大竹市とは何の関係もないことが書いてあるんですが、こういうものは削除してほしいと思いま

す。市町村合併の算定特例をですよ、今もって引っ張り回してるんですけども、大竹市とは何の関係もありません。大竹市が国全体のことを考えて意見書出すんならいいですけども、大竹市議会として出す以上ですよ、大竹市の立場で出すわけですから、悪口は言うことないですけども、関係ないことには触れないほうが自然だと思います。

○議長（細川雅子） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時35分 休憩

10時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） お待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日域議員の質疑の回答からお願いいたします。

西村委員長。

○総務文教委員長（西村一啓） 日域議員から、意見書案の9番目の項目を削除すべきではないかとの御意見がございましたが、さきの議会運営委員会において、意見書案について修正事項等の意見があれば、6月10日までにお知らせいただくよう、申し合わせがされております。期日までに、どなたからも意見がなかったため、今回、請願提出者から出された意見書案を提案したものですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（細川雅子） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要

するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに、大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に、慎重に御審議いただき、誠にありがとうございました。いずれの案件につきましても原案のとおり議決を賜りました。心より御礼を申し上げます。

議員の皆様から頂きました貴重な御意見・御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

これから暑い夏の季節に向かってまいります。今年はマスクの着用などにより、熱中症のリスクが高まるようでございます。

皆様におかれましては、どうか健康には十分御留意いただきまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） これにて本日の会議を閉じ、第3回大竹市議会定例会を閉会いたします。

10時53分 閉会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月23日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 中川 智之

大竹市議会議員 小田上 尚典